

平成28年壱岐市議会定例会12月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	5
第1日（12月2日 金曜日）	
議事日程表（第1号）	7
出席議員及び説明のために出席した者	8
再開（開議）	9
会議録署名議員の指名	9
審議期間の決定	10
諸般の報告	11
行政報告	12
議案説明	
議案第70号 長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について	21
議案第71号 壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について	21
議案第72号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	24
議案第73号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	25
議案第74号 壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	27
議案第75号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	28
議案第76号 壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	29
議案第77号 壱岐市税条例等の一部改正について	30
議案第78号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	32
議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市原島診療所）	33
議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）	33
議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）	

.....	3 4
議案第 8 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）	3 5
議案第 8 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）	3 5
議案第 8 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）	3 5
議案第 8 5 号 勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定について	3 6
議案第 8 6 号 平成 2 8 年度壱岐市一般会計補正予算（第 6 号）	3 8
議案第 8 7 号 平成 2 8 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	4 1
議案第 8 8 号 平成 2 8 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	4 2
議案第 8 9 号 平成 2 8 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	4 2
議案第 9 0 号 平成 2 8 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	4 3
議案第 9 1 号 平成 2 8 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 3
請願第 2 号 壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願	4 4

第 2 日（1 2 月 7 日 水曜日）

議事日程表（第 2 号）	4 7
出席議員及び説明のために出席した者	4 8
議案に対する質疑	
議案第 7 0 号 長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について	4 9
議案第 7 1 号 壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について	4 9
議案第 7 2 号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	5 0
議案第 7 3 号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員	

	の採用等に関する条例の一部改正について ……………	5 0
議案第 7 4 号	沓崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について ……………	5 0
議案第 7 5 号	沓崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ……	5 0
議案第 7 6 号	沓崎市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について ……………	5 0
議案第 7 7 号	沓崎市税条例等の一部改正について ……………	5 0
議案第 7 8 号	沓崎市国民健康保険税条例の一部改正について ……………	5 0
議案第 7 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市原島診療所） ……………	5 0
議案第 8 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（沓岐出会いの村） ……	5 1
議案第 8 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市猿岩物産館） ……………	5 1
議案第 8 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（沓岐風民の郷） ……	5 1
議案第 8 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市宮印通寺共同店舗） ……………	5 1
議案第 8 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市国民宿舎沓岐島荘） ……………	5 1
議案第 8 5 号	勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定について ……………	5 1
議案第 8 6 号	平成 2 8 年度沓崎市一般会計補正予算（第 6 号） ……………	5 1
議案第 8 7 号	平成 2 8 年度沓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） ……………	5 2
議案第 8 8 号	平成 2 8 年度沓崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） ……………	5 2
議案第 8 9 号	平成 2 8 年度沓崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） ……………	5 2
議案第 9 0 号	平成 2 8 年度沓崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） ……………	5 2
議案第 9 1 号	平成 2 8 年度沓崎市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号） ……………	5 2

委員会付託（議案）	5 2
予算特別委員会の設置	5 2
委員会付託（請願）	
請願第 2 号 荻崎市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願	5 3

第3日（12月8日 木曜日）

議事日程表（第3号）	5 5
出席議員及び説明のために出席した者	5 5
一般質問	5 6
3番 呼子 好 議員	5 6
2番 土谷 勇二 議員	6 6
6番 町田 正一 議員	7 5
1番 赤木 貴尚 議員	8 8

第4日（12月9日 金曜日）

議事日程表（第4号）	1 0 3
出席議員及び説明のために出席した者	1 0 3
一般質問	1 0 4
1 3 番 市山 繁 議員	1 0 4
5 番 小金丸益明 議員	1 1 8
1 4 番 牧永 護 議員	1 3 0
4 番 音嶋 正吾 議員	1 3 5

第5日（12月16日 金曜日）

議事日程表（第5号）	1 4 7
出席議員及び説明のために出席した者	1 4 9
諸般の報告	1 5 0
I C T推進特別委員会調査報告	1 5 1
委員長報告、委員長に対する質疑	1 5 2
議案に対する討論、採決	
議案第70号 長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について	1 5 5
議案第71号 荻崎市職員の再任用に関する条例の制定について	1 5 5

議案第72号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	156
議案第73号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	156
議案第74号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	157
議案第75号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	157
議案第76号	壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	157
議案第77号	壱岐市税条例等の一部改正について	158
議案第78号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	158
議案第79号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市原島診療所）	158
議案第80号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）	158
議案第81号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）	159
議案第82号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）	159
議案第83号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）	159
議案第84号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）	160
議案第85号	勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定について	160
議案第86号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）	160
議案第87号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	160
議案第88号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	161
議案第89号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	161

議案第90号 平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	161
議案第91号 平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	162
要望第3号 地球温暖化防止対策のために四庁舎の屋上に太陽光発電設置について の要望	162
市長提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)	162
議案第92号 芦辺小学校校舎改築工事(建築主体)請負契約の変更について	162
同意第9号～同意第27号 壱岐市農業委員会委員の任命について	164
議員提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)	167
発議第7号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議について	167
発議第8号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について	168
委員会の閉会中の継続審査・継続調査の申し出の件	170
市長の挨拶	170
閉会	172
資料	
委員会の閉会中の継続審査・継続調査の申し出の件	173

平成28年壱岐市議会定例会12月会議を、次のとおり開催します。

平成28年11月25日

壱岐市議会議長 鵜瀬 和博

- 1 期 日 平成28年12月2日（金）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

平成28年壱岐市議会定例会12月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	12月2日	金	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	12月3日	土	休 会	(閉庁日)
3	12月4日	日		
4	12月5日	月		○発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
5	12月6日	火		(議案調査)
6	12月7日	水	本会議	議案審議（質疑、委員会付託）
7	12月8日	木		○一般質問
8	12月9日	金		○一般質問
9	12月10日	土	休 会	(閉庁日)
10	12月11日	日		
11	12月12日	月		
12	12月13日	火	委員会	○常任委員会
13	12月14日	水		○予算特別委員会
14	12月15日	木	休 会	(議事整理日)
15	12月16日	金	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○閉会

平成28年吉崎市議会定例会12月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第70号	長崎縣市町村総合事務組合理約の変更について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第71号	吉崎市職員の再任用に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第72号	吉崎市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び吉崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第73号	吉崎市職員の給与に関する条例及び吉崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第74号	吉崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第75号	吉崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第76号	吉崎市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第77号	吉崎市税条例等の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第78号	吉崎市国民健康保険税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第79号	公の施設の指定管理者の指定について (吉崎市原島診療所)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第80号	公の施設の指定管理者の指定について (吉岐出会いの村)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第81号	公の施設の指定管理者の指定について (吉崎市猿岩物産館)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第82号	公の施設の指定管理者の指定について (吉岐風民の郷)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第83号	公の施設の指定管理者の指定について (吉崎市宮印通寺共同店舗)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第84号	公の施設の指定管理者の指定について (吉崎市国民宿舎吉岐島荘)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第85号	勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第86号	平成28年度吉崎市一般会計補正予算(第6号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第87号	平成28年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第88号	平成28年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)

平成28年吉崎市議会定例会12月会議 上程案件及び議決結果一覧 (2/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第89号	平成28年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第90号	平成28年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第91号	平成28年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第92号	芦辺小学校校舎改築工事(建築主体)請負契約の変更について	省 略	原案のとおり可決 (12/16)
同意第9号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第10号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第11号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第12号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第13号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第14号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第15号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第16号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第17号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第18号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第19号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第20号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第21号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第22号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第23号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第24号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)

平成28年吉崎市議会定例会12月会議 上程案件及び議決結果一覧 (3/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
同意第25号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第26号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
同意第27号	吉崎市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/16)
要望第3号	地球温暖化防止対策のために四庁舎の屋上に太陽光発電設置についての要望	産業建設常任委員会 不採択	不採択 (12/16)
請願第2号	吉崎市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願	総務文教厚生常任委員会	継続審査
発議第7号	議会活性化特別委員会の設置に関する決議について	省 略	原案のとおり可決 (12/16)
発議第8号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (12/16)

平成28年吉崎市議会定例会12月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、 一部改正、廃止	8	8				発議(条例制定) (一部改正)				
予算	6	6				発議(意見書)	1	1		
その他	28	28				決議・その他	1	1		
報告						計				
決算認定 (内前回継続)						請願・陳情等 (内前回継続)	1			1
計	42	42				計	1			1

平成28年吉崎市議会定例会12月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	質問の相手	ページ
12月8日 (木)	1	呼子 好	不妊治療費の支援について ----- 嘱託・臨時職員の待遇改善について ----- 新規農漁業支援事業の拡大について ----- 訪日客の誘致を	市長	56～66
	2	土谷 勇二	原子力防災について ----- ガソリン価格について ----- 野犬対策について	市長	66～75
	3	町田 正一	地方創生交付金事業、離島活性化交付金事業、国境離島新法について ----- 女性職員の積極的な幹部職員への登用について	市長	75～88
	4	赤木 貴尚	安全安心なまちづくりについて ----- 文化財産保全について	市長、教育長 ----- 市長	88～100
12月9日 (金)	5	市山 繁	孫文と梅屋庄吉の妻トクの功績について ----- 島の歴史を伝える街並作りにについて ----- 目坂団地（石田町）の耐震工事と対策について	市長	104～117
	6	小金丸益明	市営住宅の建設計画について ----- 空き家対策として ----- 芦辺港後背地、芝広場の整備について	市長	118～130
	7	牧永 護	バイオマス発電について ----- 高齢者の免許返納について	市長	130～135
	8	音嶋 正吾	平成28年の市政を振り返って	市長	135～145

平成28年 壱岐市議会定例会 12月議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成28年12月2日 午後1時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	13番 市山 繁 14番 牧永 護
日程第2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 説明
日程第5	議案第70号	長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について 総務部長 説明
日程第6	議案第71号	壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について 総務部長 説明
日程第7	議案第72号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第8	議案第73号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第9	議案第74号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第10	議案第75号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第11	議案第76号	壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第12	議案第77号	壱岐市税条例等の一部改正について 市民部長 説明
日程第13	議案第78号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について 市民部長 説明
日程第14	議案第79号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市原島診療所) 保健環境部長 説明
日程第15	議案第80号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐出会いの村) 農林水産部長 説明
日程第16	議案第81号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市猿岩物産館) 農林水産部長 説明

日程第17	議案第82号	公の施設の指定管理者の指定について（老岐風民の郷）	農林水産部長	説明
日程第18	議案第83号	公の施設の指定管理者の指定について（老岐市営印通寺共同店舗）	企画振興部長	説明
日程第19	議案第84号	公の施設の指定管理者の指定について（老岐市国民宿舎老岐島荘）	企画振興部長	説明
日程第20	議案第85号	勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定について	企画振興部長	説明
日程第21	議案第86号	平成28年度老岐市一般会計補正予算（第6号）	財政課長	説明
日程第22	議案第87号	平成28年度老岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長	説明
日程第23	議案第88号	平成28年度老岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部長	説明
日程第24	議案第89号	平成28年度老岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	建設部長	説明
日程第25	議案第90号	平成28年度老岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建設部長	説明
日程第26	議案第91号	平成28年度老岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	総務部長	説明
日程第27	請願第2号	老岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願	紹介議員説明	質疑なし

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（14名）

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 町田 正一君
8番 市山 和幸君	9番 田原 輝男君
10番 豊坂 敏文君	11番 中田 恭一君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 今西 菊乃君	16番 鶴瀬 和博君

欠席議員（1名）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君
事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午後1時30分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、こんにちは。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。竜崎新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

久間進議員から欠席の届け出があっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成28年竜崎市議会定例会12月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、市山繁議員、14番、牧永護議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

12月会議の審議期間につきましては、去る11月30日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、こんにちは。議会運営委員会の報告をいたします。

平成28年壱岐市議会定例会12月会議の議事運営について協議のため、去る11月30日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から12月16日までの15日間と申し合わせをいたしました。

本定例会12月会議に提案されます案件は、条例の制定1件、条例の一部改正7件、指定管理者の指定6件、平成28年度補正予算関係6件、その他2件の合計22件となっております。

また、陳情1件、請願1件を受理いたしておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

12月5日、6日は休会といたしておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、12月5日、月曜日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

12月7日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合は、できる限り事前通告をされますようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、議案第86号平成28年度一般会計補正予算（第6号）については、特別委員会を設置して審議すべきということを確認いたしましたのでよろしく申し上げます。

また、予算について質疑される場合も、特別委員長宛てに質疑の通告を提出されるようあわせてお願いいたします。

12月8日、9日の2日間で一般質問を行います。

12月13日に各常任委員会を開催し、12月14日は予算特別委員会としております。

12月15日は議事整理日として休会し、12月16日に本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

また、本定例会の審議期間中に請負契約の変更1件、人事案件19件が追加議案として提出される予定ですが、各委員会付託を省略し、全員審査を予定いたしております。

以上が、平成28年壱岐市議会定例会12月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。12月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月16日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、12月会議の審議期間は、本日から12月16日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。平成28年壱岐市議会定例会12月会議に提出され、受理した議案は22件、請願1件、陳情1件であります。

次に、監査委員より、例月現金出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る11月4日県庁において、長崎県離島振興市町村議会議長会及び長崎県町村議会議長会合同で、中村知事に対し全体で24項目、本市からも離島航路の維持、航路・航空路運賃の低減化とクロマグロの産卵期における漁獲制限について要望を行ったところであります。

次に、11月8日、東京都におきまして開催された第35回離島振興市町村議会議長全国大会に出席をいたしました。

会議では、大会宣言に続き、離島振興に関する要望事項が全て原案のとおり可決され、離島航路航空路支援法の早期制定を求める特別決議についても原案のとおり可決され、それぞれ実行運動を行うことが決定されました。

翌9日には、長崎県離島振興市町村議会議長会と町村議会議長会による地元選出国會議員に対する要望活動を行ったところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、11月18日長崎県庁におきまして、白川市長並びに山本県議とともに中村知事に、壱岐市及び壱岐市議会の連盟で壱岐空港滑走路の延長についてほか8項目の単独要望を行ったところであります。

次に、11月24日に長崎県3市2町離島市長・町長、議長会を壱岐市において開催しました。国境離島新法を初め、それぞれ離島が抱える共通課題について意見交換を行い、今後においても3市2町で力を合わせて要望していくことを確認したところであります。

今定例会 1 2 月会議において、議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第 4. 行政報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第 4、行政報告を行います。

白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 行政報告を申し上げます。

本日ここに、平成 2 8 年壱岐市議会定例会 1 2 月会議に当たり、前会議から本日までの市政の重要事項等、また今回、補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、1 1 月 3 日付で発令された第 2 7 回危険業務従事者叙勲において、本市から、元壱岐市消防長の松本力様が瑞宝双光章を受賞されております。

また、1 1 月 2 3 日付で発令された本年度の県民表彰では、産業功労として、多年にわたり西九州たばこ耕作組合副組合長を務められました岡口勝洋様が教育文化功労として、長年、学校医として御尽力いただいている光武新人様が、それぞれ受賞されました。

このたび、叙勲、県民表彰の栄に浴された皆様に対し、今日まで築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、心からお慶びを申し上げます。

さて、**国境離島新法に係る現在の取り組み**につきましては、1 0 月 2 4 日から 2 5 日にかけて国境離島新法を担当する国の機関である内閣官房総合海洋政策本部から 2 名御来島いただき、本市への現地調査が行われ、各分野の地元関係者 8 7 名の皆様方との意見交換会が 5 部会に分けて実施されました。

また、最後には振興局並びに市との意見交換会も実施されたところでございます。それぞれの分野で現状や課題を説明し、地元関係者の皆様からは施策提案を含め、さまざまな思いを直接、国に伝えていただきました。

国では、8 月 3 0 日に 2 9 年度予算の概算要求が示され、現在は基本方針を策定するための作業が行われている段階であり、本市といたしましては、国からの基礎調査や直接のヒアリングへの対応、壱岐市国境離島新法民間会議からの施策提案に係る事業化検討などを行っているところであります。

今後も、概算要求で示された運賃低廉化、滞在型観光の促進、物資の費用負担の軽減、創業・事業拡大等支援について、国、県、地元との事業調整を密にしていきたいと思いますと考えており、議員

各位、市民皆様のさらなる御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、昨年実施された平成27年**国勢調査の確定値**が10月26日に公表されました。壱岐市の平成27年10月1日現在の人口は2万7,103人で、平成22年の前回調査2万9,377人と比較すると2,274人の減で、減少率がマイナス7.7%となっています。

人口減少対策は喫緊の課題と捉えており、平成27年に策定した人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った施策を展開し、地域のさまざまな特性や資源を生かして少子高齢化と人口減少に歯どめをかける取り組みを進めてまいります。

次に、去る11月18日、長崎県への壱岐市及び壱岐市議会連盟の単独要望を行いました。中村知事を初め、幹部職員に対応いただき、本市からは山本啓介県議会議員も同席いただき、9項目の要望書を鵜瀬議長とともに知事へ提出いたしました。

本年度の重点要望項目として、壱岐空港滑走路の延長と勝本港に関連する施設整備の2項目を私のほうから御説明申し上げ、御理解を得たものと承知をいたしております。今後も県との連携を密にし、本市の振興発展に全力で取り組んでまいります。

次に、学校法人岩永学園が進めております**介護福祉士養成校の開校**については、校舎として校舎として活用する旧鯨伏中学校の耐震改修工事が完了し、昨日12月1日に開校式が行われました。

専門学校としての開校は来年4月1日からありますが、12月1日から来年2月28日までの間、求職者支援訓練として介護職員初任者研修が始まっております。

学校側としては、来年4月からの入学生に関して高校新卒者のみならず、市内の社会福祉施設等で勤務されている社会人の方で、国家資格取得を目指す意欲のある方にも随時生徒募集を行われております。

高齢化社会を迎え、社会問題となっている介護分野における人材確保のため、今後も支援を行ってまいります。

次に、**国民健康保険調整交付金等の返還**について申し上げます。

国民健康保険調整交付金は、市町村間の医療費、所得水準等の不均衡等の調整と、災害等の画一的な基準によって措置できない特別の事情を考慮して交付されるものでございます。

今回、一部新聞報道にありましたが、会計検査院より10月7日に提出された2015年決算検査報告のとおり、昨年11月に実施された会計検査院厚生労働検査第3課による実施検査により、過大交付の指摘による返還と自主返還の指導を受け、2,519万4,010円を国庫へ返還することとなっております。

また、国保被保険者の保険税負担の軽減と市町村国保の財政基盤の安定を図る目的で交付される国民健康保険基盤安定負担金においても、10月の平成28年度申請時に平成27年度分が過

大交付となっていることが確認され、国庫と県費合わせて2,252万9,484円を返還することとなっております。これらの返還金につきましては、今後国、県より示される返還スケジュールに沿った対応が求められるため、所要額の予算措置が必要となります。

いずれの事案も、制度の理解不足による誤った事務処理が要因となっていることから、今後このような事案が再発しないように、事務処理体制の見直しと、さらなる職員教育の徹底を図ってまいります。

さて、NHK長崎放送局と壱岐市の主催により、壱岐の島ホール落成20周年を記念したラジオ番組ふるさと自慢うた自慢の公開収録を11月25日に実施いたしました。

ゲスト歌手の橋幸夫さんと門倉有希さんをそれぞれのリーダーとして、地元の男性と女性のチーム対抗でふるさと自慢を繰り広げたり、またカラオケで競い合うコーナーなど、本市のPRに努めていただきました。また、ゲスト歌手2人の歌謡ショーも行われ、観覧者の皆様を大いに魅了していただきました。

なお、実際のラジオ放送は12月24日、この日は地元のふるさと自慢でございます。新年の1月7日、この日は主としてゲストお二人の歌謡ショーでございます。この2回に分けて放送される予定であり、詳細はケーブルテレビ等を通じてお知らせする予定といたしております。

次に、**交流人口の拡大**について申し上げます。

駐日外交団壱岐市視察ツアーについてでございますが、外務省と壱岐市の共催により、駐日外交団壱岐市視察ツアーを11月8日から9日にかけて実施し、15カ国から駐日大使5名を含む外交官21名の皆様が来島されました。

壱岐高校生徒との交流や一支国博物館、上村真珠等の島内視察及び歓迎レセプションを通して、美しい自然やグルメ、歴史、産業、おもてなしの精神など、壱岐市の魅力を肌で感じていただいたところであります。

事後のアンケート結果では、構成、協力、おもてなし、サポート、すばらしい人々と視察場所等全てが完璧だった。文化交流、パートナーシップと交易に対するよい契機となったと等、多くのうれしい言葉をいただきました。

外務省主催の本事業は、在京の駐日大使館の皆様には日本の地方の魅力を理解していただくことを目的とした事業であり、平成22年より実施され、本年度まで全国22カ所を訪問されております。壱岐市は離島では全国で初、九州でも北九州市に続き2カ所目の訪問先でありました。

このツアーを機に、今後も引き続き壱岐市の魅力を国内外へ発信し、観光客誘致、地場製品の販路拡大を図るとともに、国際交流を推進してまいります。

さて、本市における観光客を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの8月から10月までの乗降客数累計は21万4,640人、対前年比92.2%でありました。

8月は比較的天候に恵まれ、海水浴客も大幅にふえており、多くのお客様を迎えることができましたが、9月に入り一転して天候に恵まれず、台風の影響もあり前年に比べ大幅に落ち込んでおり、10月に入り回復の兆しが見られた状況となっております。

観光振興に取り組む上で、日本遺産認定第1号都市という財産を最大限活用することが重要であると考えております。

本年10月1日より、NPO法人一支国研究会を事業主体として、本市の日本遺産を構成する内海湾で古代航路体験ができるシーカヤック事業がスタートしました。今後、内海湾が有する多様な資源と組み合わせて、魅力ある観光地づくりに努めてまいります。

情報発信・誘客活動でございますけれども、9月にゆめタウン広島、10月に日本橋長崎館での観光物産展、11月にはマリンメッセ福岡での九州外食ビジネスウイーク2016において本市のPR等を行っております。今後もあらゆる機会を利用し、島の魅力の情報発信に努めてまいります。

また、来年度には東京浅草にある商業施設まるみごとにつぼんで壱岐のPRを実施したいと考えております。まるごとにつぼんは、全国各地のグルメを扱う店舗等が入る施設で、3階に全国の20程度の自治体がアンテナショップ形式でブース出展するおすすめふるさとというスペースがあります。

そのおすすめふるさとに、壱岐のブースを4月から1年間出展できるよう応募し、プレゼンを実施いたしましたところ、10月末に出展の内諾をいただきました。

まるごとにつぼんは、平成27年12月の開館以来、1日平均約1万人の来館実績を有し、テレビ等のメディアにも数多く取り上げられている施設であります。加えて浅草は、東京スカイツリー、東京タワーに次ぐ都内有数の人気観光スポットであり、年間約2,800万人の観光客が訪れる場所です。

本市の知名度向上及び壱岐産品の認知度向上に大いに寄与する事業と期待しており、来年の出展に向けた諸準備を進めてまいります。

次に、**壱岐なみらい創りプロジェクト**についてでございます。

市民皆様が中心となり、対話を通じて壱岐市の未来を自分のこととして考える壱岐なみらい創りプロジェクトの活動発表会を11月20日に壱岐高校コモンホールで開催いたしました。

当日は、これまで議論や実践を重ねてきた8つのテーマについて、それぞれの代表者が活動報告を行いました。

昨年の11月から10回の対話会を実施し、1,066名の方々に御参加いただいておりますが、このうち高校生を中心に学生が566名参加するなど、次代を担う子供や若者の意見を直接聞くことができたことは大変意義あることと考えております。

今後、今回の事業で確立した産官民、三方よしの関係をさらに進化させ、ほかにはない本市独自の地方創生に邁進してまいり所存でございます。

次に、**ふれあい交流事業**について申し上げます。

人口減少対策の一環として取り組みました婚活事業、第4回イキイキお結び大作戦を11月5日と6日に開催をいたしました。壱岐在住の男性参加者には、10月と11月に全国で活躍する婚活マスター高橋聰典氏をお招きし、コミュニケーション能力を高める手法や心構えなどのセミナーを昨年に続いて実施をいたしました。

女性参加者は、福岡を中心に遠くは東京・千葉・埼玉から参加いただき、男性17名、女性15名で開催したところ、8組のカップルが誕生いたしました。

今回の婚活イベントでは、男性に対する2度の事前セミナー、イベント終了直後のセミナー、2週間後のフォローアップセミナーを実施するなど、交際が円滑に進むフォローに重点を置き、イベント当日は男女が真剣に相手と向き合える時間を多く設けるなど、工夫を凝らして実施をしたところであります。

今後も継続的なフォローアップに努め、一人でも多くの成婚者、移住者がふえることを期待するものであります。

次に、**産業の振興**についてでございます。

まず、**農業の振興**についてでございますけれども、皆様御承知のとおり、11月10日の衆議院本会議で環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPの承認案と関連法案が可決されました。

本案は、参議院に送付され現在審議中ではありますが、今国会で承認、成立する見通しとなっております。アメリカ大統領選挙の結果も絡み不透明な状況ではございますが、TPPの発効により多くの農産物に影響が出てくるものと考えており、市といたしましてはTPPに係る情勢を注視し、国、県の施策に対し関係機関と連携した取り組みを積極的に展開してまいります。

本年度の水稻作況指数は、長崎県全体で104%、壱岐においては108%と、平年を上回る発表がなされました。

早期米については、日照が比較的多く収量は平年より増加いたしましたが、品質につきましては、高温の影響よりコシヒカリは1等はゼロでございまして、2等100%であった一方、高温耐性のあるつや姫は1等98.8%、2等1.2%の好成績であります。

普通期米につきましては、収穫期に雨が多かったため刈りおくれによる品質低下が見受けられ、11月30日現在、にこまるが1等77.7%、2等16.1%、3等6.2%であります。ヒノヒカリはこれも1等はゼロでございまして、2等100%となっております。

葉たばこにつきましては、成熟期の天候不良による立ち枯れ病の発生等が影響し、収量が反当211キロでございましたけれども、10月11日から17日にかけて行われた収納・販売では、

1キログラム当たり代金2,080円の高い品質で、10アール当たり代金43万8,939円の成績でありました。

畜産につきましては、去る10月26日、壱岐家畜市場で開催された壱岐市和牛共進会において、市内各地域から肉牛の部も含め85頭の出品をいただきました。出品者の皆様には、長期間にわたる御労苦に心からの感謝とおねぎらいを申し上げる次第であります。

来年9月7日から11日にかけて、第11回全国和牛能力共進会宮城大会が開催されます。昨年開催された長崎県和牛共進会において、出品者の御努力も報われず、壱岐牛は全ての出品区で上位入賞がかないませんでした。

このことを踏まえ、全共壱岐地区推進協議会では来年の全国和牛能力共進会出品を目指した出品意欲の向上を目的として、全共出品牛1頭当たり100万円を補助するように計画されております。

市といたしましても、全共へ出品されることにより壱岐牛の名声が高まるとともに、基幹作目である畜産業のさらなる振興につながるものと捉え、本計画に対し支援を行うようにしております。全共本番に向け、畜産農家、関係機関の皆様には、さらなる御精進を賜りたいと存じます。

肉用牛経営における子牛の販売は、全国的な繁殖農家の減少に伴い高値で推移しておりますが、肥育農家においては厳しい経営を強いられております。昨日の12月市初日の結果は、平均90万3,575円で前回は107.6%の成績であり、市場開設以来の高値を更新いたしております。

しかしながら、高齢化、後継者不足等による繁殖牛の飼養頭数が減少しておりますので、今後も産地維持のため繁殖基盤の強化を図らなければと考えております。

農地・農業用施設等災害については、被災申請箇所45地区の現地査定が実施され、その結果、平均査定率が94.6%、査定額が5,995万7,000円となりました。今後早急に事務手続を進め、復旧工事に着手してまいります。

次に、**水産業の振興**につきましては、本年4月から10月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年同期と比較いたしますと、漁獲量は1,896トンで11.1%の減、漁獲高は16億8,900万円で、14.1%の減となっております。主な要因は、9月から10月にかけての台風の影響や海水温の上昇による漁場環境の悪化などが考えられます。

漁家経営は大変厳しい状況が続いておりますが、水産業の振興を図るため今後も漁業者の皆様、そして各漁協を初め関係機関と連携を図り、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

また、意欲ある担い手の育成支援事業である認定漁業者制度については、現在180名を認定しておりますが、制度の開始から5年が経過し、更新時期を迎えております。今年度約半数の更新を予定しており、効率的・計画的漁業経営を図るため、今後も積極的な制度の活用を期待して

おります。

次に、**商工業の振興と雇用対策について**でございますが、人口減少抑制対策として地域での雇用創出を図るため、新しい産業の創出を促進するとともに、地元の頑張る中小企業を支援する新たな産業支援施策として、起業を志す人や経営上の課題を抱える中小企業のあらゆる問題の解決と、売上アップに向けたビジネスの挑戦を応援する壱岐市産業支援センターを開設し、センターを核とした地域産業活性化と地域全体の活性化に取り組んでまいります。

現在、12月末を締切として、センターの中心的役割を担うセンター長を募集しているところでございます。今後の流れとして、1月中旬に書類審査、2月下旬に面接審査を行い、その後センター長採用者を決定し、4月からセンター長の研修期間を設け、7月下旬から8月上旬にセンターを開設する予定といたしております。

次に、**大塚製薬株式会社との安全安心のまちづくりに関する連携協定について**申し上げます。

本協定については、大塚製薬株式会社福岡支店から、本市の重要施策の一つである市民の健康維持・増進、それを下支えするスポーツ振興や防災について提案をいただき、地域の一層の活性化と安全安心のまちづくり並びに市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上に寄与できるものと判断し、去る10月31日に連携協定を締結したところでございます。

今後、この協定を機に災害時の支援、健康づくりや食育、スポーツ振興など、本市の各種施策の推進に、専門知識や人的・物的資源、社会貢献で培ってきた豊富な経験を有する大塚製薬株式会社に貢献いただけるものと期待をいたしております。

教育につきましては、**次代を担う壱岐っ子の健全育成について**でございますが、小中学生の全国大会での活躍については9月会議でも御報告いたしました。去る10月28日から30日に横浜市日産スタジアムで開催された第47回ジュニアオリンピック陸上競技大会に長崎県代表として出場いたしました郷ノ浦中学校の松本汰壱君が、2年男子走り幅跳びの部において6メートル27センチの記録で、全出場選手48名中9位という好成績を残しました。

また、勝本中学校1年の香椎彩香さんが、先月行われた女子サッカーユース育成の最高峰に位置するナショナル・トレセンのメンバーに選出され、なでしこジャパンU-16日本代表入りの夢がかなう位置に昇り詰めてきました。

このような壱岐の子供たちの活躍は、本人の努力はもとより先生方や指導者、また保護者の御理解、御尽力によるものと受けとめております。全国大会・九州大会・県大会等での貴重な経験が精神力を鍛え、仲間を思いやる心や地域への感謝の気持ちをさらに育んでくれるものと期待をいたしております。

次代を担う壱岐っ子の健全育成を願い、島外での競技等の活躍を支援するため、今後不足が見込まれる小中学生スポーツ大会補助金を今回追加計上いたしております。

次に、**防災、消防・救急**について申し上げます。

まず**防災**についてでございます。去る10月4日に九州地方に接近した台風18号は、本市においても最大瞬間風速24.7メートルを記録するなど、強い勢力を保ったまま本市に接近しました。このため、自主避難施設の開設や避難準備情報の発表などによる市民皆様への注意喚起等を行ったところでございます。

被害状況につきましては、台風のコースが壱岐市の北側を通過する予測だったため、大きな被害が懸念されましたが、倒木3件、ビニールハウスの破損1件、普通期水稻の潮風害による葉枯れ等が174ヘクタール発生しておりますけれども、幸い大きな被害は発生しておりません。

今後とも、台風災害を初めとした自然災害に対し、関係機関と十分連携を図り防災対策に万全を期してまいります。市民皆様に置かれましては、防災に関する知識の普及啓発を目的に、災害への備えや災害が発生した場合の対処方法をまとめた我が家の防災マニュアルを各戸に配付しておりますので、再度確認をお願いいたします。

なお、去る11月14日に、イオンストア九州株式会社と災害時における支援に関する協定を締結いたしました。災害が発生した際に、本市の要請に基づき全国のイオングループが保有している食料品・衣料品・日用品などの生活必需品のほか、災害応急対策のために必要な物資の提供を受けることができ、安全で安心なまちづくりの実現に大きく寄与していただけるものと考えております。

次に、原子力防災について申し上げます。

去る9月26日に、本市で4回目となる原子力安全連絡会が開催され、県、市、九州電力、各関係機関の代表20名が出席し、玄海原子力発電所に関する防災対策などの情報の共有化と意見交換を行ったところであります。

また、10月10日には今回で5回目となる長崎県原子力防災訓練が、本市を含めた県内4市と長崎県、佐賀県、福岡県の3県合同で開催されました。玄海原子力発電所での放射能漏れ事故を想定し、情報収集伝達訓練、災害対策本部設置・運営訓練、緊急時モニタリング訓練、原子力災害医療訓練、広報訓練、住民の避難訓練、誘導訓練、島外への広域避難訓練など、総勢300名の参加をいただき、実践的な訓練を実施したところであります。

11月22日には、内閣府主催の玄海地域原子力防災協議会へ出席し、壱岐市の防災について発言をいたしました。

また、国の補正予算において原子力防災に係る屋内退避施設整備費として、郷ノ浦町長島地区で3億7,500万円、原島地区で3億2,600万円の補助金の内示が長崎県になされており、今回所要の予算を計上しております。

万が一、原子力災害が発生した際の三島地区における避難想定としては、玄海原発から30キ

口圏外となる壱岐島北部への避難を基本としておりますが、天候や避難方法によっては迅速に避難できない可能性があり、避難可能となるまでの間、一時屋内退避するための施設が必要になるため、今回整備するものであります。

次に、**消防・救急**についてでございますが、本年1月から11月末現在の火災・救急発生状況は、火災19件、救急1,498件となっており、昨年同期と比較しますと火災が3件の減、救急が4件の減となっております。

去る11月9日には、長崎県壱岐病院において消防訓練を実施し、病院火災の自衛消防隊初動体制の確立と、消防隊及び消防団の防御活動技術の向上、関係機関との連携強化を図ることができました。今後もこうした訓練を重ね、さらなる火災予防の啓発と消防力の強化に努めてまいります。

また、公益財団法人日本消防協会から壱岐市消防団へ防災活動車の交付が決定し、12月中に配備の予定となっております。防災活動及び消防広報に大きく寄与するものと期待しております。

師走に入り、火災の発生しやすい時期となります。市民の皆様には、火の取り扱いなど十分御注意いただきますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

本議会に提出いたしました補正予算の概要は、一般会計補正総額8億4,247万8,000円、各特別会計の補正総額4,543万円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は8億8,790万8,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は247億4,575万3,000円、特別会計につきましては、110億7,098万8,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、長崎縣市町村総合事務組合理約の変更1件、条例の制定・改正に係る案件8件、公の施設の指定管理者の指定6件、辺地に係る総合整備計画の策定1件、予算案件6件でございます。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項、また政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題に対し今後も誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これで行政報告を終わります。

日程第5. 議案第70号～日程第26. 議案第91号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第5、議案第70号長崎縣市町村総合事務組合理約の変更について

から、日程第26、議案第91号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上22件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしております議案につきましては、担当部長及び担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第70号から76号まで、一括して御説明をさせていただきます。

まず、議案第70号でございます。長崎縣市町村総合事務組規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成29年2月1日から長崎縣市町村総合事務組の規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成29年2月1日から長崎県後期高齢者医療広域連合の退職手当に関する事務を長崎縣市町村総合事務組で共同処理することから、長崎縣市町村総合事務組の共同処理する団体に変更が生じたためであります。

長崎県後期高齢者医療広域連合の退職手当に関する事務を共同処理することに至った理由及び経緯につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合において、一般職任期つき職員の退職手当制度を導入したことによるものでございます。現在、任期を5年とし、平成27年に1名、平成28年に4名の採用となっております。

次のページをお願いいたします。長崎縣市町村総合事務組規約の一部を変更する規約でございます。

別表第2を次のように改めるものでございます。別表第2、組合の共同処理する事務と団体でございますが、第3条第1号に関する事務、これは退職手当に関する事務でございますが、共同処理する団体に長崎県後期高齢者医療広域連合を加えております。

附則といたしまして、この規約は平成29年2月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第70号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第71号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の再任用に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方公務員法等の一部を改正する法律の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるため提案をするものでございます。

これまで再任用制度の導入に至る経過といたしましては、旧再任用制度については年金制度の改正として公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げに伴い、国においては平成13年度より、また長崎県においては平成14年度より導入をされてまいりましたが、合併前の旧町及び本市においては、離島という特殊事情による限られた雇用の場への影響を鑑みて、合併後も導入を見送っておりました。

しかしながら、平成25年度以降公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い無収入期間が発生することから、新たな再任用制度として雇用と年金の手続きが必要となったところであります。

平成25年3月26日に閣議決定されました国家公務員の雇用と年金の接続において、当面定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用することとされました。

この閣議決定の趣旨を踏まえ、地方に対しても同様の要請がなされたところでございます。皆様御承知のとおり、本市においても平成25年12月議会に本制度を導入するための条例制定を上程いたしました。説明が不十分などであったかもしれませんが、御理解が得られなかったところでございます。

参考までに、委員会審査報告書における否決の理由は、壱岐市職員の再任用に関する条例等の改正については、地方公務員法及び地方公務員法等の一部を改正する法律の規定に基づき、定年退職者の年金支給開始年齢変更に対する保護主義は理解されるものの、本市合併依頼新規採用者が少ないことから、将来的に行政業務に支障を来す恐れもある。あわせて、現行の嘱託職員等との格差是正も懸念されることから否決としたとのこととございました。

その後の状況といたしましては、国、県及び労働局からの再任用制度の導入の指導も強まったこともあり、全国的な地方自治体の情勢も変化しておりまして、本日現在、全国市町村1,721団体中、条例の未制定団体は14団体、その内訳といたしましては、北海道1町、京都府1町、和歌山県1市、沖縄県9市町村、長崎県は小値賀町と本市のみであります。

小値賀町につきましては、本12月議会に上程をされることとでございます。

また、御指摘をいただいております嘱託職員との格差是正も、今回議案第76号で処遇改善の見直し案を上程させていただいております。

嘱託職員の再任用につきましても、本市嘱託職員の条例の中で十分に運用可能と判断をしております。

このような経過を踏まえ、再度本制度を導入するための条例を制定しようとするものでございます。

次のページをお開きください。第1条の趣旨であります。地方公務員法並びに地方公務員法等の一部を改正する法律に基づき、職員の再任用に関して定める旨規定するものでございます。

次に、第2条でございます。再任用できる対象者として、一つには25年以上勤続して退職したものであって、退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にあるもの、二つには、これに該当するものとして再任用されたことがあるもの、その対象者として規定しようとするものでございます。

第3条は任期の更新であります。再任用の任期の更新は、更新直前の勤務実績が良好である場合にできること、それから第2項では、更新する場合はあらかじめ職員の同意を得なければならないというものでございます。

第4条は、任期の末日についての規定であります。再任用の任期の更新を行う場合、任期の末日はそのものが年齢65歳に達する日後における最初の3月31日以前でなければならないということになっております。

次に、附則でございます。第1項において、本条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項でございます。消防指令以下特定消防吏員については、年金支給開始年齢の引き上げが一般職よりおくれますことから、任期の末日を平成31年3月31日までは年齢64年に設定をしようとするものでございます。

参考でございますが、この後の議案にも関連をしておりますので、再任用制度における勤務条件等の概要を説明させていただきます。

採用の方法は、従前の勤務実績等に基づく選考採用でございます。勤務時間はフルタイム勤務、短時間勤務、変則勤務の3種類がございます。

任用につきましては、人事の都合により短時間勤務枠での募集または職種によっては募集枠を設けない事情も考慮されると判断をしております。休暇は、フルタイム勤務の場合正規職員と同じであります。

給料につきましては、各給料表ごとに設定された再任用職員の職務の級に応じた額となります。給料表は、国、県と同じでございます。

なお適用職務は、本市では事務職であれば主事の級を予定しております。フルタイム勤務で月額額は18万6,900円です。昇給はございません。

諸手当につきましては、生活関連手当、例えば扶養手当、住居手当は支給をされません。期末

勤勉手当は支給をされますが、支給率は正規職員が現在年間4.2月に対し、再任用の職員は2.2月となります。

県内各市の再任用の実施状況でございますが、平戸市、松浦市、島原市では事例はございません。諫早市、五島市は、フルタイムの勤務はございませんで、短時間勤務職員のみでございます。大村市、対馬市では、幼稚園教諭、保育士でフルタイム勤務の実績がございます。

議案第71号についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、議案第72号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、国家公務員の特別職等の給与に関する取り扱いの状況等を踏まえ、壱岐市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。第1条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するものを規定いたしております。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を、現行の12月期1.625月を1.775月に改め、支給済の6月期1.475と合わせて、年間3.25月とするものであります。現行より0.15月の増加でございます。

第2条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものを規定しております。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を、6月期1.55月、12月期1.70月、年間3.25月に改正するものでございます。

第3条は、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもののうち、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するものを規定いたしております。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率を、現行の12月期1.625月を1.775月に改め、支給済の6月期1.475月と合わせて、年間3.25月とするものでございます。現行より0.15月増加でございます。

第4条でございます。壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものを規定いたしております。

改正の内容は、市議会議員の期末手当の支給率を、6月期1.55月、12月期1.70月、年

間3.25月に改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、参考資料1の3ページから6ページに載せております。

附則、第1項はただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定をいたしております。本年12月に支給される期末手当の支給日は12月10日でありますので、12月10日に支給する期末手当は改正条例の公布後は改正規定の内払いとなり、差額分については条例公布後の支給となります。

以上で議案第72号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第73号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の給与等に関する条例及び壱岐市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、人事院の国家公務員の給与等に関する勧告に基づく国の給与改定及び壱岐市再任用制度の導入に伴い、本市職員の給与等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。この議案第73号の改正条例は、第1条から第3条及び附則の構成となっております。改正しようとする本則は条例の種類、適用日の違いにより分ける条立ての改正方法をとっております。

第1条では、壱岐職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成28年4月1日に遡及して適用するものを規定をいたしております。

別冊議案関係資料1の7ページから25ページに改正条例の新旧対照表を載せております。お願いいたします。

左が現行、右が改正案でございます。なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所は改正をしようとする箇所でございます。

新旧対照表7ページをごらんください。第33条第2項において、平成28年12月に支給する勤勉手当の支給月数を現行の0.8月から0.9月に改め、0.1月引き上げる旨を規定をいたしております。

次に、議案書をお願いします。議案書2ページから17ページまでは、行政職、海事職、教育職、医療職、(2)から(4)の給料表について、平均0.2%の引き上げ改正を行っております。また、それぞれの給料表の最下段に再任用の額を規定をいたしております。

次に、議案書18ページをお願いいたします。第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するもの

を規定いたしております。

別冊議案関係資料1の新旧対照表でございますが、8ページをご覧いただきたいと思っております。

まず最初に、第5条の2は再任用職員の給料月額について規定をしておりますが、議案第71号で御説明をいたしましたように、給料表は国と県と同じでございますが、適用職務は本市では海事職であれば主事の級を予定しております。昇給はございません。

新旧対照表、9ページお願いいたします。第8条の2、再任用、短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算の方法を追加規定しております。これにつきましては、現在において対象職員はございませんが、長崎県の規定に準じて定めております。

次に、新旧対照表10ページ、第11条は扶養手当に関する規定ですが、第2項において、扶養手当の支給対象親族に満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫を追加しております。

第3項は、扶養手当の月額を改正しております。改正前の扶養手当の月額は、第1号の配偶者が1万3,000円、それ以外の2号から6号までの扶養親族にあつては、1人につき6,500円で、配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については1万1,000円が、右側の改正後では第2号、子については1人につき1万円、その他の1号及び3号から6号までの扶養親族については、1人につき6,500円に改定をいたします。

新旧対照表13ページ、お願いします。第15条第2項2号で、再任用短時間勤務職員の通勤手当について追加規定をいたしております。

次に16ページ、右側の改正案第22条第2項から第6号においては、再任用短時間勤務職員の時間外手当について追加規定をいたしております。

第2項では、再任用短時間勤務職員の時間外勤務が正規職員の勤務時間内以内であれば、超過勤務時間に対し支給割合は100分の100とする旨を規定いたしております。

17ページ、第25条は、勤務時間1時間当たりの給与額の算出、第26条は時間外勤務手当等に関する規定の適応除外についても、再任用職員についての規定を追加をいたしております。

新旧対照表18ページ、改正案、第30条第3項は、再任用職員の期末手当についての規定を追加をいたしております。再任用職員の期末手当の支給率は、6月期0.65月、12月期0.8月分となります。

次に19ページをお願いいたします。33条第2項第1号は、正規職員の6月と12月に支給する勤勉手当の支給月数を本条例第1条の改正により、平成28年度は6月期が0.8月分支給済、12月が0.9月分支給予定の計1.7月分としたところを適用日を同じにする本条例の第2条改正において、平成29年度より6月期0.85月分、12月期0.85月分の計1.7月分と調整をしております。

改正案第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給率を6月期、12月期、それぞれ0.4月分と定めております。

議案書のほうをお願いします。23ページをお願いいたします。第3条は、壱岐市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成28年4月1日に遡及して適用するものを規定いたしております。

次に、第4条でございます。第4条は、壱岐市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部改正をしようとするもののうち、平成29年4月1日から適用するものを規定をいたしております。

議案書23ページの下段から25ページまでは、附則として施行期日、適用日、経過措置等について定めておりますが、第3条におきましては平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例を規定をいたしております。各年度における扶養手当の手当額は、配偶者については平成28年度1万3,000円、29年度1万円、30年度以降6,500円、子については1人につき28年度6,500円、29年度8,000円、30年度以降に1万円、職員に配偶者が不在の場合の扶養親族1人に係る手当額につきましては、28年度1万1,000円、29年度、子は1万円、父母等9,000円、30年度以降は子、父母と9,000円と段階的に調整をされます。

以上議案第73号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第74号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、再任用制度の導入に伴い、短時間勤務職員等の勤務時間、休暇等について所要の改正を行うとともに、人事院勧告等を踏まえた国の規定の改正に準じ、本市職員の育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別冊議案関係資料1の26ページから33ページに、改正条例の新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございます。なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所は改正を必要とする箇所でございます。

26ページをお願いいたします。第2条は、職員の1週間の勤務時間について規定をしておりますが、今回の改正は短時間勤務職員についての勤務時間の整理をいたしております。

第2条第2項中、現行の短時間勤務職員を、改正案の育児短時間勤務職員に改めます。これは、今回再任用制度の導入による再任用短時間勤務職員と区別するためでございます。なお、再任用

短時間勤務職員の1週間の勤務時間については、改正案のとおり第3項としてつけ加えております。

再任用の短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めることとなります。

改正案の第2条第4項は、育児休業の請求に係る期間において、任用する場合の任期つき短時間勤務職員の1週間の勤務時間について整備をいたしております。

27ページをお願いいたします。第3条は、週休日及び勤務時間の終わりについての規定でございます。第1項ただし書き中、現行の設けるものとするを、改正案、設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができるに改めます。

第3条第2項のただし書き中、現行の任期つき短時間勤務職員を、改正案、再任用短時間勤務職員を任期つき短時間勤務職員に改めます。

28ページをお願いいたします。第4条は、第3条の改正を受けて改正案のとおり、週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合は4週間ごとの期間につき、再任用短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員にあっては、8日以上週休を設けなければならないとの旨を規定をいたしております。

また、第4条のただし書き中、職務の特殊性等により4週間ごとの期間につき4日以上週休日を設けることが困難な場合の例外的取り扱いについても、再任用短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員を加えております。

31ページ、第13条は、年次休暇についての規定でございます。改正案のとおり、再任用短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員を加えております。

33ページ、第20条の2は介護時間の新設を規定しておりまして、連続する3年以下、1日につき2時間以下で介護時間を承認できる仕組みとなりますが、介護時間を承認され、勤務しなかった時間は無給となります。また、公務の運営に支障がある時間については、承認をしないことが可能であります。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行しますが、ただし第12条、20条、20条の2及び21条の改正規定並びに附則第2条の経過措置は平成29年1月1日から施行いたします。

以上で、議案第74号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第75号老岐市職員の育児休業に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。老岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を、改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、議案第71号で説明いたしました再任用制度の導入に伴い、短時間勤務職員等に係る読みかえ規定等に関し所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。平成16年壱岐市条例第31号壱岐職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

この議案第75号は、別冊議案関係資料1の34ページから45ページに新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございます。なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所は改正しようとするところでございます。

34ページをご覧ください。第14条は育児休業法第17条の規定で、第17条の条例で定めるやむを得ない事情について規定いたしております。育児休業法第17条は、育児短時間勤務の承認が失効し、または取り消された場合において過員を生じること、その他条例でやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している間条例で定めるところにより当該育児短時間をしていた職員に引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において、常時勤務を要する職を占めたまま引き続き勤務をさせることができるとなっております。

今回、改正案の第2号、当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員を任期つき短時間勤務職員を加えております。

それから、44ページをお願いいたします。第21条を24条とし、20条を23条とします。

43ページをお願いいたします。条例中第19条の給与条例第17号を給与条例第19条に、また給与条例20条を給与条例25条に改め、同条を第22条といたします。

44ページから45ページをお願いします。附則中第2項を第5号とし、第1項の次に第2号、第4号までの3項をつけ加えます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第75号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第76号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市嘱託職員の任用及び人事管理の適正な運用を図るため、給与等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表第1は、報酬の額について定めておりまして、職種区分ごとに上限を規定いたしております。

改正内容は記載のとおりでございます。

なお、基本となる勤務時間は一般職の常勤職員の勤務時間の4分の3未満であります。わかりやすく表現すると、正規職員の勤務時間が1日7時間45分ですので、その4分の3、1日5時間45分の一月の要勤務日数の勤務に対する報酬月額でございます。

現行の職層区分別基本報酬月額表は、嘱託職員の経験年数を3年刻みで4段階の昇給パターンとし、9年を超えると昇給がとまる形となっております。今回の改正では、職種ごとの報酬月額は毎年経験年数に応じた昇給をするように設定をいたしております。ただし正規職員と同様に、55歳に達したものの報酬月額は停止するように取り扱う予定でございます。

参考といたしまして、本条例での例外規定であります。第2種嘱託職員の報酬日額についても見直す予定をいたしております。

見直しの根拠といたしましては、各職種の臨時雇い単価を長崎県の最低賃金の上昇に伴い、平成29年度に見直す予定としているため、臨時職員の日額単価を基本に算出している第2種嘱託職員の報酬日額を改正したく、予定をいたしております。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第76号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を3時といたします。

午後2時44分休憩

.....
午後3時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の提案理由の説明を求めます。堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第77号壱岐市税条例等の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市税条例等の一部改正について、壱岐市税条例等の一部改正をする条例を別紙のとおり定める。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例を延長するとともに、個人の住民税の医療費控除の特例の創設等の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものでござ

ございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

内容については記載のとおりでございます。資料1としまして、議案関係資料48ページから76ページにかけて新旧対照表を添付しております。

主な改正点としましては、まず個人住民税関係でございますが、新旧対照表は60ページからでございます。

医療費控除の特例が創設をされました。該当条項は、第1条中、附則第6条となります。この改正は、適正な健康管理のもとで医療費、医薬品から代替を進め、自主服薬を推進する観点から、健診や予防接種等を受けている個人を対象として、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品の購入費用について、その額のうち1万2,000円を超える額を所得控除する制度が新しく設けられました。これは、医療費控除の控除額計算上の特例措置としまして導入されるもので、平成30年から平成34年度までの個人住民税について適用されるものとされております。

次に、特例適用リスト及び特例適用配当等に係る課税の特例の新設でございます。

該当条項は、第1条中、附則第20条の2及び20条の3となります。日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講じるため、日台民間租税取り決めが締結されました。

この改正は、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当に係る個人住民税についてはこの取り決めが適用され、源泉徴収等を通じた課税ができなくなるため、申告等に基づく課税を行うこととされたものであります。

このため、これらの特例対象事業所得については、他の所得と区分しまして、100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する個人の市民税の所得を課する特例を定めるものでございます。

次に、軽自動車税の関係でございますが、新旧対照表は61ページからでございます。

グリーン化特例の制度が延長されました。該当条項は、第1条中、附則第16条の改正となります。平成27年度税制改正において、環境性能の優れた軽四輪車等の普及を促進するために、軽自動車税の燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例制度が導入をされております。この軽減課税については、現行制度のまま適用期限を1年間延長するということとされております。

最初の新規検査を受けた日を平成28年4月1日から、平成29年3月31日に改正をし、平成29年度分の税率を軽減するものでございます。

次に、納税関係であります。新旧対照表は48ページからでございます。延滞金の計算期間の見直しがなされております。

第1条中第19条、第43条、第48条及び第50条の改正となります。

個人住民税、法人住民税に係る延滞金について、一度減額更正を行った後に増額の構成または修正申告を行った場合は、一度目の職権修正の誤りは課税庁側に帰責事由があるものとして、帰責事由ということはつまり責任を負わなければならない原因があるということでございます。増額更正または増額修正申告までの期間を、延滞金の計算期間から除くものでございます。

これについては、平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞金、または同日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について適用されます。

次に、2条の改正ですが、これは平成27年度の条例改正において、旧3級品の製造たばこに係る市たばこ税の特例税率を段階的に廃止することとしておりましたが、その改正附則の規定を整備するものでございます。

施行期日については、附則第1条にあるとおり軽自動車税のグリーン化特例の延長の改正及び特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例の新設の改正については平成29年4月1日から、医療費控除の特例の創設の改正については平成30年1月1日から、その他の改正については平成29年の1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

続きまして、議案第78号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、壱岐市国民健康保険税条例の一部改正をする条例を別紙のとおり定める。

提案理由は、所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例が定められたため、所要の規定の整備を行うものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。内容については記載のとおりでございます。

資料1としまして、議案関係資料77ページから79ページに新旧対照表を添付しております。

改正内容については、先ほど壱岐市税条例等の一部改正において御説明した個人住民税における特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例の新設に係るものでございます。

住民税の課税の特例として、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が分離課税となりますが、壱岐市国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得については、従来どおり特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を総所得金額に含めるため、規定の整備を行うものであります。

施行期日につきましては平成29年1月1日からとし、必要な経過措置を定めております。

以上で、議案第78号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第79号公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市原島診療所、位置、壱岐市郷ノ浦町原島296番地の2。

2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3、社会医療法人玄州会、理事長光武新人。

3、指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由、壱岐市原島診療所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

以上で、議案第79号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第80号から議案第82号につきまして御説明いたします。

まず、議案第80号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出合いの村）。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、名称、壱岐出合いの村、位置、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地ほか。

2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出合いの村振興会会長平田光弘。

指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募としております。その理由といたしましては、壱岐出合いの村は主に小学生を対象とした体験型宿泊施設であり、課外教育における体験活動を通じて連帯感の重要性を養うことを目的としております。開館から20年間、経験豊富な専門性の高い知識を有している職員が常日ごろから安全確保に努め、学校関係者から高い評価を得ております。

また、素晴らしい自然環境の中で、補助事業の目的に沿った農産加工を生かしながら運営を行っていただいております。経験と実績を考慮いたしまして壱岐出合いの村振興会に指定管理者をするものでございます。

続きまして、議案第81号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市猿岩物産館、位置、壱岐市郷ノ浦町新田触870番地1。

指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出合いの村振興会会長平田光弘。

指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設も同様でございます非公募といたしております。

その理由といたしましては、猿岩物産館は壱岐出合いの村の物産加工施設で生産された加工品の販路拡大とあわせ、市内の農水産物の加工品、壱岐の土産品等を観光客に販売することで、島の活性化に寄与することを目的に開館したアンテナショップでございます。

壱岐出合いの村との連携によりまして、農産加工グループの生産促進が継続的に図られるということで、壱岐出合いの村振興会に指定管理をするものでございます。

続きまして、議案第82号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、名称、壱岐風民の郷、位置、壱岐市勝本町布気触288番地1ほか。

2、指定管理者、壱岐市勝本町布気触288番地1、壱岐風民の郷振興会会長今田利平。

指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設も非公募としております。

主に、小学生を対象とした課外教育における体験活動の実習館となっております。補助事業の目的が体験と雇用の場の確保でありまして、地元食材を使った弁当を中心にした食堂経営を行っております。

本振興会は、事業の目的や事情に精通しておりまして、今後施設の利用率を向上させるためにも壱岐風民の郷振興会に指定管理をするものでございます。

以上、議案第80号から議案第82号までの説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第83号から第85号まで一括して御説明させていただきます。

ます。

議案第83号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市営印通寺共同店舗、位置、壱岐市石田町印通寺浦196番地3。

2、指定管理者、壱岐市石田町印通寺浦471番地9、石田町商店連盟理事長堀江敬介。

3、指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由でございますが、壱岐市営印通寺共同店舗の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理業務の内容は、共同店舗8店舗への入店者の募集、選定、使用料の徴収、納入、簡易な修理業務でございます。

今回の指定管理者候補者である石田町商店連盟は、地元石田町内の商店事業者で組織されている団体で、同地区の商工業等にも精通しており、平成23年度から指定、管理者指定以来適切な管理を行っており、当該施設の運営管理を行う団体としてこの団体が最適と判断し、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査選定をいたしました。

次に、議案第84号を御説明申し上げます。公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市国民宿舎壱岐島荘、位置、壱岐市勝本町立石西触101番地。

2、指定管理者、壱岐市勝本町立石西触101番地、一般財団法人壱岐市開発公社理事長品川洋毅。

3、指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由でございますが、壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理業務の内容は、国民宿舎壱岐島荘の施設の管理運営及びサンドーム壱岐の管理でございます。

今回の指定管理者候補者である一般財団法人壱岐市開発公社は、当該宿舎及びサンドーム壱岐の管理運営を目的として設立された法人でございます。

同公社は、平成18年の第1期指定管理者指定以来健全な経営を続けており、従業員の雇用の

確保の観点やサンドーム壱岐との一体的な管理運営業務を実施することができることから、当該施設の運営管理を行う団体としては同公社が最適と判断し、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査選定いたしました。

次に、議案第85号を御説明申し上げます。勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地にかかる総合整備計画を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、勝本地区第3分団小型動力ポンプの購入、イルカパーク環境整備事業、市道土肥田線整備事業、サンドーム壱岐屋内競技場改修事業、勝本地区第6分団小型動力ポンプ購入、市道銀台線整備事業、芦辺漁港漁業集落環境整備事業、壱岐地域青果物等流通拠点整備事業、市道山崎線道路改良事業、市道白水線道路改良事業、石田地区第2分団小型動力ポンプ購入事業に辺地対策事業債を活用するため、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この計画は、辺地債の対象になるためには市議会の議決を経て、辺地にかかる総合整備計画を総務大臣に提出することとなっております。

1ページをお開き願います。右上に辺地債を記載いたしております。まず、勝本辺地、壱岐市消防団勝本地区第3分団の小型動力ポンプ購入事業でございます。購入より15年以上経過して、塩害等の腐食が著しく、性能が低下しており、更新を行うものでございます。計画事業費は173万円でございます。

同じく、イルカパーク環境整備事業でございます。イルカパークの水質悪化によるいるかの体調不良が頻発しており、堆積物を除去し水質の改善を図り、イルカパークの健全運営を行うものでございます。計画事業費は2,068万9,000円でございます。

2ページ、東可須辺地、市道土肥田線整備事業でございます。芦辺町への交通路にもなっている主要幹線道路になっており、観光面では芦辺町方面からイルカパークへの交通路、壱岐商業高校への学生の通学路、一般車両や大型農業機械との離合が困難になっており、本路線の整備を行うものでございます。計画事業費は1億3,900万円でございます。

3ページは布気辺地、サンドーム壱岐屋内競技場改修事業でございます。テニス、サッカー等行える屋内競技場の屋根部分が破損しており、危険であるため改修を行うものでございます。計画事業費は3,490万円でございます。

4ページは立石辺地、壱岐市消防団勝本地区第6分団の小型動力ポンプ購入事業でございます。購入より15年以上が経過し塩害等の腐食が著しく、性能が低下しており更新を行うものです。

計画事業費は173万円でございます。

5ページは本宮辺地、市道銀台線整備事業でございます。県道231号線と国道382号線を結ぶ主要幹線道路であり、また国道を経て芦辺外港、石田空港へとつなぐ重要な生活道路でございます。本路線は幅員が狭く見通しが悪いため、諸車両の通行に支障を来たしており、本路線の整備を行うものでございます。計画事業費は1,430万円でございます。

6ページは芦辺浦辺地、芦辺漁港漁業集落環境整備事業でございます。漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図るため、漁業施設の整備及び水産振興対策の実施とともに、集落排水施設を中心とした生活基盤整備を実施することにより、集落の生活環境改善、環境衛生の向上、及び公用水域の水質保全を図るため整備を行うものでございます。計画事業費は2億5,261万円でございます。

7ページは国分辺地、壱岐地域青果物等流通拠点整備事業でございます。壱岐地域における青果物等の流通の拠点施設を整備し、安定した雇用及び農業生産物のコストの低減、農業所得の向上及び生産規模の拡大を図るため整備を行うものでございます。計画事業費は1億3,121万5,000円でございます。

8ページは石田辺地、市道山崎線道路改良事業でございます。山崎漁協と県道空港線とを結ぶ路線で、見通しの悪い場所も多く、歩行者等に危険が及んでいるため、整備を行うものでございます。計画事業費は4億3,200万円でございます。

同じく市道白水線道路改良事業でございます。国道382号線と主要地方道勝本石田線をつなぐ主要幹線道路であり、小中学校が隣接しているため通学路として、また公共施設への一般車両の利用も多い路線であるが、路面及び防護柵損傷が激しく、歩行者及び車両通行に支障を来しているため整備を行うものでございます。計画事業費は1,330万円でございます。

9ページは、筒城辺地、市道山崎線道路改良事業でございます。山崎漁協と県道空港線とを結ぶ路線で、見通しの悪い場所も多く、歩行者等に危険が及んでいるため整備を行うものでございます。計画事業費は4億3,200万円でございます。

10ページは印通寺辺地、壱岐市消防団石田地区第2分団の小型動力ポンプ購入事業でございます。購入より15年以上が経過し、塩害等の腐食が著しく、性能が低下しており更新を行うものでございます。計画事業費は173万円であります。

なお、議案資料の3に平成28年度辺地対策事業の位置図を添付いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 中上財政課長。

〔財政課長（中上 良二君） 登壇〕

○財政課長（中上 良二君） 議案第86号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億4,247万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247億4,575万3,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

本日の提出でございます。

2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。第2表繰越明許費、7款2項道路橋りょう費の道路橋りょう新設改良事業ほか2件の事業費総額10億2,120万3,000円については、いずれも国の補正予算に採択された事業で、交付決定等を受けた後の事業着手となり、年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由の詳細については、資料2の12ページ、13ページに記載のとおりでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。第3表地方債補正、1、変更、過疎対策事業債、過疎地域自立促進事業は過疎債ソフト分で、限度額4億7,960万円を4億8,220万円に、260万円を増額しております。

今回、長崎県離島航空路線再生補助金の追加分40万円と、各種青少年大会補助金の追加分220万円を充当しております。

次に、合併特例債は限度額9億2,970万円を9億7,720万円に4,750万円を増額しております。原島、長島地区に整備する原子力災害対策施設整備事業として、屋内退避施設の建設のうち単分となる各旧分校舎の解体費用に充当しております。

次に、災害復旧事業債は限度額5,500万円を6,280万円に780万円を増額しております。単独の公共土木施設災害復旧事業に充当しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

12ページ、13ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。

10款1項1目地方交付税は、今回不足する財源について普通交付税8,295万7,000円を計上しております。

次に、14款1項1目民生費国庫負担金社会福祉費負担金729万2,000円は、自立支援給付費負担金として障害福祉サービス補装具購入費給付費に係る国負担分2分の1の370万5,000円と、障害者医療費負担金として療養介護医療費に係る国負担分2分の1の358万7,000円を計上しております。

なお、同内容については、15款1項2目の県負担金について各4分の1の合計364万5,000円も計上しております。

次に、15款2項1目総務費県補助金、長崎県原子力災害対策施設整備費補助金7億100万円は、ただいま地方債で申し上げました原島、長島地区に整備する原子力災害対策施設整備事業として、屋内退避施設の建設事業費に対し100%、全額の補助金を計上しております。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。15款2項4目農林水産業費県補助金のうち、漁業就業者確保育成総合対策事業補助金1,415万円の減額は、漁船取得リース事業の廃止と技術取得支援事業の研修日数減による減額でございます。

このほか民生費、農林水産業費、衛生費、教育費にかかる国県支出金を実績等に基づき増減補正しております。

次に、20款4項2目雑入のうち、市有建物災害共済金660万円は、壱岐市ケーブルテレビ伝送路のリス被害等の幹線障害にかかる修繕費用300万円と、当初計上した修繕費用分と合わせた共済金合計660万円を計上しております。

21款起債につきましては、6ページ、7ページの第3表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

12月補正の主要事業について、別紙資料2の平成28年度12月補正予算案概要で説明いたします。

概要の2ページ、3ページをお開き願います。主に新規事業等について御説明をいたします。

2款1項6目企画費地域商社設立準備事業100万円の補正は、設立準備に向けた先進地視察、県協議の旅費等を計上しております。

次に、5款1項4目畜産業費、長崎県新たな一貫生産体系育成事業85万円の補正は、肥育経営体と繁殖経営体での繁殖雌牛の預託契約に基づく導入コストの低減を図るもので、導入経費について1頭当たり17万円を上限とし、2分の1以内を補助するものでございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。5款1項5目農地費、県営事業負担金310万円の補正は、県営ため池整備事業2地区の事業費総額2,100万円に対し、それぞれ9%、20%の負担分でございます。

同じく干害応急対策事業補助金396万2,000円の補正は、本年夏場に発生した干天によ

る営農被害に対し、干害対策工事に対する助成を行うもので、事業費に対し県3分の1もしくは5分の1、市10分の1の補助を行うものでございます。

次に、5款3項2目水産業振興費、認定漁業者支援事業155万円の補正は、機器導入費用に対し限度額35万円、補助率2分の1の3名分、機関換装費用に対し限度額50万円、補助率10%の1名分を補助するものでございます。

次に、6款1項1目商工総務費、公用車購入498万9,000円の補正は、低炭素の島づくり推進の一環として、次世代自動車である電気自動車1台の購入分でございます。

6款1項2目商工振興費、商工業支援事業費312万円の補正は、平成29年度創設予定の壱岐市産業支援センターのアドバイザーの招聘に向けた経費、先進地視察旅費等準備費用を計上しております。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。同じく6款1項2目商工振興費、本町バス停待合所改築補助金83万3,000円の補正は、現バス待合所の不便な状況を解消するため移転費用125万円の3分の2を補助するものでございます。

次に、6款1項4目観光費、壱岐教育旅行受け入れプロジェクト委員会補助金200万円の補正は、マリンスポーツを目玉とした教育旅行の誘致を図るため、ウエットスーツの200着分の購入補助を行うものでございます。

次に、8款1項5目災害対策費、原子力災害対策施設整備事業7億5,100万円の補正は、第3表地方債並びに歳入でも申し上げましたとおり、原島、長島地区の旧分校舎を解体し、新たに放射性物質等の異常な放出から一時的に退避する屋内退避施設を新たに建設する費用でございます。

次に、9款5項2目各種青少年大会補助金250万円の補正は、本市小中学生のスポーツ大会等での活躍により全国大会、九州大会等への出場増加に伴う旅費の一部を助成する補助金でございます。

次に、10款2項1目公共土木施設災害復旧費、小規模災害復旧事業880万円の補正は、本年9月4日の台風12号接近時に被災した市道の災害復旧工事費でございます。

このほか、人事院勧告に伴う給与改定について所要の予算を計上するとともに、介護保険、保育所費、生活保護費等の国県支出金の精算返納金を補正をいたしております。

その他、主要事業の詳細につきましては、資料2に記載のとおりでございます。

以上で、議案第86号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第87号及び88号を一括して説明させていただきます。

議案第87号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,316万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,454万4,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,381万7,000円とする。

第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正については記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算、事項別明細書を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。2、歳入につきましては、3款1項国庫負担金を療養給付負担金387万2,000円を増額し、3款2項国庫補助金を調整交付金348万4,000円を増額をいたしております。

また、7款1項共同事業費交付金につきましても、高額医療費共同事業交付金369万7,000円を増額し、10款1項繰越金は前年度からの繰越金894万6,000円を増額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。3、歳出、1款1項総務管理費につきましては、嘱託職員の報酬等220万円を増額をいたしております。

2款2項高額療養費につきましては、一般被保険者の高額療養費1,988万8,000円を増額しております。

11款3項繰出金につきましては、国庫補助に伴う直営診療施設勘定への繰出金として108万円を増額をしております。

13ページは給与費明細でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。直営診療施設勘定の歳入歳出補正につきましては、記載のとおりでございます。

17ページから19ページには、歳入歳出予算の事項別明細書を記載をいたしております。

20ページ、21ページをお開きください。2、歳入につきましては、4款1項事業勘定繰入金として108万円を増額し、4款3項基金繰入金137万1,000円を減額をいたしており

ます。

22ページ、23ページをお開きください。3、歳出、1款1項総務管理費の備品購入費につきましては、入札執行により29万1,000円を減額をいたしております。

以上で、議案第87号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第88号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成28年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ429万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,712万6,000円とする。

第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算の補正については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算、事項別明細を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。2、歳入につきましては、3款2項国庫補助金を地域支援事業交付金121万円を増額し、4款1項支払基金交付金も地域支援事業交付金60万円を増額をいたしております。

8款1項繰越金につきましては、前年度繰越金を93万2,000円増額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。3、歳出、3款1項介護予防生活支援サービス事業費につきましては、介護予防配食サービス事業の委託費213万9,000円を増額し、3款3項包括支援事業任意事業費につきましても、要介護者配食サービスの委託費162万8,000円を増額をいたしております。

以上で、議案第87号及び88号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第89号について御説明いたします。

平成28年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,430万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,950万6,000円とします。

2項は記載のとおりです。

本日の提出です。

8ページをお開きください。2、歳入ですが、4款繰入金の1目一般会計繰入金に1,341万円と6款諸収入の1目雑入に89万3,000円の追加をしております。

10ページをお開きください。3、歳出ですが、1款総務費の1目一般管理費に57万4,000円、2目施設管理費に1,372万9,000円の追加をしております。

主な補正の内容は、機械設備などの取りかえ修繕費用と道路改良及び漁業集落排水整備などの工事に伴います水道管の敷設がえ工事費用などを追加しております。

別添資料の2の10から11ページに内容を記載してありますので、御参照をお願いします。

続きまして、議案第90号について御説明いたします。

平成28年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,597万9,000円とします。

2項は記載のとおりです。

本日の提出でございます。

8ページをお開きください。2、歳入ですが、5款繰入金の1目一般会計繰入金に100万3,000円、7款諸収入の1目雑入に218万9,000円の追加をしております。

10ページをお願いします。3、歳出ですが、1款下水道事業費と2款漁業集落排水整備事業費で予算の組みかえを行い、2款1項管理費で漁業集落排水処理施設のコンポスト処理施設の取りかえ修繕費などの追加をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第91号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,932万2,000円と

する。

第2項は記載のとおりであります。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳入予算補正について御説明をいたします。歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を76万6,000円増額補正、計上いたしております。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出予算補正について御説明をいたします。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、議案第73号で説明をいたしました壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正を根拠とする給与の改定及びその他の増加分として、職員手当76万6,000円を増額計上しております。

内訳といたしましては、給与改定に伴う分が3万3,000円、制度改正に伴う分が24万7,000円、職員の異動に伴う分が48万6,000円でございます。

給与明細書につきましては、11ページ、12ページ、13ページのとおりでございます。

以上で、議案第91号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

日程第27. 請願第2号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第27、請願第2号壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。13番、市山繁議員。

〔議員（13番 市山 繁君） 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 請願第2号壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願書、壱岐市議会議長鶴瀬和博様、請願者、芦辺中学校校舎建設推進協議会長松嶋勝彦、芦辺中学校PTA会長松嶋勝彦、芦辺町公民館連絡協議会長加藤福德、芦辺町老人クラブ連合会山本義人、紹介者、市山繁、同じく町田正一、同じく小金丸益明、同じく豊坂敏文。

件名、壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工について。

趣旨、壱岐市立芦辺中学校の校舎建設の用地については、最終的に旧那賀中学校跡地にすることで合意がなされております。新しく用地として選定された旧那賀中学校の校舎、約6年近く使用を停止しているので、設備面の大規模な改修が必要になるのではないかと考えます。

何より普通教室が4教室不足するため、敷地内に増築しなければなりません。現在の敷地は峡

歪で、仮に中庭などに建設した場合校舎全体の採光も悪くなるなど、好ましくない学習環境となることが心配されます。

今回の移転を機に、旧那賀中学校の校舎を解体して新築すると多くの課題が解決できるものと考えます。子供たちの学習環境の重要な要素である校舎が新築されることは、生徒にとっても保護者や地域にとっても大変喜ばしいことです。

壱岐市内の小中学校の校舎の耐震補強工事はひとまず終わったと聞いております。それぞれの学校の校舎の耐用年数や老朽化を考慮され、財政負担の勘案の上、年次計画を関係部署と協議検討され、壱岐市内の学校の学習環境の充実を図られることを建議します。

理由、生徒の学習環境をよりよく創生するため、校舎の適切な配置が可能になる新築の視点に立たれ、将来を見据えた校舎建築の英断をお願いするものであります。

以上。

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔議員（13番 市山 繁君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月7日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時51分散会

平成28年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 (第 2 日)

議事日程 (第 2 号)

平成28年12月 7 日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第70号	長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 2	議案第71号	壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 3	議案第72号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 4	議案第73号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 5	議案第74号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 6	議案第75号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 7	議案第76号	壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 8	議案第77号	壱岐市税条例等の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 9	議案第78号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第79号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市原島診療所)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第80号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐出会いの村)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第81号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市猿岩物産館)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第82号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐風民の郷)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第14	議案第83号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市宮印通寺共同店舗)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第84号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市国民宿舎壱岐島荘)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第16	議案第85号	勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第86号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第18	議案第87号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第19	議案第88号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	議案第89号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第90号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第22	議案第91号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第23	請願第2号	壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員（14名）

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 町田 正一君
8番 市山 和幸君	9番 田原 輝男君
10番 豊坂 敏文君	11番 中田 恭一君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 今西 菊乃君	16番 鶴瀬 和博君

欠席議員（1名）

12番 久間 進君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君
事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

久間進議員から欠席の届け出があっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第70号～日程第16. 議案第85号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、議案第70号長崎縣市町村総合事務組合理約の変更についてから、日程第16、議案第85号勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地にかかる総合整備計画の策定についてまで16件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第70号長崎縣市町村総合事務組合理約の変更について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第73号の質疑を終わります。

次に、議案第74号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案第76号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第76号の質疑を終わります。

次に、議案第77号壱岐市税条例等の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案第78号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第79号公の施設（壱岐市原島診療所）の指定管理者の指定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号公の施設（壱岐出合いの村）の指定管理者の指定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案第81号公の施設（壱岐市猿岩物産館）の指定管理者の指定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案第82号公の施設（壱岐風民の郷）の指定管理者の指定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第82号の質疑を終わります。

次に、議案第83号公の施設（壱岐市宮印通寺共同店舗）の指定管理者の指定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号公の施設（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）の指定管理者の指定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地にかかる総合整備計画の策定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第85号の質疑を終わります。

日程第17. 議案第86号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第17、議案第86号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第18. 議案第87号～日程第22. 議案第91号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第18、議案第87号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第22、議案第91号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）まで5件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第87号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第87号の質疑を終わります。

次に、議案第88号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第88号の質疑を終わります。

次に、議案第89号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第90号の質疑を終わります。

次に、議案第91号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第91号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。これより委員会付託を行います。議案第70号長崎県市町村総合事務組合規約の変更についてから、議案第85号勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地にかかる総合整備計画の策定についてまで及び議案第87号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から議案第91号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）まで、21件をお手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第86号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）は、議長を除く

14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号については、議長を除く14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定しました。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時10分休憩

.....

午前10時11分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長に11番、中田恭一議員、副委員長に3番、呼子好議員に決定いたしました。

----- . ----- . -----

日程第23. 請願第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第23、請願第2号壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願を議題とします。

ただいま上程しました請願第2号については、お手元に配付の請願文書表のとおり、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

----- . ----- . -----

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日12月8日木曜日午前10時から開きます。

なお、あしたは一般質問となっており、4名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継をいたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしくお願ひします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時12分散会

議事日程 (第3号)

平成28年12月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

3番 呼子 好 議員

2番 土谷 勇二 議員

6番 町田 正一 議員

1番 赤木 貴尚 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (14名)

1番 赤木 貴尚君

2番 土谷 勇二君

3番 呼子 好君

4番 音嶋 正吾君

5番 小金丸益明君

6番 町田 正一君

8番 市山 和幸君

9番 田原 輝男君

10番 豊坂 敏文君

11番 中田 恭一君

13番 市山 繁君

14番 牧永 護君

15番 今西 菊乃君

16番 鵜瀬 和博君

欠席議員 (1名)

12番 久間 進君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君

事務局係長 若宮 廣祐君 事務局書記 坂本 史子君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	山口 信幸君
消防本部消防長	安永 雅博君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	中上 良二君	会計管理者	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

久間進議員から欠席の届け出があっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしく願います。

なお、壱岐市議会基本条例により、質問者に対して市長等に反問権を付与しておりますので、反問権が行使された場合、その時間は、議長判断により一般質問の時間を延長いたします。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、3番、呼子好議員の登壇をお願いします。呼子議員。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 呼子 好君） 皆様、おはようございます。12月の一般質問、きょうあすと8名でございますが、私、トップバッター、前回の9月に次いででございます、大変運のいい男だなというふうに思っております。市長の見解など明快なる御答弁をお願い申し上げたいと思っております。

きょうは、来年度29年度予算に関する質問でございます、ぜひ取り入れていただきたいということでお願いしたいと思っております。きょうは4点ほどするようにしておりますが、1点

は、今回の議案に出ておりますので重複しますから、少しだけ述べたいと思っております。

まず1点目でございますが、不妊治療費の支援についてということでございます。この件につきましては、現在、全国的に人口減少、そして少子化の問題がある中で壱岐も同じようでございます。特に若い人の結婚をしないとか、あるいは晩婚で高齢出産等で若い夫婦が子宝に恵まれないう、そういう悩んだ若い夫婦がおります。子供が欲しい願望で不妊治療を受けておるということで、壱岐でもこの治療をしておる方は、かなり出ておるようございまして、この治療につきましても壱岐の病院ではやれないという、そういう実情があつて、島外での治療に専念しておるというところでございますが。また、これは保険がきかないという、そういう側面もございまして、多額の費用がかかっているという状況でございます。

いろいろこの不妊の原因はあるわけでございますが、まずこれについては、特定不妊治療といひまして、体外受精、そして顕微鏡受精というのがございます。これらにつきましては、大体1回に30万円から60万円、治療費がかかるということも言われておりますし、人工授精の場合は2万円から5万円で済むようでございますが、これも何回となく渡航せんばいかんというということで、壱岐の場合は交通費はかかるしホテル代もかかる、そういう中でのかなりの自己負担になっておるという状況でございます。

まず、この不妊治療の仕方といひますか、最初は人工授精を四、五回やって、それでも受胎しない場合は、体外受精とか、あるいは顕微鏡受精に移行する、そういうことございまして、かなり時間なり費用がかかるということが言われております。

この治療に対する助成制度というのは、県のほうがやっておりますが、これは特定不妊治療という形で、体外受精と顕微鏡受精に対する1回当たり10万円の県の制度がございます。人工授精につきましては、これは該当しないということでございまして、県で10万円やっておりますが、県下の各市町村を調べてみますと、3市、大村市が5万円、東彼杵が10万円、波佐見町が10万円ということで、まだ県内では少ないようでございますが、福岡、佐賀の市町村については、かなりの助成制度ができておるという、そういうことを聞いております。

壱岐でも、治療の実績といひますか、3年間を見てもみますと、25年が18件、26年度が11件、27年度が16件という、そういうことで県のほうで、この治療費の精算といひますか、それができておるということでございまして、まだこの制度自体を知らない、そういう方もいられるということを聞いております。これだけの多額の費用がかかるものですから、なかなか経済的な若い夫婦の中では、もう子供を諦めるという、そういう事態も出ておるということを聞いております。

ぜひこれにつきましては、人口減少の中での子宝を壱岐で、そして若者が夢を持てる、そういうことでこういう治療に専念できるように配慮を願えればというふうに思っておりますし、ぜひ

市長につきましては、これについての明解な御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子好議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。3番、呼子好議員の1番目の御質問、不妊治療費の支援についてということにつきまして、お答えを申し上げます。

全国的に少子高齢化が急速に進む中にありますが、壱岐市におきましては、合計特殊出生率が2.14ということで、全国第9位、長崎県下第2位となっておりますが、壱岐市といたしましては、この数字を少しでも上げたいと考えているところでございます。

御質問の不妊治療への助成については、現在、長崎県において、治療に伴う経済的負担の軽減を図るため、県が指定する医療機関、県下には3医療機関でございますが、その他の都道府県、政令指定都市及び中核市より指定された医療機関で医療保険が適用されない特定不妊治療を受けられた場合、その費用の一部助成が実施をされております。

壱岐市管内では、先ほど呼子議員がおっしゃった数字とは、今から申し上げる数字は、うちの私が把握している数字は若干違うようでございますけれども、長崎県の出先機関である壱岐保健所におきましては、申請手続等がなされ、年間8名ほどの方が助成を受けられております。

この不妊治療は、高額な治療費となっております。1回当たり30万円から100万円と聞いております。また、これが年間、やはり1カ月置きぐらい受けられる方もございまして、年間6回ほど受けられる方もいらっしゃるようでございます。

このような状況の中から、この助成に上乘せをした形で自治体独自の特定不妊治療費助成制度を設けるところがふえておりまして、現在、県下で6市2町で取り組みが行われておると認識をいたしております。

壱岐市といたしましても、壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、安心して子供を産める環境づくりの具体的な取り組みの一つとして、この特定不妊治療を行う御夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成するということを明記をいたしております。そのようなことから、現在、制度の実施に向けて検討を行っているところでございますが、具体的には、平成29年度の当初予算で対応してまいりたいと考えておるところでございます。

参考までに申し上げますと、長崎県の特定不妊治療の支援事業といたしましては、まず、夫婦の所得の合計が730万円未満であること、治療開始時の妻の年齢が満43歳未満であることが条件でございまして、助成回数につきましては、40歳未満で開始した場合は、43歳になるまでに6回助成をできる、40歳以上で開始した場合、43歳になるまでに3回助成をする。助成金額につきましては、初回が30万円、2回目以降、1回につき15万円となっておりますところでございます。

壱岐市といたしましては、先ほど申し上げましたように、来年度予算から対応してまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 大変ありがとうございます。これだけやってもらえれば、私はもう少し子供がふえるんじゃないかと思っておりますが。先ほどの件数でございますが、私も壱岐保健所で尋ねたところ、こういう回答が出たもんですから、ちょっと申したわけでございますが。

要するに、この治療で約400万円もかかって、そして子供が産まれるという、そういう、金にかえられない子宝ができたという喜びも聞いておりますし、ぜひ市長が言われるように、この制度につきましては、29年度当初からやるということでございますので、ありがとうございます。いい回答をもらいましたから、この件については、もう終わりたいと思っております。

それから2番目でございますが、2番目につきましては、今議会に提案されておりますから省きたいと思っておりますが、二、三、お尋ねをしたいと思っております。

嘱託職員のベースアップが6年間されてないということでございますが、これにつきましては、何か根拠があったのかどうか、今回はベースアップの議案が出てございますが、この6年間のスランプといいますか、これはどういうふうにあったのか。それと、現在、正職員と臨時職員、嘱託職員の格差、これは当然あるわけでございますが、例えば20年勤務で45歳の方、一律には行かないと思っておりますが、大体どのくらいの差があるのか、そこのところ、もし計算してあれば、お願いしたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の2番目の御質問の嘱託臨時職員の待遇改善についてということでございます。質問は一部でございましたけれども、その御質問に答えるためにも、一連の流れを少しだけ申し上げたいと思っております。

嘱託職員の報酬につきましては、壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び同施行規則により規定をされておりますが、今回、議案第76号におきまして、処遇改善の見直しについて上程をさせていただいております。

第1種嘱託職員の報酬月額、現行制度におきましては、経験年数により3年刻みで4段階での昇給パターンとしており、9年を超えると昇給は停止するという制度になっております。したがって、今まで昇給してないというのは誤解でございまして、3年に1度は昇給をしているということ、まず御認識いただきたいと思っております。

なお、経験年数は、毎年4月1日を基準日といたしまして、嘱託職員として任用された時点か

ら起算するために、職員の年齢は昇給に関係をしておりません。したがって、先ほど申されました正規職員は過去の経験年数等々を勘案いたしますけど、嘱託職員は採用された年ということでございますから、からの年数ということでございますので、40歳で幾らということの比較はできないということを御理解いただきたいと思います。

なお、今回の改正では、職種ごとの報酬月額が毎年経験年数に応じた昇給をするように設定しております。ただし、正規職員と同様に、55歳に達した者の報酬月額につきましては、昇給停止ということにいたしております。

また、合併以前の旧町から引き続き任用されている嘱託職員につきましては、現行制度の規定により算定した報酬月額が、旧町において支給されていた報酬月額を下回る場合には、その差額を上乗せして支給する経過措置を適用しております。今回の改正におきましても同様の措置を講ずるものとしております。具体的に申しますと、現給を保障するというところでございます。

第2種嘱託職員の報酬月額につきましては、各職種の臨時職員の日額単価をきちんとして設定しております。長崎県の最低賃金の上昇に伴い、平成29年度の見直しを予定しているため、これに準じて改定することといたしております。平成22年4月1日に、今の嘱託職員の制度にしたわけでございます。

そのときの背景といたしましては、その当時、幾つもの要件がございました。ここであえてそのときのことを申し上げませんが、大きなものは、嘱託職員は1年ずつ契約いたします。そういった中で、毎年契約するのに、どうして昇給があるのかといった、その当時の他自治体における住民訴訟等々がございました。それから退職金等々の問題もございまして、今の制度にしたわけでございます。

それともう一つ大きなものは、常勤職員の4分の3以上の時間を超えて雇用することができない、そういったこともございまして、今その調整もしておるわけでございますけれども、もろもろの要件を平成22年4月1日の施行に向けて御説明をしたところでございます。

以上、御回答したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） この嘱託職員につきましては、正職員も同じでございますが、生活するのが前提でございますので、ぜひ現行よりも下がらないように、今回の改定はそうなるようにございますので、継続をしていただきたいと思いますというように思っております。

次の3点目でございます。新規就農支援事業の事業拡大についてということでお尋ねをしたいと思っております。

この新規就農支援事業につきましては、実は、平成15年にJA壱岐市が制度を設立しまして、

このときに月に10万円、1年間研修して120万円と、そういうものを創設しました。その後、市のほうから、研修終了後に後継者の育成の形で60万円支給するというので、現在も続いておりますし、15年から今日まで約35名の方が、この支援を受けて、そして立派に自分で経営をしておるといふ、そして地域のリーダーになっておるといふ、そういうことができておりました、大変ありがたい制度でございます。

この制度につきましても、先ほど言いますように、45歳、おおむねでございますが、45歳というそういう年齢もありますし、1年間よそで研修するというそういう条件がついておるわけでございますが、要は、新しく自分の家で農業をしたいという、そういう方が、おやじがもう年でやれないから帰ってきてやろうという、そういう方もあるようでございますので、そういう、自分のうちで研修される、そういう制度の何かないかなというふうに思っておりますし、もう一つは、定年が60歳でございます。今回、市の職員は再任用という、そういうのが提案されておりますが、一般の会社等につきましては、もう60歳定年というのが、今恒例でございますので、これ60歳定年してから、新たに農業をやろうという、そういうことは聞いておりますし、何かないかという、そういう話も聞いております。農業でありますと、75、80歳ぐらいまで今できるわけでございますので、そういう中での定年退職者に対するこの支援事業、そういうのはないかなというふうに思っておりますので、ぜひこういうものについての市長の考え方、見解をお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の3番目の御質問の新規農漁業支援事業の拡大についてということでございます。

後継者不足の中、新規就農漁業での親の経営を引き継ぐことにより、後継者の意欲を促し、維持できる、定年退職後、新規に就農しやすいよう、年齢などの条件の見直しはということでございます。

まず、農業での新規就農者支援につきましては、基本的には、国の青年就農給付金で対応できる方々につきましては、その制度を最大限活用させていただいております。現在、国の青年就農給付金の経営開始型につきましては、新規就農される方が、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円が支給されることとなっておりますけれども、45歳未満という年齢制限、さらには、独立自営就農であること等のさまざまな要件がありまして、ハードルが高く、全ての新規就農者が対象となることは困難な状況でございます。そのようなことから、現在、国へ現在の給付金制度の要件緩和について、県を通じて要望しているところでございます。

また、市単独事業といたしましては、担い手不足を解消するため、平成17年度から壱岐市新

規就農者支援事業を実施しております。実施要領では、事業対象者といたしまして、農業研修等を受け、就農計画の認定を受けた農家の子弟である後継者及び他産業の多様な経験を生かし、今後、農業を職業として志す新規就農予定者とする、年齢は、原則として満45歳未満とするということにいたしております。

この中で、今呼子議員が御指摘の、農業研修等が自分の家でできませんかということでございます。そういったことにつきましては、やはり単に親からの農業を引き継ぐということではなくて、例えば、その規模拡大をすとかいうひとつ一定の目的があつてなされる、そういったことについては、私は十分考えられるんじゃないかならうかと思っております。ここで「できます」ということは申し上げませんが、そういった内容、あるいは自分の農地を使って、新しい作物を研究する、親ともに研究する、そういったことであれば、私は十分な、その該当にはするんじゃないかならうかと、個人的には今思っているところであります。

また、2番目の、今45歳という年齢制限がある、定年退職してからも十分就農できるじゃないかという御指摘でございますけれども、現在、就農時に独立支援金として60万円を支給いたしております。これまでの実績といたしましては、25名の方々に対して交付いたしておりますけれども、その今実際に申し上げますと、45歳以上ということをしてしておりますけれども、現実的には50歳以上の方が2名、認定をされておまして、先ほど申しますように、家業が農業である方でも、新しい作目であるとか規模拡大とか、そういったことをなされる、そういった一定の条件等がございますれば、私はこの運用で十分対応できるんじゃないかならうかと思っております。そういうことでございますので御理解いただきたいと思っております。

次に、漁業につきましては、漁業就業者の確保を図るために漁業後継者対策事業を実施しております。漁業協同組合が漁業の担い手として期待が持てる漁家の子弟の新卒者、Uターン者及び離職者が、新規に漁業に着業する場合に、生活費等として1人につき1カ月当たり15万円を限度として支給をしております。支給対象となる期間は最長2年間でございまして、事業の対象年齢は50歳未満といたしております。新規漁業就業者支援事業の拡大として、年齢などの条件の見直し等の御意見ではございますけれども、漁業者の場合、未経験者の就業が漁業の担い手としては大変厳しい状況と判断しておりますので、技術習得をして着業できる年齢として50歳未満という年齢を設定しておるところでございます。

しかしながら、本制度につきましては、漁業協同組合の負担を伴いますので、漁協とも十分協議をしておるところでございます。やはり、漁業者の担い手につきましては、その専門であります漁協の判断を重視したいと考えているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 今市長のほうから、この新規といいますか、後継者の関係では、目的を持って、そして規模拡大なり別の品種をやれば該当するんじゃないかという、そういうことをお聞きいたしました。ぜひ、こういうのが規模拡大につながれば、私は壱岐の農業を支える、そういう力になるんじゃないかと思っておりますし、そういうのを後継者として大いにPRする必要があるかなというふうに思っておりますので、ぜひ壱岐農業を支える中でのこういう対策も、強力をお願いをしたいというふうに思っておりますし、漁業につきましては、15万円ということでございますが、なかなか先ほど言われるように、漁協自体が足踏みをしておると、それと今実績としては少ないんじゃないかなと思っておりますが、漁協としても、この後継者というのは十分把握をしていただいて、やっぱ漁業が成り立つ、そういう後継者を育成せんばいかんということで、お互い協力しながら推進する必要があるかなというふうに思っておりますので、この新規就農支援事業につきましても、できれば、国県のを引き合いに出して、そして推進するというのが必要だろうというふうに思っておりますので、今後とも、この新規就農支援事業につきましては、御支援をお願いをしたいというふうに思っております。これもいい、前向きな回答をいただきましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、4番目でございますが、4番目につきましては、これは農水省が今年度からやるという、そういうことが出ておりました。ここに新聞のあれがありますが、農村に訪日客を誘致という、そういうのが出ておりました、この関係について、少しお話をしたいと思っておりますが、これも、行政報告の中で、少し市長が触れられておりますが、現在全国的に、この海外からの日本に対する観光客の増加というのがありますが、特に今回のこの事業につきましては、日本食、食文化に対する関心が高く、和食がユネスコ無形文化財に登録されて、日本を訪れる、日本食を体験したいというそういう外国人がふえておるということが出ておりました、地域の「食と農の景勝地」として認定する仕組みが、この創設地域ブランドの推進であります。

ことし全国で44地区から応募があつて、これ応募形式でございますが、応募があつておりますが、その5地区が北海道の十勝地域と、そして岩手県の一関市・平泉町、山形県の鶴岡市、そして岐阜県の馬瀬地区、徳島県のにし阿波地区という、そういう5カ所が応募して、この指定を受けたということで、将来的には、この関係については、全国で50地区やろうという、そういうことが農水省の事業で認定であるようでございますので、ぜひ壱岐は、食と農と水産と歴史文化、そして島全体をこの指定にできないかというふうに思っておりますし、これにつきましては応募の形でございますので、ぜひ応募をしていただいて、インバウンド、そういうのがありますんで、ぜひこの島にも外国人が来るように、そういうのが出ておりますので、ぜひ応募をしていただきたいというふうに思っております。

これにつきましては、市長は、行政報告で、駐日外交団壱岐市視察についてという、そういう

ことを報告されておりますが、15カ国から26名の壱岐市を視察して、島内視察と歓迎レセプトの中で、大変壱岐が素晴らしい自然とグルメ、そういうのがおもてなしがいいということで歓迎を受けたという、そういうことが載っておりましたので、これを機会に、これだけの記者団が来るということは、めったにないと思っておりますが、この計らいについては、私は、笹原副市長の計らいかなというふうに思っておりますし、笹原副市長につきましては敬意を表したいなというふうに思っております。ぜひこういうので、壱岐の交流人口、あるいは拡大につなげていただきたいと思っておりますので、ぜひこの「食と農の景勝地」の応募について、どのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の4番目の質問、訪日客の誘致をとということでございまして、農林水産省の食と農業、景観など地域の魅力を一体的に発信する取り組みを認定しているが、今年度全国5地区認定、壱岐市も公募する考えはということでございます。

議員が応募を御提案されているのは、今御説明がありましたように、農林水産省が本年度より創設している「食と農の景勝地」認定制度ということで認識をいたしております。

本制度につきましては、近年の日本食・食文化に対する外国人のニーズを受け、多様な地域の食や、それを支える農林水産業、特徴ある景観等の観光資源の魅力を効果的かつ一体的に海外発信し、訪日外国人旅行者を誘致する取り組みにより、インバウンド事業を農山漁村の所得向上につなげることを目的とされております。

本年度は、6月から7月にかけて取り組み計画の募集が行われ、全国44地域から申請が出され、先ほど申されました北海道の十勝地域のほか4地域、計5地区が認定されております。認定された地域におきましては、政府の情報発信施策を活用し、海外に情報発信できるとともに、関係府省庁から関連施策に対して支援が受けられるようになります。

壱岐市につきましては、国内外に誇れる日本遺産、郷土料理と農林水産業、景観、温泉などのさまざまな地域資源があり、それを統一的なブランドとして情報発信することで訪日外国人に選ばれる地域に育てることは、今後の農林水産業、観光振興においては大変重要なことであると考えておりますが、応募をするためには、農林水産業、観光業、商工業、行政等の関係者で組織した実行組織が取り組み実施主体となる必要があるということから、現時点での応募には少々無理がございまして、先ほど申しました認定5地区の実情、対応、そういったものを研究いたしまして、市内部の関係部署で取り組みが可能かどうかの調整、検討を行い、取り組みが可能であれば、関係団体等との協議を進めていきたいと考えております。

壱岐市は、インバウンド対策といたしまして、これまで長崎県観光連盟、福岡市九州観光推進

機構、民間企業等と連携した海外プロモーション、先般実施した駐日外交団壱岐市視察ツアー等を通じて訪日客の誘致に取り組んできているところがございます。今後も、今各中学校に配置いたしておりますATL、英語教育助手でございますけど、その派遣事業等に携わっていただいております自治体の海外活動を支援している一般財団法人、自治体国際化協会「クレア」と申しますけれども、この皆さん方が25日に4名、壱岐市にお見えいただきました。そういった、クレア等が有するインバウンド関連事業を最大限に活用して、訪日外国人旅行者の誘客に努めてまいりたいと考えております。

参考でございますけれども、平成25年に90名程度ありました壱岐市への外国人旅行者が、延べでございますけれども、平成26年に約600人、平成27年に約1,300人となっておりますことを御報告を申し上げておきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） それぞれ関係機関との調整が必要の様でございますが、ぜひこういうのを早く関係機関と協議しながら推進をしていただきたいと思いますし、先ほど言われるような、この事業に私は壱岐は乗っておると、入るといふふうに思っておりますので、強力にそここのところをお願いしたいというふうに思ってます。

今言われますように、かなり外国人も壱岐に対する魅力はあるんでしょう、1,300人も去年は来られたというそういう話を聞いておりますので。ぜひこれがふえるように、そしてまた、ふえればふえるしこ、壱岐のおもてなしといいますか、対策が必要かなというふうに思っておりますし、それだけの旅館なりそういう設備も必要、あるいは人材の必要も出てくるだろうというふうに考えをしております。そういうのを整備しながら、1人でも多く壱岐に外国人が来島されるように御努力をお願いしたいというふうに思ってますし、5年という、農水省のあれですから、5年以内で、ぜひこれに入るように、再度お願いをしたいと思っております。市長の、もう一回、意気込みをお願いしたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） インバウンド対策といたしましては、いろいろ旅館等々のこともございます。また、語学も必要でございますが、実は、チャレンジ英会話教室等も開催されておりました、私、先日、受講いたしました。四十何年ぶりに英会話をちょっとやってみただけでございますけど、やはり、そういったことで、旅館の方々も挑戦をしていただいて、外国人に対するおもてなし、それはやはり片言でも英語をしゃべれる方が1人でも多くふえる、これが大事だと思っております。ですから、世界共通語であります英語の、そういったことについても、ぜひ普及を

図っていききたいなど、そういう講座を多くしていききたいなど思っております。

また、この食に関する外国人誘客でございますけれども、やはり、なまじっかなことで私は手を挙げてはいかんと思っております。十分受け入れ態勢をちゃんとした段階で、やはり手を挙げるべきだと思っておりますし、しかしながら、呼子議員のおっしゃる1人でもふやすための一つのツールとして、それはもう十分認識をいたしておりますので、積極的に研究してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） ぜひこれにつきましては、壱岐の将来と申しますか、人口交流に鍵がかかっておるわけでございますので、強力に地元の対策なり、そして外国人の対策、そういうのを総合して、壱岐市としてもバックアップしていただきたいというふうに思っております。

きょう、4件でございましたが、全部前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。少し時間が早うございますが、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、呼子好議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、2番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。土谷議員。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 土谷 勇二君） おはようございます。本日、2番議員で2番目に質問をさせていただきます。通告に従いまして、一般質問を大きく3点、お尋ねをいたします。

年に1回は原子力の防災についてをお尋ねすると前も言っておりましたが、まず最初に、原子力防災について、お尋ねをいたします。

平成27年3月にもお伺いをしましたが、先月、11月9日に、「九州電力玄海原発3・4号機の審査書案了承、再稼働は2017年以降」とありましたが、毎回この質問をしてお聞きしておりますが、来年度にも再稼働することについて、どうお考えか、市長の御意見をいただきたいと思っております。

2番目に、9月26日、長崎県原子力安全連絡協議会の資料の中に、新規制基準の中に、「意図的な航空機衝突への対応」とありました。原子力発電所はテロやミサイルの標的になる可能性が多いと思っておりますが、具体的な対処策は、九州電力、長崎県の危機管理課などから説明はありましたか、お尋ねをいたします。

3番目として、屋内退避所が、原島地区、長島地区にできるよう予算が計上されております。三島地区が終わったら、UPZ30キロ圏内の避難所にもできないものか、また、先ほどお聞き

しました航空機衝突やミサイルテロの場合は、防災訓練のような余裕はないのではないかと思います。その場合には、車のある人は一気に避難ができますが、ない人や逃げおくれた人は、やっぱり30キロ圏内にそのままおられると思いますが、30キロ圏内の避難所にも屋内退避施設ができないものか、もしくは久喜地区、初瀬地区などの集落にはできないものか、お尋ねをいたします。

その3点を、まずお尋ねします。

○議長（鶴瀬 和博君） 土谷勇二議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 2番、土谷勇二議員の原子力防災についての御質問にお答えをいたします。平成27年3月で質問をした再稼働について、現在、どう思っているか再度お尋ねすることとさせていただきます。

私は、基本的に、原子力発電に係る施策は国において決定されるものであると考えております。しかしながら、海を隔てて24キロ地点の壱岐から目視できるところに玄海原子力発電所はございます。そのことに不安を感じていらっしゃる市民も少なからずいらっしゃいます。

また、一旦事故が起きれば、放射性物質による直接的な被害がない場合でも、風評被害等も予想されるところであります。壱岐市民皆様の生命・身体・財産とすばらしい壱岐の島を守るという観点から、玄海原子力発電所の再稼働については容認できないと今まで申し上げてまいりました。その考えは、現在も全く変わるところはございません。

なお、国と電力会社は、世界で最も厳しい規制基準を満たした原子力発電所を再稼働しているというのであれば、その安全性について、市民皆様にわかりやすく、国の責任において、会社の責任において説明すべきだと考えておきまして、このことにつきましては、機会あるごとに国や九州電力に要請をいたしております。10月22日に東京で行われました玄海地区原子力防災会議におきましても、そのことと、壱岐市が島であるということの特異性をぜひ考慮してくれということをお願いしてきたところでございます。

2点目の、9月26日に行われた長崎県原子力安全連絡会の資料、新規制基準の中で、「意図的な航空機衝突への対応」とありましたが、テロ、ミサイルなどへの対応は、九電、県から説明があったかどうかお尋ねするというところでございます。

テロなどの対応につきましては、今回の新規制基準の中で、「意図的な航空機衝突への対応」という項目が入っております。九州電力と原子力規制委員会の間において、非公式の場でこのことについて会合が行われております。その内容についても公表することはできないとのこととさせていただきます。市への説明は受けておりません。

なお、テロ等が発生した場合、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民保護の

ための措置に関する法律、いわゆる国民保護法でございますが、この法律による壱岐市国民保護計画を策定しておりまして、この内容によって、国からの指示や救援が行われることになると考えております。

3点目の原子力防災にかかわる屋内退避施設整備が長島地区、原島地区にできるように予算が計上されているけれども、他のUPZ圏内の避難所にも屋内退避施設はできないかということでございます。

郷ノ浦・三島地区の放射線防護対策施設は、玄海原子力発電所で事故が発生して避難が必要なときに、しけ等で壱岐本島への避難ができない場合に備えて、3日間避難可能な一時退避施設の整備ということで進めております。国の27年度補正予算により、郷ノ浦町大島の三島小学校体育館の改修、28年度補正予算によりまして、郷ノ浦町長島、原島地区に施設を建設することといたしております。

なお、原子力災害のときの避難につきましては、早期に対応することを基本に、国の原子力災害対策指針で原子力発電所の状態に基づく基準と、各地に配置されている測定器による放射線量の値による基準、この2つの基準が規定をされております。

まず、原子力発電所の状態に基づく基準につきましては、3段階の事態がございます。佐賀県で震度6以上の地震が起きた場合を警戒事態、原子力発電所で全交流電源喪失の場合を施設敷地緊急事態、そして、原子炉の冷却機能喪失の場合を、全面緊急事態としております。

UPZ圏内の住民は、ただいま申しあげました警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態のうち、この3段階目の全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、自宅等の屋内に退避、さらに事態が悪化する場合、放射線量の値による基準に基づき、飲食物の摂取制限や1週間程度の間には一時移転、もしくは避難という行動をとることとなります。このことは、三島地区、壱岐本島にかかわらず同じ考え方であり、同じ対応となります。

さて、壱岐本島のUPZ圏内住民の皆様の避難につきましては、海上の天候等の影響を受けないため、一時退避することなく壱岐島北部へ移動することが可能であります。ただし、病院や社会福祉施設の入所等で緊急時に即時避難が困難な方がおられますので、壱岐本島でも放射線防護対策施設の整備は必要であると考えております。

このため、市内の福祉施設、有床病院及び県、市の関係部署を構成員とした壱岐市福祉保健施設防災連絡会議を立ち上げておりまして、その中で施設避難計画の実行性向上とあわせて、放射線防護施設整備に向けた協議を、現在開始をしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） それでは、最初の1番目の、再稼働についてですが、市長もやは

り島民でも、反対の人は結構反対と言う。もう私たちは目の前に見えるけん、反対の人が結構おられます。でも、国の施策として、どうしてもあることだから、それは仕方ないことですけど。できれば、反対で、再稼働がないというより、事故がない、前回市長も言われた、100万分の1でもと前回、市長は言われました。とにかくその事故のない状態を維持して、再稼働は仕方ないと思いますが、そういう状態がいいなと思います。

2番目に、意図的な航空機への対応、多分、これを明かしたら、やっぱりほかのテロとかミサイルの、だから、それでもやっぱりミサイルが来たら防災訓練のような形での避難は多分できない事態とか、それで避難退避所ができないものかお尋ねしましたが、警戒区はないということで、本土地区は、30キロ圏外への速やかな避難、それが基本となるということですが、壱岐市の防災計画の、原子力防災対策編の中に、避難道路集合場所から国道とか県道を通して避難所まで行くとなっておりますが、ここでちょっと一つお願いじゃないですけど、当地区は、初山地区は、避難所、県道より避難所が初山小学校となっております。それから県道まで避難道路がありますが、避難道路を下って行って、坪を通して避難所として国道を通して避難するようになっておりますが、前回、初山小学校にバスが来て、避難をするということは、バス1台やっ通るぐらいの、おかげさまで県道は坪から国分まで避難道路としての拡幅工事ができるようになりました。でも、今度は学校から避難道路までの道が狭く、側溝のついてないところかですね、そういうとが多い。できれば、避難所としての役割を果たすために、スピード感を持ってやっていただきたいと思います。

それと、緊急事態の場合は、学校に寄らなくて、車で初山の場合は、中央線から志原の南側線と、あとは坪の梅津新田から片原線、車で移動するなら、避難するなら、そちらを通ると思います。また、両方とも狭く、避難が、救急車ですらすれ違うとができないとかですね、特に中央線から志原の南側線、あそこを通るのは、この前、田原議員も言われましたとおり、狭いし、側溝ぶたがない。早急にふたをつけたり拡幅工事ができるばとお願いをしたいと思いますが。

毎年、防災訓練はあっておりますが、そのために道の狭さを痛感しております。屋内退避所が退避施設ができないのであれば、30キロ圏外への避難ということであれば、避難道路の使用する市道の整備を早急に行っていただきたいと思いますが、市長の見解をお願いします。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 土谷議員の再質問でございますけれども、私は、壱岐市の市長として、市民の皆さんが不安を感じていらっしゃる、そのことは事実でございます、そういった状況の中で、再稼働について容認できないということをずっと申し上げてまいりました。

そういった中で、九州電力から折々にいろんな安全対策等について、御説明にお見えになりま

す。今、福島原発と同じような事故が起こった場合、建屋から放射性物質が出ない取り組みをしてるんだと。数字的に言えば、何千分の1ぐらいしか出ないとおっしゃっております。しかし、私は、その建屋から全く出ないんだということを言ってくださいよということを言っておるわけです。福島の場合よりも、例えば、何万分の1であっても、出ることに間違いのないわけですから、そのことを言ってくれと言っておりますが、それはなかなか言っていただけません。

また、UPZ、ここで市民の皆様にも正しい理解をしていただきたいというものがございます。UPZ 30キロ圏内でございますけれども、国の考え方は、UPZ 30キロ圏の30キロまでは来ないというのが国の考え方でございまして、説明でございまして、UPZ 30キロといいますと、30キロまで来るんだと、こう比較的考えるわけです。玄海原子力発電所の事故が起こったときのシミュレーションがございました。そのときに1週間後の、それは急な南の強い風が吹いたりなんかすると、これはもうシミュレーション全く当てにならんわけですけれども、そのときでも1週間後に、御存じのように、壱岐水道の真ん中ぐらいまでしか放射性物質は拡散しないんだというシミュレーションがございました。

それについては、いろいろ物議を醸したこともあるわけでございますけれども、今シミュレーションではそういうことになっておるわけでございます。先ほど申しました1週間の間において避難をする。したがって、ここでまた誤解があると思うんですけど、「原子力発電所の事故が起こった、さあ逃げろ」ということにはならないわけですね。今のところ、1週間ぐらいしたときに、壱岐水道の真ん中ぐらいまで来るといって、そういうシミュレーションでございまして、この辺の、私はそのことで安心しなさいと言っておるわけじゃないんです。過大な御心配をなさらないように。さあ事故が起こった、さあ逃げろということではなくて、いろんな状況の報告があったときに、それに対応した、いわゆる退避をしてくださいよ、慌てて一気に退避するということにはならないということを、ぜひ申し上げたいと思っております。

そういった中で、道路の拡幅、これが絶対必要でございます。早い遅いにかかわらず必要でございますが、そのことは充分頭に入れながらも、現実問題として、なかなか道路の拡幅ができないということでございますが、おっしゃるように、例えば水路のふたとかそういったものについては、やはり積極的に推進していかなくちゃいけないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） 言われたとおり1週間ぐらいで退避できるような玄海原発の事故ならいいのですが、先ほども言いました、今はミサイルテロとかで一気に来る場合もありますので、避難道路とかそういう退避施設は、病院関係、福祉関係は検討してあると言われましたので、ぜひ市民が安心するような形で、避難道路はこうなってますよとか、広い道があります。当地区

は、坪のほうから行きますと、片原まで行く、そしてこっちから言うと石田線まで出たら、「ああ広い道出た」っちゃう感じがするんですね。だから、やはり避難道路としての役目を果たすようにやっていただきたいと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。ガソリン価格についてお尋ねをいたします。

島は、ガソリンが高いとか、軽油も高い。福岡のスタンドに行きますと、スタンドの看板にガソリンの値段が書いてあるんですね。必ず皆さん団体で行くと、「ここは百十何円よ」とか、「はあ、壱岐とは30円も40円も違う」とかいう話が「なしたっかっちゃろう」とかいう話があります。やっぱり、ちょっと聞くとおところによりますと、壱岐は福岡の売り値ぐらいで仕入れが入ってくるそうですね。だから、高いとは仕方ないかなと思いますが。

この前、11月28日の全国のガソリン平均が出てましたので、ガソリンが全国で121.7円ですね。ハイオクが132.6円、軽油が99.5円、灯油が18リッターで1,073.5円と一応平均はなっておりました。

私、二、三日前にガソリンを入れましたら、リッター154円ですね。軽油は幾らやろうかと思って聞きましたら、133円と言われました。この全国平均は、12月1日か何かで見ましたら、ガソリンは110円台、119円ぐらいになっておりました。日本で一番安いとは、宮崎県となり、長崎は後ろのほうに順番になっておりました。

やっぱり壱岐のスタンドさんたちも、人件費などで一生懸命経営をしてあると思いますが、全国平均と比べると、もう差が5円、10円ならいいんですけど、ちょっと差があり過ぎるなと思ひまして、お尋ねをしますが、国境離島新法で活用で、ガソリン代、燃料費がですね、安くならないものかと思って、ちょっと調べてみました。国境離島新法の要望では、一般旅客定期航路事業に係る運賃の低廉化、国内定期空路運送事業に係る運賃の低廉化とか、漁船燃料の低廉化操業に係る費用の助成と雇用創出の拡充ですね、大体これが主な基本柱だと思っております。

その中に、私が思うには、国境離島新法に加わる離島は、ガソリン・軽油の揮発油税の中の暫定税率があります。それを廃止または免除適用を国に要望してはどうだろうかと思っております。暫定税率で、揮発油税、地方税、地方道路税、自動車取得税、自動車重量税にもかかっておりますが、ガソリンには、揮発油税のほかに暫定税率ですね、本則税率、石油税率、本体価格と、最後に消費税まで入れますと、4つの税金がかかっております。暫定税率は、1993年ですかね、地方の道路の整備等をするためにつくられて、大体短期のほうでやりましたのは、今までずっと延長延長で伸びていて、これからもあるとやないかねと思いますが、暫定税率でいきますと、ガソリン、リッター25.1円、軽油で17.1円ですね。これが燃料にかかっていると思います。国境離島に住む我々は、少しでも価格の格差をなくすために、できましたら、壱岐の人口を減らさないためにも、ガソリンの暫定税率を廃止してもらるか免除してもらるか、そういう要望を出

したらどうだろうかと思いますが、市長の御意見を求めます。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 土谷議員の2番目の御質問のガソリン価格について、国境離島新法を利用して、市民生活にかかわるガソリン価格を、本土並みとはいかなくても本土に近い価格にすることはできないかという御質問でございます。

離島のガソリン価格につきましては、国境離島新法には残念ながら支援メニューがございません。が、現在の国の施策といたしまして、離島ガソリン流通コスト支援事業により支援がなされているところでございます。長崎県民協働課のレギュラーガソリンの店頭小売価格の推移調査によりますと、本年11月の全国平均が、1リットル当たり126円、県内離島以外の地域の平均が133円、県内離島の平均が154円、壱岐市内の平均が156円となっております、全国平均とでは30円の価格差がございます。

また、過去に実施された離島における石油製品モニタリング調査結果によりますと、本土と離島におきまして、価格差が生じる原因としては、2つの要因がございます。1つは、流通コストの価格差によるものでございまして、ガソリン油槽所のある離島、ローリー配送の離島、ドラム缶輸送の離島など、ガソリンの輸送形態により流通コスト面で本土との価格差が生じること、またガソリン油槽所のある離島でも、需要の規模によりタンクの容量が小さい場合はタンカーの配送コスト、維持費などが割高となります。

2つ目は、経営規模、経営形態との格差によるものでございます。離島では、1サービスステーション当たりの月間販売量が全国平均に比べて4分の1から3分の1程度と大変少ないためにマージンが割高となっていることなどがございます。または、自動車関連商品の販売、洗車、整備などの燃料収益以外の油外売上高が全国平均に比べて少ないということもございます。

また、本土では、サービスステーションの従業員は、人件費を抑えるためにアルバイトが多い状況でございますけれども、離島では、サービスステーションは、雇用の受け皿として重要な位置づけがなされておりまして、正社員が大半という状況であることが挙げられます。このことについては、やはり正社員を主として雇っていただいているということについて、感謝を申し上げたいと思っておる次第であります。

国は、この格差の縮小を支援するために、離島ガソリン流通コスト支援事業によりまして、壱岐市においては、1リットル当たり10円の補助を行っているところであります。このことについては、長崎県市長会において、本市が担当する項目として、離島地域における燃油コスト等の格差是正についてを国の提言として、毎年要望を行っておりますけれども、今後も引き続き国の支援の継続拡充を要望してまいります。

議員御指摘の暫定税率につきましては、数年前に国会でも取り上げられました。あれは時限立法でございまして廃止すべきだということでございましたけれども、結果的に延長になったところでございます。この暫定税率を初め、今私どもは、全国離島として、離島においては消費税を廃止すべきだと、あるいは、今主に消費税ですね、消費税を廃止すべきだというようなことを強く要望しておりまして、個別にガソリンの暫定税率をとということには、今いたしておりません。ただ、ヨーロッパでは、離島について、消費税をかけないという離島もたくさんございます。そういうことから、引き続き全国離島として離島に対する消費税の廃止について、減免について、要求をしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） 国の輸送コストに10円ですかね、リッター、補助があつて、また壱岐の場合は、使用料も少ないから、やはりスタンドもそれだけの経費がかかると思います。

そこで、やっぱり消費税、暫定税率というのは、もう廃止、民主党あたりは前回も反対ですね。だから、国境離島に係る島だけでいいから、そういうとはできないか、国境離島でできないかということは、ちょっと予算をとるわけじゃなくて、削ってもらうだけを基本として、一応要望は出せないかということをお願いします。消費税は、消費税のあれも4つもかかっている税金ですので、離島は特に優遇をしていただくべきだと思いますが、市長の見解をお願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 冒頭申し上げましたように、法律というのは、その趣旨というのがございまして、この国境離島新法の趣旨の中に、その税率の減免というのは、もちろん大きくは交流人口の拡大であるとかありますから、そういったことを減免してガソリンを安くする、それは確かに交流人口の拡大等につながる、それはもう十分理解できますけれども、この国境離島新法のそのメニューといいますか、その中に入っていないということで、国境離島新法を利用するということにはならないということをお理解いただきたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） やはり島に住んで、本土から見れば、島に住んでるから仕方ないと思われませんが、何かの形で、やはり税金を少しでも安くしてもらおうと要望、地方創生とかそういうことで、何かいい要望ができればと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

2番目終わります、次、3番目に移らせていただきます。これも毎回質問をさせていただいております野犬についてお尋ね申し上げます。

先月、子牛が野犬に追われたと聞きました。そのせいで死んだかどうかはわかりませんが、死んだやつが、野犬にかまれていたということを聞いております。それとか、牛小屋の飼料を食べに来て困るとか、やはり群れをつくって来ますので、とにかく怖いというイメージがみんな、もうそれにだんだん慣れてきております。

環境衛生課に聞きますと、犬の対策、捕獲機などで捕まえるしかないと聞いております。捕獲機が30基ですかね、壱岐市に。それと保健所に2基、業務委託をして捕獲をしているそうです。27年度に158匹ですか。本年度が11月末で119頭、やはりすごい数がとれています。そして、よその行政では、避妊の補助を出したりしているところもありますが、野犬同士でふえるけん、避妊の補助も出してもですね。それと課に聞きますと、25年度で廃止となっているということです。室内犬とか野犬になりにくい犬がほとんどの避妊の補助を受けてあるということです。

市長は、前回も言われましたとおり、えさを与えないとか、放し飼いをしないとか、やはりそういう形でして、捕獲機を使ってやるしかないのが、やっぱり各自治体そういう状況だと思っております。

その中で、この前、課と話していますとき、有畜農家などに、野犬への対策ですね、繁殖期の犬の群れなどに注意する、それとか捕獲機の設置場所に設置をするため、目撃情報などを寄せて、市の広報紙、回覧やチラシ、二、三日前にも防災無線でやっと言っていたいただきました。野犬の、市民皆さんにお知らせをして、やはり目撃情報でここにいっぱいいるよと、そういうところに捕獲機を置いて、市民皆さんと一緒に行政が取り組むべきだと思っております。市長のお考えを。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 土谷議員の3番目の質問でございまして、野犬についての今後の対処はとの御質問でございます。

以前にも御質問いただきましたけれども、大変対策に苦慮しているというのが現実でございます。現在の対応といたしましては、市内には議員さっきおっしゃいました、捕獲機30基を常時設置しております。市民の皆様から野犬についての情報が寄せられました場合は、直ちにその常設している30基の幾つかを移動して、そこに設置をしていると、そういう状況でございます。

その捕獲につきましては、やはり捕獲機への警戒心が非常に強く、強くですね、捕獲が困難な状況でございますけれども、平成27年度には158頭、本年は現在まで119頭捕獲しているところであります。

御存じのとおり、捕獲の方法が限られている状況の中にありますけれども、壱岐保健所とも協議を重ね、睡眠剤の使用が可能な場所については、1週間程度の餌付けをした後に保健所の獣医

師の指導のもと、睡眠剤での捕獲にも取り組んでおります。

今後市民皆様から野犬についての情報をいただき、その状況にあわせ、迅速に対応してまいりたいと思います。

先ほどおっしゃるように、ペットよりも、やはりもう野犬で繁殖してしまうということがございますけれども、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する法律が改正されまして、所有者の責務として、ペット等の終生飼養が明記され、犬猫の寿命が来るまで責任を持って飼うことが求められております。野犬のいない安心して暮らせるまちづくりのために、野犬をふやさない取り組みについて、今後も広報紙、チラシ等によって市民の皆様へ周知をしてまいりますので、どうぞ野犬の情報等をお寄せいただきますようお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） おかげさまで防災無線で二、三日放送をしていただいたので、やはり有畜農家などのえさとか、やはり牛が追われたとか、そういうとは徹底して広報を流していただきたい。

それと、やはり繁殖期には、群れをつくって子供をかばうために、やはり危険ですので、その時期は特に放送等をやっていただいて、それと先ほども言われましたように、目撃情報を的確にお知らせをいただいて、なかなか見て見ぬふりする人もいますよね。ここいっぱいおるからとり来てくれちゃうとを情報をいただいて、少しでも野犬が減りますようお願いを申し上げます。

ちょっと早いですけど、以上で私の一般質問を終わります。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、土谷勇二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時35分とします。

午前11時23分休憩

.....

午前11時35分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、町田正一議員の登壇をお願いします。町田議員。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 町田 正一君） それでは、通告に従いまして、町田正一、一般質問を行います。

一般質問の前に、最近ではイギリスのEU離脱の国民投票とか、アメリカの大統領選におけるトランプさんの勝利とか、メキシコとの間に国境を、メキシコの負担でつくるとかいうような、そういう大衆受けするポピュリズムが非常に台頭して、声の大きな狭いナショナリズムに訴えることが非常に台頭してきております。

壱岐市においても、実は、非常にちょっと私も不愉快なことがあって、センセーショナルな記事を書けば、週刊誌的に市民は非常に興味をそそって、それが商売になると思われている節もあります。幾ら商売とはいえ、報道が、僕は行政や議員を批判するのは当然だと思っております。それがもともと報道の責務ですから。

ただし、ある島内誌の記事を読むと、それは議員に対するアンケートだったんですが、市役所の「市」を死人の「死」を当てて「死役所」、それから、市議会も同じように、死人の死を書いて「死議会」とか、こういうことを、記事の中身に関しては、幾らアンケートとはいえ、報道の主体が判断すべきことであって、これはアンケートだとか、これは読者の投書だとかいうのは、それは言い訳にしかならんと僕は思っています。

こういうセンセーショナルな言葉遣いをすれば、確かに、読者は興味をそそるでしょう。しかし一方で、癒やしの島だとか、緑と歴史を生かすとか、インバウンドの増加だとか片一方で言うときながら、こんな記事を、島内に訪れた人が読んだら、どんな不愉快な思いをするかと思うと、きょう、報道機関も来ておられますけども、幾ら商売とはいえ、こういうことを無責任に書くことが、僕は報道機関の務めだとは思わない。だから、もうぜひ、この点は報道も含めて改めてもらいたい。もう少し冷静な議論があつてしかるべきだと、最近では、そういう真面目な議論が、センセーショナルな言葉に封殺されがちな時代背景が、非常に僕は危惧しております。

戦争前の日本がそうでありました。朝日新聞、僕は戦争犯罪人は朝日新聞、東条英機、近衛文麿だと思っておりますけれども、朝日新聞が非常に記事で戦争をあおり立てて、日本はもう、一部、東条英樹の責任みたいに言われておりますけれども、実はそうじゃなくて、日本国民、日本マスコミ、全部含めて、あの悲惨な太平洋戦争に突入していった責任は私たちにもあると、当然思っています。

ぜひ、こういうセンセーショナルな国民感情受けしやすい記事を書くことがマスコミの使命であると、私は思っておりません。非常に不愉快きわまりないんで、あえて冒頭に発言させていただきたくです。これは市民の方も見られておるでしょうから、おもしろければ、人を攻撃することが報道の使命だとは私は思いません。ぜひ、そここのところは、報道関係の皆さんたちも考えていただきたい。ということで、市長にちょっと頭の痛い質問もしますけれども、よろしく願います。

この間、国は、まず離島活性化交付金事業、平成25年から国交省所管でやっています。それ

から、石破さんが声高に叫びました地方創生交付金事業、これも、同じように平成26年から。これは先行型で25年から事業も採択しておるようでございます。それから、最近の国境離島新法、この3事業について、離島にとって、地方にとっては非常にありがたい施策なんです、1つはやっぱり、市民の目から見て、離島活性化交付金事業、地方創生交付金事業、これは予算が確定しておりませんから、今、多分絞り込みの段階だと思いますが、国境離島新法のそれぞれに事業について、事業の目的とか事業規模、それから特に、石破さんがとられた地方創生交付金事業は、要するに、成果として数値目標まで上げて、あるいは事業の検証までも含めて地方自治体に要求されました。非常に自治体のこれに取り組む能力というか、アイデアというか、それが非常に試されたところであります。

一番最初に市民の方にも知ってもらうためにも、それぞれの事業について事業規模、あるいは地方創生交付金事業については、KPIと言いますが、その数値目標、壱岐市が出したやつ、それから、過去に行ったそれぞれの。まあ、国境離島新法については、まだ取り組みの段階なんで、これは結構ですが、離島活性化交付金事業、地方創生交付金事業、それぞれ、予算規模とか壱岐市の取り組みについてお答え願いたいと思います。

それから、国境離島新法については、今、多分現状で、各種要望が多数上がっておりました。多分、とても予算規模からしたら、全部ができるわけじゃないし、それぞれ今、その中から、県と相談しながら絞り込みの段階だと思いますけれども、今どの段階に、今のところ、こういった取り組みの段階にあるのかをお答え願いたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 町田正一議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 6番、町田正一議員の御質問にお答えいたします。

今、町田正一議員については地方創生交付金事業、離島活性化交付金事業、国境離島新法事業についての御質問がありました。この内容については、非常にボリュームがありますので、少し時間がかかることをお許し願いたいと思います。

まず、1番目の御質問でございますが、今申し上げました3つの事業についての事業規模、KPI、これは重要業績の評価指標でございます。そして、過去に行った事業についてということでございます。

まず、地方創生交付金事業につきましては、町田議員、25年度からとおっしゃいましたけど、26年度からということになっておりますので、そういうことで申し上げておきたいと思っております。

国のまちひと仕事創生法が平成26年11月に施行されまして、同年12月27日にまちひと仕事総合戦略の閣議決定がなされ、その動きを受けまして、壱岐市においては、2060年、

45年後でございますけれども、1万8,000人の人口を維持するために、産業振興や雇用対策、交流人口の拡大、子育て支援など、幅広い施策に取り組むための壱岐市まち・ひと・しごと総合戦略を平成27年10月に策定をいたしました。現在まで、それに従って、各種事業を展開しているところでございます。

交付金の事業規模につきましては、国の26年度補正予算地方創生先行型交付金を受けまして、平成27年度において19事業、1億900万円、平成28年度におきましては、国の27年度補正を受けまして7事業、9,900万円を現在、実施中でございます。合計で申しますと26事業、交付金ベースで約2億800万円の事業を採択をいただいております。

実績としてまとめて申しますと、これまでの交付金の採択状況といたしましては、平成26年度地方創生先行型交付金においては、1つの地方自治体に配分された限度額いっぱいを壱岐市がいただいております。

また、平成27年度、平成28年度の地方創生先行型交付金、地方創生加速化交付金においては、長崎県内の市町の中で、壱岐市が最も多い採択額となっております。今後も本市の地方創生を一段ずつ前に進めるために、地方創生を対象とした交付金の活用に積極的に取り組んでまいります。

次に、KPI重要業績評価指標の達成状況でございますが、去る7月28日に壱岐市まち・ひと・しごと創生会議を開催し、16名の委員の皆様方から、平成27年度に実施した地方創生先行型交付金事業について、事業効果の検証評価をいただき、その結果につきましては、9月8日の市議会全員協議会において議員皆様に御報告したところでございます。

その中から、過去に行った事業を抽出して申し上げますと、平成27年度評価対象が18事業ございます。大学生の農業体験研修生を受け入れる農村定住促進事業、漁業インターンシップ事業や水産体験事業、観光物産情報発信事業、壱岐焼酎魅力発信事業、ウェブアプリ開発技能者育成教育事業、九州郵船の運航情報リアルタイム発信事業、ふるさと特産品広告事業などについて効果検証の結果、成果が十分上がっている、A評価でございますけど、が5件、相当程度の成果がある、これはB評価でございますけど11件、成果が不十分である。C評価でございます。これは1件でございます。これは、実は企業誘致促進人材育成助成事業でございましたけれども、新たな企業の誘致に至らず、雇用者の実績がなかったという評価でC評価でございます。

いま一つ、成果なし。D評価が1件ございますが、これは市内保育士の質の向上を目的とした講習会等参加助成事業でございますけれども、本事業の内容が、新たに施行されました子ども・子育て支援法に盛り込まれておりまして、重複事業となることから、この事業では除外されてできなかったということによるD評価でございます。

このように、実施してきております地方創生交付金事業は、壱岐市まち・ひと・しごと創生総

合戦略に基づいて、先駆的な取り組み等を後押しすることにより、地方における安定した雇用の創出、地方への新しい人の流れ、まちの活性化などの地方創生実現のために創設されているものでありまして、今後も積極的に活用し、総合戦略に掲げたプロジェクトの推進を図ってまいりたいと考えております。

次の離島活性化交付金事業の規模と現在までの事業内容ということでございますが、離島活性化交付金は、平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、谷川代議士の力添えで創設された交付金であります。

3つの大きな柱がございまして、まず第一に、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大を図る定住促進事業、次に、観光の振興等により交流拡大を図る交流促進事業、3点目に、安全・安心な定住条件の整備、強化を図る安全・安心向上事業の、主としてソフト事業に支援する制度となっておりますが、一部、流通効率化関連施設や防災機能の強化を図る施設については、ハード事業も対象となっております。

壱岐市における平成25年度から平成28年度までの離島活性化交付金の事業規模は49事業、国の交付金ベースで4億7,700万円、事業費ベースでは、10億9,500万円となっております。

現在までの事業内容を申し上げますと、まず、1番目の定住促進事業について、離島輸送コスト支援事業において、現在、壱岐市は米、野菜類、花き、魚介類の4品目の輸出に係る海上輸送費の支援を行い、コストの低減を図ることといたしております。

次に、交流促進事業では、観光振興、交流人口拡大のための情報発信事業やインバウンド対策事業、しまとく通貨を活用した集客促進事業、デリバリーミュージアム促進事業、物産振興、壱岐焼酎PR事業、新商品開発、ブランド化・販路拡大支援事業に取り組んでおります。

3点目の安全・安心向上事業につきましては、防災マニュアルの作成や大谷体育館耐震診断の実施。この大谷体育館につきましては、この耐震診断に引き続きまして、本年度の補正予算で、耐震改修工事についても内示がございました。追加採択なされたところであります。

これまでの離島活性化交付金事業の成果につきましては、定住促進事業では、第1次産業で申しますと、平成25年度から27年度までに、農業では、新規就農者が26名、済みません。先ほど呼子議員の質問の中で25名と申し上げましたけど、26名が正解でございます。漁業では、新規就業者が28名でありました。

交流促進事業では、観光客延べ数、観光客数、外国人集客数、いわゆるインバウンド、観光消費額ともに、平成25年度と平成27年度を比較しますと増加傾向にあり、成果として上がってきていると感じております。平成28年度におきましても、15事業、交付金ベースで1億2,700万円の採択を受けまして、さらなる産業の活性化や雇用交流人口の拡大に取り組んで

おります。

また、ハード事業といたしまして、流通効率化関連施設整備事業により、J A 壱岐市において、壱岐産品の流通拠点施設、J A 壱岐市集出荷施設、これは国分の家畜市場の横でございます。及び直販所、これは本所横の整備をすることといたしております。

次の3点目の国境離島新法に関する予算等は、正式に決定されておられませんけれども、その中で、8月30日に国の平成29年度有人国境離島関係予算の概算要求が示されました。

その中で、一番目に、内閣府において、地域社会維持推進交付金を創設するとされております。その予算は国費で50億円が新しく要求をされて立っておりまして、交付率は10分の5となっております。この交付金によりまして、航路航空路運賃の低廉化、滞在型観光の促進、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に支援がなされるとなっております。

2番目は、国土交通省及び水産庁等が主でございますけれども、離島向け交付金の拡充ということで、国費7億円を増額するとされております。

3番目は、地域社会維持に関係する予算にかかわる目標額設定等による配分拡大を行うこととされております。したがって、事業費ベースで申し上げますと、100億円を十分に上回る新規の財源確保のための要求を行うとされております。また、地方負担分につきましては、地方財政措置で適切に対応するとされておるところでございます。

現在まで示されている内容は以上のとおりでございます。いまだ、内閣官房が財務省と協議を重ねている段階と聞いておりますので、具体的な制度の内容はいまだ明らかになっておりません。

各種事業、特に企業雇用創出の現状の取り組みについてということでもありますけれども、壱岐市国境離島新法民間会議で、働く場所づくりをテーマに、集約されたアイデアや市役所内ワーキングチーム並びに県の施策提案を含めプロジェクト化するために、検討作業を行っております。

条件となる雇用の拡大については、やはり容易ではございません。そこで、国境離島新法制定に大変な御尽力をいただいている谷川代議士の力添えで、国境離島新法を担当する内閣官房総合海洋政策本部、通称海本部と申しますけれども、から2名御来島いただきまして、地元関係者87名の皆様方や行政機関との意見交換が10月24、25日、2日に行われました。

国が基本方針を策定するための作業と新しく概算要求で創設された交付金の使い道について、詳細を決めるための調査であり、農林、水産、観光、交通、商工産業、医療、福祉、自治行政、移住定住といったさまざまな分野における現状と課題、住民の皆様の声やニーズ、今後取り組みたい事項などについて、直接国へ思いを伝えていただいたところでもあります。

また、11月16日には、東京において、谷川代議士事務所、山本県議、海本部国土交通離島振興課を初め、各府省庁の担当者とプロジェクトチームを立ち上げ、本市における農業、水産業

での事業案をベースに、雇用につなげる具体的なモデルケースをつくり上げるために、協議が行われたところであります。

まだ、制度の基本方針等について、明確に示されていない段階であります。特に、雇用拡大について、「私がやります」といったプレイヤーとなる方がおられれば、ぜひとも、これからでも御提案をいただければありがたいと考えています。

この国境離島新法、該当の離島の人口の45%を占める長崎県でございます。特に、この壱岐、対馬、五島、この案といいますか、この計画が、今後全国のモデルとなると思っております。しっかりとその結果を出したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） それぞれ3事業について、非常に幅広く活用されている現状というのは、非常によくわかりました。

同じように、離島振興法を成立させて、この間ずっと多額の費用をかけて、その当時は、離島振興法に基づいて、道路をつくったり港湾をつくったりとか、建物つくったりとか、非常に市民の目から見て、非常にわかりやすい形で交付金の使い方というのが、そら、きのうまでぼろぼろの道路が、ある日突然、きれいに舗装された道路があったら、「ああ、これは離島振興法のおかげだ」ということで、市民の目から見て、非常にわかりやすい形で、交付金 coming いるんだというのがわかったと思いますが、今、市長が説明されたように、地方創生交付金事業については、長崎県で一番の金額の多い交付金が壱岐市に来ていると。

ただし、非常に今ごろは、ソフト面とかアイデアとか、ハード面はつくって、その後の展開をどうするかという形なんで、市民の目から見て非常にわかりにくいという点は確かにあるんです。しかも、幅広くそのソフト事業に補助していると。

例えば、普通の人から見たら、農家の後継者事業で26名ですかね、漁業で28名と言われましたけども、そういうのが交付金事業として使われているとか、そういうのが非常にわかりにくい形になっています。ITを利用したとか、壱岐市とか、そういうのもありますけれども、非常にわかりにくい。

だから、じゃあちょっとお尋ねなんですけど、今度、市長が壱岐市産業支援センター事業、いわゆる I k i - B i z というんですかね。これはどの交付金事業に当たって提案されたわけでしょうか。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） この I k i - B i z については、まずもって、交付金を当てにしてやっ

たということではなくて、そのことがこの交付金に当てはまるということをやったということでございまして、項目は地方創生交付金でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 後で予算委員会でも多分、いろんな質問が出てくると思うんですけども、私、個人的な意見は、100万円の給料を出したら200万円、300万円の仕事をしてもらえば、決して高くない。これは20万円の給料を全国規模で募集したって、恐らくだれも来ないです。しかも、その程度のというか、語弊がありますけれども、その20万円の人を募集したって、それはそのくらいのスキルを持っている人しか来ないと。ある程度、「市長も思い切ってやられたなあ」と思いますけれども、僕は100万円出しても、決して数百万、数千万の規模の事業がそれで生み出せれば、決してそれは高くないと。

ただしそれは、もちろんそれだけの金額を出すんですから、それだけの責任感とスキルを持っている人材を選ばなければいけないと。それはやっぱり、今度は市長が、多分それは責任問われますから、その点については、僕はもうバックアップ体制。今度、所長はいいけども、後のバックアップ体制とか、そういうものをやっぱり、それが一番大事なんで、それをどうやってやるのかというのを、ぜひ行政で、これはもう市長の直轄マターとしてぜひやってもらいたいと思います。

要するに、政治家というのは、事業はやっていいんです。「その後の責任は俺がとるんだ」という気構えさえあれば、僕は、それはもう大いに活用していただきたいと思います。

それから、国境離島新法についてなんですけど、この前、事業の民間の、非常に多くのアイデアとか提案がなされています。これは、今までそうだったんですけど、余りにも多く提案がなされて、要するに、大した金額でも恐らくないでしょう。それを公平にずっと分けていったら、1つ1つの事業が非常に目立たないとか、何をやったんだということに結局なるんだと。それよりも、1つか2つに絞って。

例えば、壱岐市の場合は5つ漁協があります。農協1個統合していますけれども、それ以外にも、各種団体いっぱいあるでしょう。そういうのが、ずっと要望全部出してくると、これ、採択されるところもあれば採択されないところもある。ただしそれは、離島活性化交付金の目標から考えれば、雇用を生み出すという大きな柱があるわけですから、そこのところはぜひ、多分そんな大した金額にはならんと思いますけど、僕はある程度、市民に目に見える形に事業を絞り込んでいくというのが、今からは、行政の覚悟として僕は必要だと思っています。

例えば5つ漁協があったら、1つの漁協のアイデアは採用されたけども、ほかの4つの漁協は採用されんから、必ず文句言うてきますよ。でも僕は、それでも行政はそれを突っぱねないかん

と。今回のこの離島活性化交付金、国境離島新法についての事業については、それが目標なんだということを、ぜひ、市長にはその覚悟を持っていただきたいと。

それからですね、市長ちょっと私、お尋ねなんです、実は私、市長御存じのとおり、障害福祉施設、今度職員募集しました。正規職員で十二、三名募集した。最終的には、来年の4月1日に恐らく、38名雇用します。12人の募集に対して40名近い応募がありました。これは実は、遠くは熊本県、それから佐賀県、福岡県等の新規の学生からも応募がありました。働く場所さえあれば、若い人たちは、僕は応募してくれるんだと。

ただし、条件があります。多分、安定した給料が生涯にわたって保障されるというのが、やっぱり大きな魅力なんです。僕はそういった、例えば福岡県なんかは、こういった障害者施設の入所待ちというのはかなり多いと聞いています。

僕は、確かに年をとってから壱岐に来られても、医療費とか何とかで金がかかってしようがないという意見もありますけども、それで雇用が、ふるさと納税と一緒に、ふるさと納税にしてくれた人に、お礼に金がかかってしようがないと言うけれども、片一方で、市長が言われたように発想の転換だと。それによって地元の産業が活性化すれば、それに倍したおつりが来ると。なるほどなあと僕も思いました。

それと同じように、ぜひ、今からそういった福祉の施設、特に、福祉施設はマンパワーがないとどうにもできないんで、今後、心の福祉の専門学校もでき上がります。僕は、非常に壱岐はその面では、うちも法人の理事で福岡の人がおるんですけど、「壱岐は物すごい環境に恵まれておる。行政がここまで力を入れて、そして学校もできる。こんなすばらしいところはない。周辺環境としては非常にすばらしい」と言われているんですが、こういった分野に、離島活性化交付金とか地方再生交付金とか、企業が普通の会社をつくるとかいうことじゃなくて、こういった面、ある面においては、ずっと継続して国から措置費とか予算措置されるわけですが、こういった面の活用も、これはできるんじゃないかと思うんですが、その点について市長、答弁お願いしますか。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本来の御質問にお答えする前に、I k i - B i z について少しだけ申し上げたいと思います。

この100万円、実は長崎県では、新上五島町、大村市が先行いたしております。

ところで、大村市は85万円で募集いたしました。これは1年で直しますと1,000万円。そこで募集をかけて、ある程度人間が集まりましたけど、めがねにかなう人がいなかったということで今、再募集をしております。100万円です。この100万円は、この方々はセンター長

になる資質のある方と申しますか、採用基準を見ますと、やはり、ある程度のいろんな財界の方とのパイプ、あるいは法律をよく知っているということ、市場原理について詳しい方、そういった方でございますし、また、契約のほうは1年ぽっきりでございます。もちろん、1年ですぐに結果が出るということはないかもしれませんが、背水の陣でお見えになるわけです。命がけでお見えになるわけです。そういった方に、私は、月額100万円は決して高くないと思っている次第であります。

町田議員御指摘のように、そのことによって、壱岐に何かが生まれたら、それはとてもじゃないが、私は財産になると思っているところであります。どうぞ御理解いただきたいと思っております。

さて、今度計画が上がっている福祉施設は38名ということでございます。

今、国境離島新法では、1人でも雇用が生まれれば、それは助成するよ。金額的には、これは確定ではございませんけど、今の予定といたしましては、新規にやる場合は600万円程度、そして、事業を拡大するときには1,600万円程度という、これは金をやるということではなくて、施設整備費に補助をするということでございます。

そういったことを考えておるところでございます、今、29年4月に開校されます。施行が29年4月1日ですから、その辺の時限的のものがどうかということもございますけれども、ひとつ申請をする価値はあるんじゃないかならうかと思っておるところでございます。

それから、今申されました介護福祉専門学校、残念ながら今、生徒が集まりません。どうぞ、これについては、授業料は、3年間壱岐で勤務していただければ全額免除ということですから、授業料要らんのですね。それで、福祉をぜひ目指す方の入学をお願いしたいなと思っておるところであります。

そして、壱岐では、生涯活躍のまちづくり、CCRCに島として、ただ1自治体、手を上げております。ぜひですね、これはいわゆる退職した方々が、壱岐で生きがいを持って生活していただくという。そしてもし、いろんな介護が必要になれば、当然のことながら、医療、福祉、それ全部カバーしますよという、そういった制度でございますけれども、そういったことも含めて、1人でも多くの皆さんが、この壱岐で生活していただけるように頑張りたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） この件についてはいろいろ、もっと時間をとってやりたいんですけども、質問時間の関係で、次に、女性職員の幹部職員への登用についてというのを質問通告しておりますので、これについてやります。

その前に、基本的な資料として、今現在、壱岐市の女性職員の人数と割合、それから2番目に

課長職以上、多分、幹部職といったら課長職以上が幹部職になるんじゃないかと私は勝手に思って、課長職以上と書きましたけども、人数と割合。3番目に、安倍総理も、「今からやっぱり女性が活躍してくれんことには日本の明るい未来はない」と言われておるんで、今後の課題と、市長としての女性職員の幹部職への、特に僕は、これ議場、今、議員と執行部合わせて三十何人おりますけれども、残念ながら、女性2人しかおりません。

基本的には、男と女は半々なんで、半々とまではいかななくても、少なくとも3割ぐらいは、女性がこの議場においてしかるべきだと、私はもう正直言っていると思います、いつも。よっぽど何か、本当は壱岐市がリーダーシップとしてそういったところをやらんと、いつまでたっても、女は家庭に引きこもって、家庭において家庭の仕事をしとって、男が外で働けばいいとかいうような、そんな昔のような、大昔のような議論がまかり通るから、ぜひ壱岐市には率先して、女性職員を幹部職員への登用を図ってもらいたいと思っております。これについて、市長の考え方も含めて御答弁をお願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 町田議員の2番目の御質問の女性職員の積極的な幹部職員の登用についてということでございます。

平成27年9月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律「女性活躍推進法」が施行されました。その法律に基づきまして、女性の活躍推進の取り組みを着実に前進させるために、民間事業主や地方公共団体等が、女性職員の活躍推進に向けて問題点を把握し、改善に向けて目標達成できるよう、役割を定め計画することが義務づけられております。

本市におきましては、平成28年3月に壱岐市特定事業種行動計画の見直しを行いまして、働く全ての女性職員が、みずから持つ個性と能力を十分に発揮できるような職場環境の整備を行うなど、人事制度の構築を図ることといたしております。

今回、町田議員の御質問であります女性職員の人数と割合でございますが、平成28年12月1日現在、全職員が411名おりまして、そのうち39名は保育所、幼稚園の職員でございます。その中で、女性職員は115名おりまして、28%を占めております。

参考までに、事務職員の採用状況を見ますと、平成26年度の退職者は7名で、これは全て男性だったわけでございますけれども、平成27年4月の新規採用職員は6名、そのうち4名が女性でございました。また、平成27年度の退職者は9名でございますが、9名で女性は1名だったわけでございますけれども、今回の採用職種は6名いたしました。そのうちの2名が女性を採用いたす予定といたしております。女性職員の割合は増加しているのが、今現実でございます。

次に、課長職以上での人数と割合でございますけれども、課長職と言われるのは管理職という

意味でございまして、本市の場合、主幹も管理職でございまして、その主幹も含めた人数と割合をお答えいたしますと、管理職職員が56名中、女性職員は6名でございまして、約11%を占めております。これは、県内21市町村の7.2%よりは高い水準にありますけれども、全国平均の12.6%よりやや下回っております。壱岐市の特定事業主行動計画では、現在の6名を、平成31年度までに全体の15%、9名になるよう目標を設定しているところでございます。

次に、課題と今後の取り組みについてでございますけれども、それぞれの職員の家庭により実態はさまざまであると思われましても、家事や育児、家族の介護等の家庭責任の多くを女性が担っているという現状がございます。子育てを行う職員には、保育所の送迎など、本人の意向を把握するとともに、できるだけ家庭生活に支障のないよう、人事異動等の配慮が必要と考えておりますけれども、過剰な配慮は職員の意欲をそぎ、キャリア形成を阻害する恐れもあるなど考えているところであります。

固定的な考えにとらわれることなく、職員の状況、意欲、能力に応じた適切な配慮や支援をすることが所属長管理職に求められますので、管理職等に対する育児に関する各種研修等の積極的参加を促すとともに、職場全体が支え合い助け合うこと、職場と家庭が両立しやすい職場風土となるよう、取り組んでまいります。

また、女性職員の積極的な登用を図るため、その能力を十分に発揮できるよう、適材適所の人事配置に勤め、女性職員の職域の拡大と幅広い職務を経験できるように配慮するとともに、特に中堅者及び管理職研修会等への積極的参加を促すなど、女性リーダーとしてのキャリアアップを支援してまいりたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 今、女性が活躍する法律も、自治体とか状況とかもよくわかっていますけれども、基本的には、もともとボリュームがないのに幹部職員だけを、例えば、女性職員の比率が10%ぐらいしかないのに、じゃあ幹部職員の2割とか3割とかを女性に充てるというのは、それは基本的に無理があります。それはやっぱり、ちょっと時間を置かないかんと思いますが、市長も言われたように、411名中115名、率にして、職員のうち女性が28%を占めるということは、もちろん、最近急に、女性がどうのこうのということじゃなくて、これは別に、執行部がどうのこうのじゃなくて、実は九州議長会もありますけれども、これ、九州議長会でも、女性の議長なんかいうたら2人やったかな。たった1人か2人しかおらんのですよ。我々議会人もちょっと、ぜひ、女性の議員も活躍してもらわないかんし、女性も議員になって、どんどん女性の目線から、僕らがわからんところもいっぱいあるわけですから、それはぜひ活躍してもらいたいと思っています。

それから、僕はもう1つは、幹部職に女性を登用しようと思ったら、これはある程度、若いときからスキルアップの道も必要だし、本人の意識向上も必要だし、まわりの職場環境もそれなりに変えていってやらないと、ぼーんと女性幹部職員が1人、例えば、市長が課長の中から1人、「おまえ、次から部長やれ」といっても、これは、下の部下が全部男ばかりやったら、それはかえってチームワークというか、そういった面でなかなかとれないんですよ。それを返していけるスキル、周りから、だれが見ても「この人だったら幹部職、部長職になって当然だ」というような形で、やっぱり職場環境というか、そういった面をある程度、ターゲットを絞って、だれか1人でも2人でもいいけど、僕はそういった象徴になるような人材を育てていけば、後はわりと、最初に水を流すときには、小さな呼び水をひとつつくってやれば、後は割とスムーズに流れると一緒に、最初にやる人が一番大変なんです。ただしこれを、僕は市長には、ぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

なかなか、それはいろいろ聞いています。いざ、部長職にしようと思っても、なかなかやろうかとかいう人がおらんとか、「部長になるぐらいやったら私やめます」とか、そういうのを、それはちょっと、僕は頑張るって、後輩のためにも、やっぱりちょっと頑張るという、女性の職員が1人出てくれば、後は簡単なんです。僕は本当にそう思います。1人出てくれば、後は簡単。どんどんどんどん、そのときはついてこれる。対して、最初の1人をつくるには、当然、職場環境も含めて、市長も含めて、男どもの意識改革も、僕も含めてですけども、男の意識改革もやっぱり必要だと思います。

次の、来年か再来年の人事異動には、僕はぜひ、女性の幹部職員、部長職が1人ぐらい、市長の英断で人事異動の一番トップになるようにしていただきたいと思っています。最後に、市長の決意だけ聞いて終わります。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今、町田議員がおっしゃったように、道筋ができれば、そこに道ができれば、そういうようになるかと思えますし、今、御存じのように、部長職ではございませんけど、準部長職に女性もおります。

そういった中で、やはり、そういった道ができていくんじゃないかなろうかと思っておりますし、現実に、先ほどおっしゃった管理職にしたために、もしかしたら早期退職したんじゃないかなろうかという職員も過去にありまして、そういったことをやっぱり、それまでのいわゆる、私たちの配慮がなかったのかなと、そこまで育てるまで、そういったことも含めて、やはり女性の登用について意を払っていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 私がやった海上自衛隊でも、昔は、女性の隊員といったら、大体、事務と医療と、それから食事部門ぐらいしかなかったんです。そら、一線には絶対出なかったんです。

ところが今は、海上自衛隊の第1戦舞台、護衛艦というんですが、護衛艦の先頭の中心に、今もう女性が入るんです。今度は、海上自衛隊も、今までは1人もおらんかったんですが、潜水艦に女性を載せるということも、海上自衛隊でさえやっているんです。

教育現場においては、もう今、女性の校長、教頭なんか、全く珍しくない。それは当然のごとく受け入れられています。ぜひ、僕は、いずれそんな時代が来るでしょうけど、壱岐市はぜひ、行政がこの件に関しては率先してやらないと、なかなか女性がスキルアップするとか、幹部職への道が閉ざされるとか、政治家への道は私たちも責任がありますから、私たちもそれはやっていかないかんですけども、ぜひ市長には、職場環境の、そういった面で、1人ターゲットに絞って、ぜひ部長職への登用をお願いした意と思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を13時20分といたします。

午後0時21分休憩

.....

午後1時20分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。赤木議員。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 赤木 貴尚君） 12月会議、一般質問、初日の最後の一般質問をさせていただきます。多くの傍聴の方がおられる中、一生懸命質問をしたいと思います。

通告に大きく2点質問を出しております。まず1点目は、安全安心なまちづくりについて、2点目は文化財産保全についてという2点について質問させていただきます。主に市長からのお答えをいただきたいところですが、2点ほど教育長にお答えいただきたいと思います。

まず最初に、安全安心なまちづくりについて、近年市町村や商店街、自治会等での防犯カメラの設置導入が日本全国で多くなりました。日々のニュースの中で犯罪時に警察の捜査で重要な証拠となっているこの防犯カメラの内容は、背景には警察庁が2000年に制定し、今から3年前

の2014年8月に改定した安心・安全まちづくり推進要綱が大きく関係しています。要綱には、犯罪防止に配慮した環境設計活動を示す指針で、2014年の改定に伴い「安全・安心まちづくりの推進に係る資機材として防犯カメラを追加、資機材の整備、防犯灯、防犯カメラ、防犯ベル等、安心・安全まちづくりの推進に必要な資機材の整備について、必要な措置を講じるように努めること」という1文が追加され、防犯カメラが防犯上欠かせないものであることを警察庁が明記した形となりました。ほかにも、犯罪が多い地域に当たる公共施設に防犯カメラの設置を推進すること、自治会などの地域住民が街頭に設置、管理する防犯カメラの設置に関して、防犯面でのアドバイスをするを明記し、警察と地域自治会が連携していくことを促しております。

このような流れの中で、壱岐市において安心安全まちづくりの推進のための資機材等の整備の状況を伺い、そして整備等の提案をしたいと思っております。

質問は6点ございます。まず1番目に、壱岐市において防犯カメラの設置状況について伺いたいと思っております。これは主に壱岐市の設置、民間企業の設置、商店街の設置、自治会の設置、個人の設置等の状況がわかれば教えていただきたいと思っております。

2点目、壱岐市の防犯カメラ設置計画について、現在あるものも含めて今後の防犯カメラの設置をどのように進めていくのか。その点において、壱岐署との連携は考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

3点目、防犯カメラの設置支援について、防犯カメラ設置支援事業補助金要綱などなるものをつくり、壱岐市独自の、個人でつけられる方とか自治会でつけられる方に関しての支援を考えられないのかということをお聞きしたいと思います。

以上、3点は市長に伺いたいと思っております。

次、4点目、5点目を教育長に伺いたいと思っております。

4点目は、防犯ブザーについて伺いたいと思っております。まず防犯ブザーというものがありますが、その効果について教育長の認識を伺いたいと思っております。どのような効果があるということをお伺いされているかということをお伺いしたいと思います。

5点目、防犯ブザーの貸与について伺いたいと思っております。壱岐市内、小学生全員への貸与、いわゆるレタルをすることはできないか等を御提案したいと思います。

4番目、5番目は教育長の答弁をいただきたいと思っております。

6点目は市長にお伺いします。壱岐市の安心安全まちづくりの推進のために情報の一元化について伺いたいと思っております。これは防犯情報、不審者とか振り込め詐欺とか、そういう防犯の情報、そして防災情報、これは気象の警報だったり注意報、地震、津波、竜巻、土砂災害、大雨、洪水、火災、行方不明などの情報を一元化することはできないか。その発信方法は、携帯を使ったメールとかSNSというのを使って一元化できないかという6点を質問したいと思います。

市長並びに教育長の答弁を求めます。

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 1番、赤木貴尚議員の御質問にお答えいたします。

安全安心のまちづくりについて、6点でございますけれども、まず1点目、壱岐市の防犯カメラ設置状況についてということでございまして、壱岐市の設置、民間企業の設置、商店街設置、自治会設置、個人設置の把握状況ということでございますけれども、まず防犯カメラの設置につきましては、犯罪の防止効果や事件・事故の早期解決の手段として有効である、これはもう間違いないと思っております。一方で、プライバシー保護等との均衡も必要であるということが考えられます。

まず①の設置状況でございますけれども、公共施設での防犯カメラは、壱岐の島の出入口である郷ノ浦、芦辺、印通寺の各港及び空港の4カ所に壱岐市防犯協会において設置がなされております。当然のごとく壱岐市防犯協会でございますから、市、そして警察等々が構成員であるわけでございます。公共施設以外の民間企業、商店街、自治会、個人の防犯カメラ設置については把握をいたしておりません。その壱岐市の設置でございますけれども、4カ所で合計台数は15台設置をいたしてしております。参考までに、その導入費用は約550万円でございます。

次に、2番目の防犯カメラの設置計画でございますが、設置計画はございません。壱岐警察署とは常に防災や防犯のあらゆる面で連絡・連携をいたしてしております。防犯カメラの設置については、場所だけではなく設置の主体、設置の費用及び運用規定等の点について、警察署や防犯協会を交えて十分な検討を行うとともに連携していく必要があると考えておりまして、防犯カメラがこれ必要だというときには直ちに対応するというそういう姿勢を持っておるところでございます。

次に、3点目、防犯カメラ設置支援事業補助金要綱などをつくる計画はないかということでございますが、基本的に防犯カメラは人の集まる場所や人通りの多い場所である公共施設や商店街等に設置するものと考えております。個人に補助金をおあげするということにはならないと思っておりますけれども、現在、商店活性化プランの策定が進めておられますので、その中で御協議いただく、そういった点につきましては十分考えていかなければならないと思っております。

6点目につきましては、ちょっと内容、趣旨が違うようでございますから、教育長の答弁の後に申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 1番、赤木議員の④と⑤についての質問についてお答えをいたします。

朝の登校から下校をして自宅に帰るまで、児童生徒については学校管理下という範囲の中で、学校と教育委員会がその生命の安全を守るべき責任を負っていることをまず申し上げておきます。

防犯ブザーにつきまして、子供を犯罪から守るという点では2つの効果があると認識をしております。1つは、周囲へ危険を知らせ助けを呼ぶ、2つは犯罪を抑止する。

少し詳しく申し上げますと、周囲へ危険を知らせ助けを呼ぶという点については、子供たちが不審者に襲われそうになったとき何より自分の力だけだと思わずに周囲へ危険を知らせて助けを呼ぶことが大切だと考えます。そのような場面に出会った際にも、実際になると子供も声が出なかつたり、逃げたりとか、口を押さえられたり、そういうことができなかつたりすることも考えられますので、防犯ブザーというものの効果としては、子供たちにかわって周囲に危険を知らせるという点での1つ目と考えます。

もう一つは、犯罪を抑止をすると。この点について、防犯ブザーは音も大きく出ますし、緊急性と非常性を感じさせるもので、何も無い状態で聞いても私どもびっくりいたします。この音を聞くことによって不審者の方は当然驚く、音を聞きつけた方が駆けつけてくるということから犯罪を防ぎ、不審者はむしろ逃げていくと、子供は安全に確保されると、そういった点では犯行を思いとどまらせるという意味での効果と捉えております。

2つ目に、防犯ブザーの貸与についての考え方を聞かれておりますので幾つかお話をいたしますが、壱岐市でもことしになりましては実は11月1日に午後4時ごろ、郷ノ浦地区で5年生男子が車から声をかけられ車に乗せられようとした。近い11月4日には午後3時ごろ、石田地区でも4年生男子に対する声かけ事案が発生しております。両件とも子供が逃げたことによりまして被害はありませんでしたが、警察のほうとすぐに連絡を取りながら対応したときには、多分同一の方ではないだろうかという子供たちの目撃の情報からすると考えているところですが、まだ検挙には至っておりません。現在、28年度は本日までに7件の声かけ事案の大小の類で報告を受け、警察と一緒に学校としては対応しているところでございます。

こういった壱岐でも不審者事案の対策については、学校全体では毎年3回の犯罪防止、避難訓練等をしますが、その中の一つに必ず警察の方のお力を借りまして、この犯罪対策に対する不審者対策等の訓練もしております。日常的に行う中で下校時の、特に下校時の安全指導には力を入れているところでございます。

ところで、議員は盈科小学校のPTAの役員をされておられると思いますので、これは多分御承知だと思います。（「いかのおすしですね」と呼ぶ者あり）はい、食べたことはありますかということではなくて、見たことがおありでしょうかということになります。これは、知らない人にはついていない、車に乗らない、大声を出す、すぐに逃げる、知らせるということで、壱岐市

内の小学校全てが「いかのおすし」ということで子どもたちの合言葉として不審者に対する予防をきっちりと認識していると思います。もう既にこの取り組みは壱岐署の指導のもとに6年ぐらいたっておりますので、かなり定着をしていると思います。

先ほど申しました2つの男子の事例も、腕をひっかいたり、少しかむような動作をするなどしてすぐに逃げたということも自分をも守る形につながったものだろうと考えます。子ども110番の家、それから朝の登校における民生児童委員や学校支援会議の方たちの挨拶運動が見守りにつながりながら、壱岐市内における不審者のそういった行動を一定予防の力を果たしていると、私どもは捉えております。

防犯ブザーですが、今ここに実は一つの物を持ってきております。これが防犯ブザーになります。議長のお許しを得てちょっと音を出させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（鶴瀬 和博君） はい、どうぞ。

○教育長（久保田良和君） 実際これを持ったときにここにアラームという形のボタンがあります。ちょっと押します。このレベルの音はひとまずするということになります。これが1個大体600円から700円ぐらいかかります。1,500人の小学校の児童に全部持たせれば約100万円を超す、105万円から120万円ぐらいの予算が必要となります。

日本の生活センターの調査によりますと、これがどのくらい持つかということで聞きますと、短くて2年、長くて6年、電池の入れかえ等が当然なされることとなりますので、結構平均して3年にならないという情報を得ております。なおかつ、さらなる調査の結果によりますと、持たせたことによって子供たちが紛失することもちろんありますし、水につけるとということ等もあったりするし、そういった点での補填も当然必要になりそうです。議員がお話になることからすると、親も持っている则ちちょっと安心されるというところも調査の中では出てきているようで、予算の点で壱岐市の治安状況を考えたときに必要となればその予算計上をしますので、どうぞ議員さん方の御理解をいただけたらと考えております。

先ほど言います、持たせることによって親の安心感というのがありますが、もう一つここに防犯笛というのがございます。これはある企業の方からのサービスで壱岐市内の小学1年生がこの防犯笛を全て持っております。ここ3年間このような取り組みをしておりますので、今の3年生までは持っていることとなります。これも一定の音が出ます。

壱岐市の場合はこの形の中で取り組みをしてきて何とか子供の命等にかかわらない、大事件には至らないできておりますが、油断することはできないと考えております。これから壱岐市を日本全国に教育の島として、あるいは治安のすぐれた島としていろんな意味で宣伝をしていくときに、小学生全員にブザーを持たせている島と印象づけるか、大人を含めて壱岐はブザーも要らない、安心安全で気持ちのよい挨拶を交わす島になっていきますと宣伝して人口減に対する対策

に備えるか、私は後者のほうでしばらくは備えたいと考えているところで、今のところ早急に防犯ブザーを児童に持たせるという形にまでは考えは至っていないことをお伝えいたします。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の安全安心のまちづくりの御質問の⑥でございます。

この安全安心のまちづくり推進のために情報発信の一元化について、防犯情報、不審者、振り込め詐欺、あるいは防災情報、気象情報注意報、地震、津波、竜巻、土砂災害、大雨、洪水、火災、そしてまた行方不明などの情報を一元化したらどうか、ツイッターとかフェイスブックなどを活用する、あるいはメール配信をする、そういったことの一元化はできないかという御質問でございます。

現在、市民皆様への情報伝達手段といたしまして、告知放送、ケーブルテレビ、回覧、壱岐エフエム、防災ツイッター、防災メール、火災メール、フェイスブック、さらに先月16日にヤフー株式会社と締結をいたしました災害に係る情報発信等に関する協定に基づくヤフー防災情報などを活用して情報発信を行っているところであります。大規模災害発生時には利用できなくなるシステムを想定されますので、情報伝達手段の多様化、多重化を図っているところであります。一方で、防災情報だけでなく壱岐市消費生活センターを設置するとともに、特殊詐欺の発生等事案のお知らせ等の防犯情報や行方不明者の捜索等についても告知放送を行い情報発信の一元化を図っております。

議員の御提案は、市が発信する情報を携帯端末の一つのツールで知ることができれば便利であるという内容と理解をいたしております。これにつきましては、一斉送信メール、または新たな情報提供ツールの活用など、今後その実現できる方法を模索してまいりたいと考えております。

なお、現在の防災・火災メールの登録件数、これ防災メールが約650件、火災メールが1,332件でございます。もう少し登録してほしいなという気がいたしております。今ある伝達の利活用について、市民皆様へなお一層の周知に努めてまいります。

また、平成29年4月から市ホームページのリニューアルを予定しておりまして、その中で国が直接国民に向けて発信する全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートでございますけれども、情報をトップページに自動掲載することとしておりまして、大規模災害等発生時の緊急情報をホームページで確認できるように整備を行うことといたしております。

いずれにしましても、防犯・防災、いわゆる危機管理につきましては、行政の大きな責務と考えておりますので、できるだけの方法を取っていきたくと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） それでは、今6項目について、もう一度だけ再質問を幾つかさせていただきますと思います。

まず、大きく防犯カメラという点でまた再質問をしたいと思います。この安全安心まちづくり全体の質問に至った経緯は、先ほど教育長もおっしゃいましたが、壱岐市内において主に小学生、小学生以下の、小学生を含む子供たちへの声かけ事案です。声かけとか、連れ去り未遂とか、後はつきまとい等の件数が、平成26年から28年、今現在まで約3件平均で毎年のように起こっております、それも各町それぞれで1件ずつぐらい事件として警察が取り上げて、長崎県メールのキャッチくんというのに実際事件性があるとして出た件数であります。これは非常に、それぞれの事案がありますが、私が一番今回この質問に至った理由は、11月1日に実際事案がありました声かけ連れ去り未遂です。先ほど教育長もおっしゃいましたが、小学生の子供が、これはメールに書いてあるとおりなのでちょっと読まさせていただきます。

11月1日火曜日、午後4時20分ごろ、発生場所は壱岐市郷ノ浦町の路上。状況、下校中の男子児童が白色の車に乗った男からカセット2つ買うから乗らんねと声をかけられ、その後車からおりた男から右手付近をつかまれたという行為です。行為者の特徴は、年齢60歳ぐらい、身長160センチぐらい、頭頂部がはげ、側頭部が白髪、サンタクロースのように長いひげ、黒いジャケット、灰色のズボンと、こういうふうな事案がありました。その中で私が今回当事者の保護者と話したところ、実際手をつかまれて車に引きずり込まれそうになったと、その子は危ないと思って手をひっかいてそれで走って逃げたと。実際子供を持つ親としては、孫を持たれるおじいちゃんおばあちゃんにしても、こんなことが壱岐で実際起きているのかというところなんです。実際起こりました。これがもしも本当に連れ去られてしまった後にどうなったんだろうかと思うだけでも非常に心配になったし、こういうことをどうやったら防げることができるのだろうかというのが、まず私が今回質問に至った理由です。

その中において、日本のいろんな各地でこういう対策に使われているのが防犯カメラ、そして子供たち一人一人に持たせる防犯ブザーということでこのような質問をしているところですが、ちょっと質問が前後しますが、まず防犯ブザーについてなぜ必要かと思ったところは、その子供が、連れ去られそうとなったお子様が声が出なかったと、もう声が出せずにただもうひっかくだけで精いっぱいだったと。その子の気持ちを思うと、私も実際自分が子供だったらってなかなか想像しにくいですが、もうがって捕まれて車に引きずられえそうになったときに、うあって声が出せるのかというところをすごく感じました。やはり無理があるかなと。やっぱりそのときに防犯ブザーがあれば、防犯ブザーもつけるところにもよりますけれども、ぱっと引き抜くことができる防犯ブザータイプだったらピーという音が鳴って、その犯人となろうとした人物もあっと思

って逃げたかもしれない。実際そういう現場の話を聞くと、防犯ブザーの必要性っていうのがすごく感じられた。

そしてもう一つは、そのお子さんは非常に頭もいいから車の特徴だったり犯人の特徴だったりというのがわかった。しかし、これをこの犯人を捕まえるには、証拠、ましてや目撃情報が非常に乏しい。その上において、今度防犯カメラっていうのが主要な交差点等に設置されていれば、その子供が事件に遭った時間帯とその車の特徴、ましてや防犯カメラの性能次第では車の中が見れてその犯人の特徴がぴたりと合えば車のナンバーまで特定することができたんじゃないかなというところが非常に感じたので、この防犯カメラを設置をどういう状況かということを確認しました。

今、壱岐市の現状では、各港を中心に防犯協会を通じて設置ということをお答えいただきましたが、今後はできれば各港ではなく、先ほど私も言いましたが、主要な交差点等にぜひ設置できないかと、それもこれこそ警察や民間や学校等と協議して、ましてやその協議会を設定、もしくはあるのかもしれませんが、警察との密な連携を取れるような協議会を設定して情報の共有と、あと今後は防犯カメラを設置する場合において的確に、いい位置というところはなかなか難しいと思いますが、効果があるところに設置するのはどうかなと。

一つだけ、離島において、長崎県の離島で五島市が、今私が調べたところによると7カ所ほど主に交差点に設置されている状況がありました。やはり、さっき教育長が最後にお答えになられた地域みんなで見守るという言葉がありました。まさしく、みんなで見守れば防犯カメラも要らないし本当に安心して安全なまちだと思って過ごすことができるんですが、しかしながらこのように人口減少している中、人の目も減っております。地域は地域なりに努力はしていますが、やはり人の目が減っている。その人の目が減る中においてどこがじゃあ頑張るべきかという、やはり行政が頑張って人の目が変わる防犯カメラの設置やあと防犯ブザーをぜひ貸与できないかと思っているところです。

再質問の点では、できれば積極的に年間1台でもいいし、できれば3カ所ぐらいつけていただきたいんですが、今後協議会等を、現状あるならばいいんですが、また協議会等を設置して防犯カメラの設置につなげれないかというところのお答えを市長に伺いたいと思いますが、御答弁お願いします。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 防犯カメラを毎年設置をするというふうな方向で進んでもらえないかということでございます。

先ほど申しますように、壱岐市防犯協会ございまして、警察、そして商工会もあったかと思

ますけれども、その構成員がいわゆる防犯に関する方々の集合体でございます。したがって、新たに防犯カメラ設置推進協議会なるものをつくる気持ちはございません。やはり防犯協会の中で、防犯協会とそして暴力追放、暴追協議会、これちょっと組織が違いますけど、ほとんど同じ方でございますけれども、そういった警察と密に連絡を取っております。ですから、先ほどおっしゃるように、この防犯カメラというのは、顔が識別できたらもう個人情報になるんだとかいうような難しい面もございますけれども、いわゆる交差点などでは全くそのような問題ないと思っておりますので、防犯協会の中で協議を進めていただいて、真に必要なところということが報告ありますと、それにしっかり対処していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 防犯カメラの設置に関しては、今市長がおっしゃるとおりいろいろなプライバシーの点とか問題があるということをお答えありましたが、長崎県は、長崎県自体に平成20年7月に防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインというのがありますので、その中において防犯カメラの設置等をどのようにすればいいかっていうガイドラインもございます。しかしながら、現状、もう既に港には設置されているということなので、今後設置をしようと思うとできないことはないかなと私は思いました。しかも、今後防犯協会等の協議の中でということでしたが、ぜひもう行政側から主導権を握ってその防犯カメラの設置を推進していただきたいなど、その音頭も取っていただきたいなと思います。

宍岐市安全・安心まちづくり推進条例の第7条においても、その必要性とさまざまな環境を整えることが必要性も書いてありますので、もともとある条例の中にも私はそのように認識したところがございまして、ぜひ積極的な防犯カメラの設置をお願いしたいと思っております。

教育長に再質問したいと思います。防犯ブザーに関しては、先ほど私も言いましたが、教育長が「いかのおすし」のお話をされました。その中において大きな声を出すところにおいては、先ほど私も言いましたが、実際その現場に遭うと声がなかなか出ないというところで防犯ブザーの必要性はあるのではないかなということを再度訴えたいと思っております。

この貸与については、教育長が持ってこられたのが600円、いろんな金額があります。ただし、じゃあ安いと長く持たないんじゃないかなということもあるかと思いますが、やはりこれはぜひ地域で見守る、あと地域の方が見守る、学校が見守る、PTAが見守るっていうのは当たり前のように頑張っておられます。それプラス行政としてもう一つ安全安心のためにこの防犯ブザーを貸与をできれば、一日でも早くぜひ実行に移していただきたいと思いますが、あしたからやりますという言葉はいただけないと思いますが、ぜひ前向きに、私も議員の皆様には説明はしたいと思いますが、教育長にもう一言お答えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 赤木議員の再質問についてお答えをいたします。

先ほどお話をいたしましたいわゆる「いかのおすし」では、この5つのことが全部できて云々ということではなくて、少なくともその中の何かができればよいと、先ほど例示されました男の子もしっかり手をひっかいて逃げた、知らせた、やはり御家庭の教育、あるいは学校でのそういった訓練の成果が出たんだと思いますが、おっしゃるとおり子供たちの命を預かる私どもは「災害は忘れたころにやってくる」という格言もございます。子供たちにかかわる事故は油断をしたときに起こると、これは学校で子供たちを預かっている者につとに言い聞かせている言葉でございます。そういった意味では社会の状況も非常に変化が激しくなってきた中で、議員御指摘のような状況が壱岐市の場合でも出てくれば、やはりそれはかなり進んで考えなければいけないと考えます。

先ほど申しできなかったんですけど、例えば壱岐市商工会の商工青年部が毎年新入学児童に送っていただく黄色のランドセルカバー、これも結局子供の安心安全を守っております。2年、3年になってもしっかりとつけてきておりますし、朝から帰りからそのような子供たちを見たときに、壱岐市の地域の方たちはいい意味での声をかけていただいて守って、見守ってくださっていると。これは逆な言い方をしますと、市内の大人の方にお問い合わせをしたいんですが、下校のとき、あるいは土曜、日曜でも、子供たちが1人で歩いている姿を見て、ああ、歩くのはかわいそうだとか車に乗せてやろうとか思って下手にとまって声をかけていただくと、「いかのおすし」で子供たちはその良心に応える行動をしませんので、ぜひそういう場合はもう声をかけないで車で通り過ぎてください。子供たちはしっかり自分の足で我が家に帰る、学校に行く、そういう力を身につけさせておりますので、下手に不審者と思われて間違った情報にならないようお願いをしたいと思います。社会の変化に対応しながら、教育委員会としても責任を持って子供たちの安全安心に努めてまいります。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。

先ほど商工会青年部のランドセルカバー、私も鵜瀬議長も商工会青年部のときに贈呈に行ったことがございます。そのほか農協青年部も黄色い傘を何年か提供された事例もございます。各機関がそのように子供のために頑張っていることもございますので、行政としてもぜひやはりもう子供からお年寄りまでが本当に安心してこの島に住んでよかったなと思える安全と安心を確保できることに取り組んでいただきたいと思います。と思っております。

それでは、2点目の質問に行きたいと思います。

2点目の質問は、ちょっと大きく変わりますが、文化財産保全についてということをお聞きさせていただきたいと思います。

1月1日から一支国博物館で第32回特別展「追悼展『長岡秀星』」が開催され、連日多くの方が見学され、好評にて12月7日、本日までです、きょうまで延長されております。（発言する者あり）きのうまでですね、済みません、私の時計が7日になっておりますが、きのうまででした、はい。故長岡秀星氏の世界的な功績は皆さんも御存じのとおりで、壱岐を代表する偉人と言っても過言ではございません。今回の展示物は一部であり、多くのすばらしい作品が存在する個人の功績をたたえ、壱岐市民や壱岐以外の島外の方にも特別展示ではなく常設の展示をしてこれをぜひ見ていただくことはできないのか。そして、またこの壱岐の出身者の偉人といえば松永安左エ門さんもおられます。私、調べたところ、この2人が共通するところは、人生の最期を終えられたのが小田原市というところで、今後はこれを機に小田原市との文化的な交流やあした友好都市からそして姉妹都市までのお話が積極的にできないかというところで、まず1点目、長岡秀星氏の作品展を常設展示ができないだろうか、2点目、松永安左エ門、長岡秀星両氏が過ごした小田原市との文化交流・友好、または姉妹都市への積極的な推進をしてはどうかと、この2点についてお答えを願いたいと思います。市長、よろしくお願いします。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の2点目の質問、文化財産保全についてということでございまして、長岡秀星氏、そして電力の鬼、松永安左エ門さんの終えんの地と申しますか、小田原市との関係等々の質問でございしますが、まず故長岡秀星氏、本名は長岡秀三とおっしゃいますが、昭和11年長崎市に生まれ9歳のときに壱岐市郷ノ浦町に疎開をされて約10年間過ごされました。多感な青少年期を壱岐で生活されていたことから、それらを展示することは極めて有意義なことであると考えております。また、今回の企画展につきましても、3年ほど前から博物館の特別企画展のメインテーマの一つとして計画案を練ってございましたけれども、昨年お亡くなりになったということもありまして「追悼展『長岡秀星』」の開催に至ったところでございます。

議員御質問の常設展示ができないかについてでございますが、まず普通一般的な絵画でございますと、博物館の企画展示室、あるいは体験交流施設、または壱岐の島ホールや小金丸記念館内での常設展示は可能だと思っております。

しかしながら、この作品は、御存じのように、国際的にも特に貴重な絵画であります。またその価値も億円単位だと推測をされます。そういった作品の保存展示に当たりましては、セキュリティはもちろんのこと、温度管理、室温管理、あるいは照度、汚染物質などの物理化学的要素

や害虫、細菌等の生物的要素をコントロールできる施設が必要となります。現在、島内でこれらの要素を備えている施設は、今回展示しております博物館の特別展示室だけでございます。しかも、このほとんどの作品が個人の所有物ということにもございます。これらのことを踏まえますと、現時点におきましては、故長岡秀星氏の作品の常設展示は非常に難しい、厳しい状況にあると言わざるを得ないと考えております。しかしながら、壱岐の風土、土壌が育てた長岡秀星氏、世界の長岡秀星の作品でございます、やはり市民の皆様にもやっぱり慣れ親しんでいただきたいなという気持ちもございます。今後、その周知、アピール、あるいは観覧の機会等々について研究していきたいと思っております。

次に、小田原市との交流につきましてでございますけれども、昨年度、実は小田原市松永記念館において開催されました小田原市にも松永記念館でございます。壱岐にも松永記念館でございますけれども、レベルが違いますがあるわけございまして、小田原市で行われました松永安左エ門生誕140周年記念行事に対しまして、実は壱岐の松永記念館にあります資料等を小田原市に送りまして展示をしていただいたということ、それから館長を派遣いたしまして、向うで講演もやっていただいております。また、ことし2月14日に小河原市長が加藤憲一市長でございますけれども、若い市長で私よりも14も下の市長でございますけれども、お見えになって松永記念館等の視察をされてまして、「壱岐市とは松永安左エ門つながりで情報交換、交流を行い、両記念館を盛り上げていきましょう」というお言葉を賜りました。ことし2月14日ございまして、実は、御存じのように、私は4月に熾烈な選挙を行いました、選挙は終りまして、実は小田原市も5月に選挙ございました。すばらしい無投票でございましたけれども、そういうのもございまして、実はその後失念していたわけじゃないんですけど機会を失っております。したがって、早い時期に小田原市を訪問したいなと思っております。

議員御指摘の友好都市、姉妹都市を積極的に推進したらどうかとのことでありますが、壱岐市は御存じのように平成17年10月に長野県諏訪市と姉妹都市を締結、平成27年6月に兵庫県朝来市と友好都市を締結、平成28年9月には、福島県楢葉町と防災・教育・経済友好交流宣言を行っております。現在、福岡県のうきは市と子供たちの体験学習を通じた交流も継続して行っております。うきは市とは「いきいき！うきうき♪」ということでおつき合いをしております。

議員がおっしゃるように、友好都市、姉妹都市の推進は類似の特色を持っているか、または全く異なった総合補完的な機能を持っているか、また共通の歴史や社会的、文化的条件、それから人口規模や地理的条件などが考慮されるところでございまして、それ相応の理由と両市民の理解が必要となります。今回、赤木議員の御提案につきましては、神奈川県小田原市は壱岐市を代表する偉人が住んでおられたということで非常に縁が深い都市であると認識しております。先ほど

申し上げましたような諸条件が整う必要もございますので、まずは文化交流等々から進めてまいりまして、今後の経過を見て判断が必要な時期が来るのではないかと考えておりますし、早い時期にその機会が来ることを期待をしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） まず再質問をさせていただきたいと思います。

長岡秀星氏の作品展に関しては、やはり私も見に行きまして非常にすばらしいと、絵画、絵ついでというのはすごく、いろんな絵があると思うんですが、はっきりわかりやすく、しかも本当にこれが人の手で描かれてものかというようなすばらしいものでした。私もすばらしいと言えるような立場ではございませんが、本当に感動しました。ほかの方たちからも声をいただきまして、本当にまた見たいなと、どうにかして見たいなという気持ちもあります。常設は未来において望みたいところですが、また特別展をぜひやっていただきたいなと考えております。

そして、2点目の小田原市との交流について、時間もないですが、これです。小田原市の加藤憲一市長のブログ、インターネット上に載っております。このように書いてありました。「白川市長と久保田教育長、眞鍋総務部長らと交流」、云々かんぬんありまして、「老岐の人たちにとって松永安左エ門さんは老岐の歴史の現状や」等あって、ちょっと話がわかりにくいですが、加藤市長は、「今後の交流の可能性など多岐にわたる話題に花が咲きました」と書いております。そして、最後の、一番最後に、「ともあれ、今回の訪問を通じ、耳庵の人物像」、耳庵というのは松永安左エ門さんの茶会での名前ですね、はい。「耳庵の人物像に改めて出会い直し、その偉大さに深く思いを致したところです。島の人たちに愛されて育った故郷・老岐と、日本のデザインを練りながら暮らした終の棲家・小田原。今回の訪問を機縁に、耳庵の顕彰事業など、何らかの交流を始められたらと考えております」というふうに締めくくっておられます。ぜひこれ、やはり小田原市は人口規模というならかなり人口も、はい、ですね、観光客数も年間大体450万人ほど小田原市にも訪れられておりますし、人口も19万都市です。ぜひそういう規模を生かせるように、ぜひ今後は交流を深めていただきたいなと思います。

きょうは教育長並び市長に非常に前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日は、立石東触公民館の皆様におかれましては、寒い中、最後まで傍聴いただきましてまこ

とにありがとうございました。

次の本会議は、あす12月9日金曜日、午前10時から開きます。なお、あしたも一般質問となっており、4名の議員が登壇予定となっております。

壱岐ビジョン、壱岐エフエムにて生中継をいたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時09分散会

議事日程 (第 4 号)

平成28年12月 9 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 1 3 番 市山 繁 議員
5 番 小金丸益明 議員
1 4 番 牧永 護 議員
4 番 音嶋 正吾 議員
-

本日の会議に付した事件
(議事日程第 4 号に同じ)

出席議員 (14名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 赤木 貴尚君 | 2 番 土谷 勇二君 |
| 3 番 呼子 好君 | 4 番 音嶋 正吾君 |
| 5 番 小金丸益明君 | 6 番 町田 正一君 |
| 8 番 市山 和幸君 | 9 番 田原 輝男君 |
| 10番 豊坂 敏文君 | 11番 中田 恭一君 |
| 13番 市山 繁君 | 14番 牧永 護君 |
| 15番 今西 菊乃君 | 16番 鵜瀬 和博君 |
-

欠席議員 (1名)

- 12番 久間 進君
-

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

- | | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 事務局長 | 土谷 勝君 | 事務局次長 | 吉井 弘二君 |
| 事務局係長 | 若宮 廣祐君 | 事務局書記 | 坂本 史子君 |
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さんおはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

久間進議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め、50分以内となっておりますので、よろしく申し上げます。

なお、壱岐市議会基本条例により、質問者に対して市長等に反問権を付与しておりますので、反問権が行使された場合、その時間は議長判断により一般質問の時間を延長いたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、13番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん、おはようございます。昨日も終始お疲れさんでございました。2日目のトップは私でございますけれども、きょう1日、よろしく願いいたします。

それでは、13番、市山繁が、通告に従い市長に対しまして一般質問を行います。質問事項は3項目ですが、要旨として何点か上げておりますので、順次質問をいたしますが、一般の方にはなかなか理解しにくい点もあるかと思っておりますけれども、1項目は、辛亥革命を支援した壱岐市出

身の妻の内助の功績の検証、2項目は捕鯨業で繁栄した町の伝説、3項目は目坂団地の耐震工事についての3点でございますので、明確な市長の御見解と簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、1項の孫文と梅屋庄吉の妻トクの功績についてでございますが、中国王朝体制を終わらせ、中国の辛亥革命の指導者、結局、この辛亥革命というのも、一般にはなかなかピンと来んと思いますけど、ちょっと触れてみますが、辛亥革命とは、1912年、大正元年に辛と亥、辛いという字を書いて、亥の年の亥です。辛と亥の年に孫文が臨時大総統に就任して、共和体制を宣言した年と、こういうふうにいわれておりますから、日本で言うなら、慰霊の言葉がよく出ますが、戊辰戦争というのがありますけれども、これもやっぱり戊と辰の年で戊辰と言うわけです。そうしたことが、中国から来た暦がこういうふうになっておるといってございまして、孫文生誕の1866年から150年を記念した写真展が、去る11月21日から28日までの7日間、長崎歴史文化博物館で開催され、孫文を支援した長崎出身の実業家、梅屋庄吉、トク夫妻の写真展、約60点が展示されております。

私も、こういうのは興味があつて見学によく行くけれども、職務と所用のために、期間中には行くことができませんでした。1日遅れの11月29日に行つて、見学をしながら、写真展は終わつておりましたのでちょうどよかったわけですが、説明の方といろいろ話をしてきました。そのときの状況を含めて、少し申し上げますけれども、この写真展は、中国共産党や各代表者らでつくる人民政治協商会議の上海市委員が県に打診して実現され、少年のころから逝去して横たわつた様までの孫文の生涯がわかる内容だつたとお聞きをいたしました。

開会式には、同会議の委員や県関係者約100人が出席され、御挨拶された松川久和県文化観光国際部長は、県と上海市の友好関係20年を迎えたことと、そして写真展を多くの皆さんが見て、さらなる友好の原動力となることを期待すると述べられておられて、中国側からは張培基委員が、梅屋庄吉を初め友好のあつた人が彼を支援し、感動的な歴史の一ページができた。写真展は、暖かい友情を理解してもらい交流を強化するものだとして挨拶されております。

また、11月25日からは、孫文、梅屋庄吉ミュージアムでは、孫文と長崎に関する展示が始まつており、熊本県荒尾市では、1871年から1922年に存在した宮崎滔天が、孫文が横浜に亡命中支援した方々に孫文を紹介し、孫文の名を広く知らせた関係で、11月1日から12月25日まで、宮崎滔天資料館で企画展が催されております。また、孫文が同市を訪れた際、その様子を紹介されることになっております。

そして、福岡市では、九州大学でも、孫文生誕150年を迎えた中国革命家の孫文の支援者が多くいたゆかりのある九州で、新たな交流を生み出したいとしており、孫文が革命を計画されたときの孫文29歳、梅屋庄吉27歳のとき、意気統合した梅屋庄吉が孫文に伝えた有名な言葉が

ございます。その中でも「君は兵を挙げよ、我は財を挙げて支援する」と言って、約束どおり多額の財を持って支援しております。

孫文の死後、梅屋庄吉は妻トクに対して、妻に今まで一遍も頭を下げたことがなかったそうですが、梅屋庄吉が妻に深々と頭を下げて、長崎弁ですけれども、トクよ、お前ほどわしにつくしてくれた者はなかと。今まで何も言わずによくやってくれたと。長い間の支援に協力してくれてありがとうというお礼を言っております。

このように、孫文の名が残っているのは、梅屋庄吉の財の支援があったことであり、また夫の支援に協力した内助の功は偉大であると。一般人にはできないことであり、トクさんは壱岐市勝本町の出身であるが、余り知られていない。この機会に、トク女史の功績をたたえる方策を考えていただきたいというふうに思っております。

中国や長崎、そしてここにあります熊本県とか台湾とかでは、非常にこの話はあっておりますが、壱岐では余り知られていない。そういう偉人が生んだ女史をたたえていただきたいというふうに思っております。

次に、3人像の設置要望となるわけでございます。3人像のことは、市長も記憶にあられると私も思っておりますけれども、2011年10月に、中華人民共和国国务院の中国社会科学院の委員長が作成された孫文と梅屋庄吉と妻トクの等身大の3人像が寄贈され、除幕式が長崎県知事を初め、あの中国から来られた日本語の上手な李領事官も出席されて、盛大に除幕式が行われました。私も同行させていただいたわけでございますけれども、3人像は、歴史文化博物館に仮設置されていましたが、先般、私が行ってみますと、そこには3人像がありませんでした。それで担当者に、私はその移転時期と何で移転したのか、そして場所はどこかと聞いたわけですが、移転時期は2013年で、場所は松が枝国際ターミナル付近ということで、私もすぐタクシーで行ってみました。

そうしたところが、国際ターミナルの正面の右側にその3人像が設置されておりました。ちょうどそのとき、豪華客船が入港しており、多くの外国人が下船されて、それぞれ目的に向かって大型バスで移動しておりましたけれども、私もそのとき、ちょうど3人像の前におって、いろいろ記録しておったわけですが、そのとき添乗員が来て、何ば書いておるとですかちゅうて言われて、私はこれをかかえて帰ろうかと思うちょいとと言うたら、非常に笑ったわけですが、そうしたことで、大勢の人がここで下船されて見学されます。また、中国人に見ていただくために、私はここに移転したんだなという感じはしました。

梅屋トクさんの出身地は壱岐市で、その功績は知られておりませんが、除幕式当時は、トクさんの銅像を県に無理に言ってお願いして、壱岐市博物館に設置しております、胸像をです。初めはホールの右側にあったわけですが、余り目立たないので、今はホールの正面にある

わけですけれども、これもなかなか皆さんの関心はいまいちのようです。

孫文を支援した梅屋庄吉と陰で支援したトク様のことは、3人像があつてこそ、私はその功績と関係が多くの方に理解されてたたえられるものと思っております。像の材質は銅像ですけれども、銅像ではなくても、これはプラスチックと書いておりますけれども、これは専門家が一番わかっているわけですから、鋳鉄でもそれは構いませんけれども、とにかく県に理解を得ていただいて、そして私はその3人像を博物館の玄関口にちょうどいいところがありますから、そこに設置すると、梅屋トクさんの功績をたたえることができると。そして、地元の人も初めてその支援した功績がわかるんじゃないかというふうに思っておりますし、観光客もそこに一支国博物館に見学に来て、より感じを持たれるんじゃないかというふうに思っておりますので、市長の御見解を一つよろしく願ひいたしたいと思っております。

そして、3項目は、一支国博物館に孫文と梅屋庄吉、妻トクの写真展の開催についてということになりますけれども、1項でも申しましたけれども、孫文の生誕から150年記念の写真展が、いろいろ長崎歴史博物館や孫文のミュージアム、そして熊本県でもいろいろあつております。そうしたことで今回、福岡でも、九州大学の伊都キャンパスに、日本ジョナサン・チョイ文化センター（仮称）が建設されます。これは、香港の企業グループの新華集団の教育財団が寄付しておりますので、孫文の支援が多くいたゆかりのある九州で、新たな交流を生み出したいと考えているようでございます。

このように、孫文を梅屋庄吉が支援されたことは有名であり、その妻のトクさんは、先ほど申しました壱岐市出身であります。日中友好のかけ橋をつくった孫文と梅屋庄吉、妻トクの写真展を一支国博物館で開催して、梅屋トクの内助の功を、そしてトクさんの女傑の功績を多くの方に見ていただければというふうに思っております。

その功績については、幸い来年から国境離島新法の一つであります。離島航路運賃の低廉化にあわせて計画なされたらというふうに思っておりますし、この計画によって、中国の関係者や福岡、熊本、長崎、孫文のゆかりのある方々の交流ができるのではないかとこのように思っております。

こうした交流は、やはりこっちから持ち出さんと、縁のあるところに形を残すということですが、そうしたことで、私は、きずなというのを、この字の原型はどうしたことかと調べてみました。教育長さんたちはもう詳しいでしょうけれども、何で糸へんに半と書いてあるのかということを行いました。それはきずなになっていますが、これは自分だけではきずなはできないと。糸へんに半分ですから、糸を半分それをお互いが出し合つてこそ、そのきずなが成立するということですから、お互いがそうしたつながりのあるところ、縁のあるところにそれを持ち出して、そして交流ができるわけですから、そういうことでひとつ御見解を願ひいたしたいと思

って、1項目はこれで終わりたいと思っています。

○議長（鶴瀬 和博君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。13番、市山繁議員の御質問にお答えをいたします。

最初の御質問は、梅屋庄吉の妻の内助の功績は偉大であるが、余り知られていない。これを広くたたえるべきではないかということで、一連の御質問を受けました。

梅屋庄吉、そしてトクの辛亥革命に対する功績については今、まさに市山議員がおっしゃったとおりでございます。すばらしいものがあつたわけでございますが、私も辛亥革命100周年、いわゆる2011年の事業につきましては、今でも鮮明に記憶をしておるところでございます。

そういった中で、今申された歴史上の功績とあわせていわゆる孫文、そして建国の父、孫文、建国の母と言われる宋慶齡、このお二方の仲人を梅屋庄吉、トク夫妻がなされたというそういったプライベートなおつき合いも長く続けられておまして、宋慶齡さんは、梅屋トクを母として尊敬していたということも当時、お聞きをしたところでございます。

さて、トクさんは1891年、明治24年でございますけれども、梅屋家に養子として迎えられた後、梅屋庄吉さんと結婚をされ、長崎の梅屋商店の経営を支えられてこられました。結婚後9年で、庄吉さんと香港で暮らされるようになり、英語、フランス語など語学に堪能で、庄吉さんの諸事業を支え、夫婦で終生、孫文を支え続けてこられました。

平成23年度に、辛亥革命から100年を迎え、中国から長崎県がトク夫人の胸像の寄贈を受け、一支国博物館に設置していただいているところでございます。また、トク夫人の功績の顕彰と後世に伝えるべく勝本町のゆかりの地に、顕彰碑を建立させていただいております。

長崎県が中心となり計画された孫文と梅屋庄吉プロジェクトに基づき、梅屋庄吉の妻トクの生誕地である壱岐市もこのプロジェクトの一員として事業に参加してまいりました。

孫文と梅屋庄吉プロジェクトのスタートとして、長崎県歴史文化博物館で企画展「孫文・梅屋庄吉と長崎」を実施されました。これにあわせ、壱岐市でも一支国博物館において企画展「梅屋トク展」を平成24年3月15日から平成24年5月6日まで、春休みからゴールデンウィーク期間まで、島内だけでなく島外の観光客にも周知することができ、一定の成果を得ております。また、開催期間中には、梅屋トクさんのひ孫に当たられます小坂文乃さんを博物館に迎え、講演会も実施をいたしました。

議員御指摘のとおり、トク夫人の偉大なる内助の功績はまだまだ認知度も低いものと思っております。今後、機会あるごとに、関係機関とも協議しながら、壱岐市観光大使、小坂文乃さんの力添え等もいただきながら、トク夫人の功績をたたえ、広く周知してまいりたいと存じます。

2番目の3人像の設置でございますけれども、辛亥革命から100年を記念して、中国から長崎県へ、孫文と梅屋庄吉御夫妻の3人の全身像及びトク夫人の胸像が贈られております。これは、孫文の功績を未来へ形で残すため、また孫文と梅屋の友情を顕彰し、日中友好と発展を願って贈られております。

3人像の寄贈については、このような経過もございますので、今、プラスチック製、あるいは鋳造ということも申されましたけれども、そういうプラスチック製といえども、中国当局との関係もあろうかと存じます。その辺も考慮しながら、実現可能かどうか、実現可能のほうへ向けて、長崎県へ相談をしてみたいと存じます。

3点目の写真展の計画等でございますけれども、先ほども申しあげましたけれども、トク夫人の偉大なる内助の功績をたたえ、広く周知し、また長崎市に平成26年4月26年に開館しました孫文・梅屋庄吉ミュージアムとも連携しながら、周知できないものか検討をしてみたいと存じます。

トク夫人の功績を積極的に発信し、またさまざまな情報発信の機会があろうかと思いますが、その中で他自治体との交流も可能になれば、交流人口拡大にもつながっていくのではなかろうかと存じます。それは今、議員御指摘のとおりであります。

なお、高等学校の教科書に続きまして、中学校の新しい教科書に、孫文と梅屋庄吉、トク夫妻に関しまして、平成29年度に掲載される教科書が出てまいりました。今後、この教科書を採択していただけることを期待してまいりたいと思っております。

写真展につきましても、指定管理者、乃村工藝社でございます。等々関係者と協議して、その実現に向けて検討をしてみたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 今、市長も申されました梅屋トクさんの功績は非常にいろいろあるわけですが、その財を支援した内助の功ばかりじゃなくて、先ほど申されました孫文に、お前は独身だけでは信頼がないんだということで、嫁さんをもらいなさいと。それで、嫁さんをもらうにはやっぱり政治家に精通した人の関係をもらいなさいということで、総督の蒋介石の妻が中国一の宋美齡さんがおったわけですが、その3人兄弟の二女の宋慶齡という人と結婚されたと。それで、財ばかりじゃなくて、その革命のもとになる夫婦に媒酌をしてやらせたというのも、この間、台湾あたりでも有名な話になっております。

そして、内助の功といっても、これ市長も御存じだと思いますが、戦国時代に山之内一豊の妻のことがあるわけですが、これは信長が閩馬をしたときに、馬を並べて競りをやったときに、持参金の10両で馬を買って主人が武将になったという有名な話がありますけれども、それは夫のた

めに尽くすのが内助の功でありますけれども、これは隣国の関係のない孫文に、相当の今で言う
と何十億円かしれませんが、そうした財を投じて、そして旦那がそういうことをしている
のを知りながら黙っておって応援したというのが、もう内助の功といっても一段と人にはできな
い内助の功だというふうに、私も思っております。

それから、銅像についても、壱岐のあのとき、博物館に県から胸像だけ寄贈していただいたで
すね。それでは、やはりどこの女史、女傑じゃそうかというくらいで、ぴんとこんから場所を変
えたということですが、3人像があつて初めてトクさんの偉業が私はみんなにわかると思
つとるんです。

この人が孫文で、この人が梅屋庄吉さんの妻だということがわかるわけです。この人が言われ
るように、その勝本の塩谷の産まれ香椎岩五郎さんの8人兄弟の三女です、トクさんが。そ
れで、14歳のときにあちちに行って、それ言われるように結婚して、すぐまた庄吉さんと離れ
とったわけですが、上海に行って協力したというようなことがございます。

そうしたことで、銅像があつて初めてそれがわかるわけですから、小坂文乃さんたち、いろい
ろ県会議員もおられますから、中国の関係もございしますが、たたえることに私は反対はないとい
うふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

そしてまた、その写真展についてもそうですが、今度福岡市でも、さっき言ったキャンパスに
ジョナサン・チョイ総裁が孫文のこれを建設するということをしております。そうしたとで、福
岡市でもそうしたゆかりのあるところに多く知らせたいと。

そして、先ほど縁と言いましたけれども、縁でも小山弥兵衛がいい例ですけれども、そうした
縁があつて初めて和田山町と交流ができたということで、この縁を大事にしていきたいというふ
うに。きのう赤木議員も申しておりましたけれども、小田原で松永安左エ門の件もありました。
そうした縁がなければつながらんわけですから、その点をやっぱり考慮していただいて、やって
いただきたいなというふうに思っています。

そして、先ほど申されました梅屋庄吉のひ孫さんの小坂文乃さんは、とにかくその足跡をたど
った企画展もしておられますけれども、今度、子供たちにもわかりやすく漫画でそうしたことを
発行されています。

そういうことから、以前、文乃さんもこっちに来て、一支国博物館で講演もいただきました
けれども、これ写真館を含めて、改めてまた講演をしていただければ、なお一層いいじゃない
かというふうに私も思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、1項目はそういうことで終わって、次に、2項目の島の歴史を伝える街並みづくり
についてでございますが、1項の街並みづくりはその地域に伝わる歴史と文化を理解していただ
くことが大切であります。それには、その趣旨と目的を多くの方に理解しやすい方法をとらなけ

ればなりません。

壱岐市では、平成18年に勝本浦地区美しいまちづくり基本計画が策定され、現在もまちづくりが進んでおりますが、勝本浦には多くの文化と史跡がございます。勝本浦は、捕鯨で栄えた町、浦でありますし、そうしたことも言われております。

壱岐での捕鯨は、1493年から1897年と約400年、4世紀にわたっておりますが、1493年には、室町時代の中期、慶応2年ではありますが、現在は2016年ですからみると523年。そのころから、この捕鯨が始まっておると聞いております。そして、1730年、江戸時代の中期が非常に最盛期であったと聞いておりますが、それ以降、徐々に衰退して1897年、明治30年をもって終わっております。

その間、田ノ浦の土肥組は、江戸時代中期の最盛期には、操業船が56隻、従業員は858人を有しておったそうでございます。今でいうなら、相当勝本浦でも栄えたんだなという感じをしておりますが、クジラ1頭しとめると七浦潤うというような時代に、年間約27頭を捕獲しております。当時の土肥家は、日本のクジラ王と言われておまして、日本の三井、鴻池とともに、三大富豪とも言われたほどであります。

近海では、呼子の中尾家、生月の益富家とともに、町浦が栄えた捕鯨の王でありました。その栄えた当時の街並みを残していくことが、街並みづくりだというふうに私も思っております。

勝本浦は、壱岐の代表的な捕鯨で栄えた町浦であります。街並みづくりは、その趣旨と目的を理解され、伝えるだけではなく、捕鯨漁で町を繁栄させた土肥家の初代主人公でもいいですが、四代の土肥さんが有名でございますが、主人公を顕彰する。これも銅像か顕彰碑かを町の中心地、降って信号のある公衆電話の付近でも建てて、人の目を引くような場所に建てていただければ、より一層、街並みづくりを理解していただけるんじゃないかというふうに考えております。

物事は、やっぱりそうしたふうの実現させて、人のわかるようにしなければいけないわけです。後で申し上げますけれども、中央になれば、街並みは右左に、町はちょっとわかりませんが、阿房堀がこれから50メートルとか、右に聖母さんあたりまで街並みができておりますとか、そういう案内板も立てていけば、それは近いんだなと、街並みができているんだなというような感じもするわけでございます。

それから、次に2項目は、街並みづくりの個人負担の件となりますけれども、街並みづくりも時代の変化で生活様式も違ってまいります。以前の漁家は表から裏どおりまでで、通り抜けの庭が多かったわけです。浜町の人には漁をして、表には宿場とか店とかあって、そして小さい舟をつないだ人は、下の本家、新宅あったそうですけど、前を通過して、もう中庭を自由に通過して裏に通って行ったと。

そういう時代がありましたけれども、現在は、様式もいろいろ変わってまいりまして、プライ

バシーのこともあって玄関づくりにほとんどなっております。店舗も住宅も、街並みづくりの改修ができるのは、それぞれでございます。

また、街並みづくりの改修工事も個人負担が重荷になっておるようでございます。私も協力したいけれども、どうも個人負担があるもんだからなかなかやれんとなというような話も聞いております。

それから、改修費を縮減できる方法を考慮しなければならぬわけですが、街並みを雰囲気するだけで、私は結構だというふうに思っていますので、今、限度額が600万円です。そうすると、個人負担が3分の1だから200万円出さなきゃいけない。街並みも、今サッシが窓も入って、玄関も入っておりますが、格子のアルミもございまして、腰壁なんか板ちょっと張って、そして小屋根あたりは彫刻をやって、それもやっておられますけれども、そういう簡単な方法で街並み整備というふうにせんと、なかなか個人負担の3分の1というのが負担になっているようですから、これを4分の1とかいうふうにすると大変やりいいんじゃないかと思っておりますので、その方法も考えていただければと思っております。

それから、3項の文化史跡の保全についてでございますが、土肥家のお茶屋敷跡、これは大石堀、通称阿房堀とこう言っておりますけれども、長崎県まちづくり景観資産阿房堀は、壱岐の指定文化財で土肥家お茶屋敷跡が1976年、昭和51年に指定されております。それは、1項でも触れましたけれども、天下の三大富豪と称された土肥家の第4代、土肥市兵衛（秀睦）氏は、1767年、明和4年に、約250年前ですけれども、新築した別邸を囲んだ大石堀であります。

現在は、阿房堀と言われておりますけれども、その大石堀は高さが7.08メートル、長さが90メートルで、さらにそれから右に直角に、私見てみましたが曲がっております。敷地を取り囲んでおりますけれども、当時は、その石垣の上に瓦ぶきの土堀があったそうです。いわゆる博多堀の方式を取り入れたと言われておりましたが、使用された石は、その砂石は串山半島から船で運ばれ、完成まで3年を要したとされております。この大石堀は、いわゆる鯨組土肥家の富と力を伝えるだけでなく、壱岐の捕鯨漁の隆盛の記念物として、貴重であると私も思っております。

それが、現場を見てますと、大きなカズラや雑草が絡んで、当時の人が苦勞された串山半島での掘り出された砂岩の石積みが見えにくく、当時の表現ができない状況でございます。また、石垣の上の瓦ぶき土堀も見事なものであったと言われておりますが、この瓦ぶき土堀の復元ができれば、多くの方が目を引く文化財になると思っておりますし、阿房堀に来てわかるのではなくて、土肥家の鯨組の繁栄当時の街並みづくりとあわせて、現在続いている勝本浦の朝市の原点も鯨漁の盛んな時代に、農家の人がそこで物々交換を始めた。これは呼子も一緒ですけれども、同じ小川島あたりから魚を持ってきて、呼子の上の田舎の人が物々交換をしておった。そういうこ

とが今、朝市に継続されておるようなことですので、このことも、先ほど土肥家のことも一緒に申しましたけども、町の中心に顕彰碑と道しるべを建てて、一般の観光客にもわかっていただくようにすれば、なおよいなというふうに思っています。

この点について、市長の御見解をひとつよろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山議員の2番目の御質問、島の歴史を伝えるまちづくりについてということで、捕鯨で栄えた勝本浦の当時の主人公である土肥家の顕彰、そしてその勝本の街並みの修景の問題、そして阿房塀についての御質問でございました。

まず、土肥家の初代の像か顕彰碑を町の中心地に設置して、趣旨を広く伝えてこそリピーターにつながると思うということでございますけれども、勝本浦地区の現在進めております街並み環境整備事業につきましては、平成16年度から企画立案をいたしまして、平成18年12月に事業認可がおりております。

以来、現在まで9年間、事業を実施してまいりましたが、この間、小公園、道路の修景工事、街灯の修景工事をあわせて行ってまいりました。個人住宅の修景補助事業につきましては、平成20年度から着手し、平成27年度までに39戸の修景工事を完成いたしました。本年度、9戸の個人住宅の修景補助事業を実施する方針で事業を進めておりますけれども、本年度で事業期間が10年を経過し、一応の区切りを迎えますけれども、議会9月会議で、中田議員の御質問にお答えしましたように、今後については、当初計画で個人住宅の修景事業90戸が、そのうち48戸にとどまっておりますことから、当初計画につきましては、平成29年度から修景事業に限り4年間の事業延長を県へ概算要望の段階からお願いしている状況でございます。

このようなことから、議員提案の銅像か顕彰碑の設置につきましては、当初計画にも上がっていなかったこともございまして、現街並み事業については対応できませんので、別メニューで対応できないか研究をさせていただきたいと思っております。

また、街並みづくりでございますけれども、その修景費について、個人負担が高くてできないんじゃないかということでございます。先ほど申されますように、上限600万円、そのうち3分の1を国、市、受益者がそれぞれ3分の1負担する仕組みとなっております。

この条件と申しますか、外から見える場所を修景するというところでございますから、ちょっといえば玄関と、それから例えば家が前に出ておりますと、側面が見えます。そしてまた屋根が見える場所もございます。そういったことで、見えるところは修景してくださいよということが条件のようでございます。

そういった中で、個人について、やはり事業費の多い少ないというのが出てくるかと思えます

けれども、先ほど申されますように、3分の1がひどいということでございますが、今まで3分の1の負担で来ておりますから、このことを4分の1とかいうことは、やはり均衡も失しますし、なかなか厳しいと思います。ただ、市山議員は建築家のベテランでございますから、そこに材料とかそういったもので事業費そのものを下げるといふ、そういったことの工夫をお願いしたいなと思っておる次第であります。

それから阿房塀でございますけれども、正式名称は鯨組土肥家お茶屋敷大石塀と申します。平成19年3月16日に長崎県景観資産に登録されておりました、当時の土肥家の隆盛を示した勝本浦を代表する史跡であり、通称阿房塀として市民からも周知されております。

その規模でございますけれども、高さが7.08メートル、長さが90メートル、天端の広さが1.1メートルございます。したがって、7.08メートル下の基礎部分は、相当な広さではなかろうかと。その串山から運ばれたという石の量としても、とてもじゃないがすごい量だなと、想像するに余りあるわけでございます。

周囲には、同じく長崎県景観資産登録物件になります旧松本薬局や藤嶋家住宅など、全国的にも貴重な勝本浦の街並みの景観の一つとして構成されております。

特に、旧松本薬局は、国登録文化財にもなっております。また、市文化財としましては、田ノ浦納屋場跡や土肥家お茶屋敷跡が指定を受けており、史跡の保存を第一に公開、活用に努めておるところであります。

大石塀の復元につきましては、後世に正しい史実を伝えるためにも、まずは調査が必要となります。議員が言われる当時は石垣の上に白壁に瓦ぶきがされていた見事な構えだったとの言い伝えも現在、文化財課が保有する資料等では、当時の姿、形を確認することができておりません。これらの詳細な文献調査も必要であると考えます。

次に、整備手法の計画やその後の管理等を考えていかなければなりません。それにはやはり時間や費用がどうしてもかかってまいります。これまでも、平成22年から23年にかけて発生をいたしました自然崩落、これは経年によると考えられますけれども、この石垣の修復をいたしております。22.3平方メートルを約1,140万円かけて実施をいたしております。

このように、この修復等々については、相当な金額が予想されるわけでございます。また、復元後の公開活動を行うためには、本体である土肥家お茶屋敷の一体的整備が必要であると考えておるところであります。大石塀は、現状だけでも議員御指摘のとおりすばらしい史跡であり、アピール度も高いものでありますが、まずはこの大石塀が安全にかつ状況がよく見えるように除草や伐採等を行い、管理保全に努めてまいりたいと思います。

と同時に、先ほど土肥家の顕彰碑あるいは銅像も含めまして、一連の勝本浦史跡につきましては、局部的でなくて全体として一つの事業としてとらえ、事業計画をしていかなければならない

と考えておるところでございまして、そのことについても、検討を重ねてまいりたいと思っておる次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 大体、市長の思いも私の考えも一緒ですけども、段階的にそういった計画を立てていっていただきたいと思っているんですが、何も全て勝本浦の史跡については、重要な大事なものでございます。そうしたことで、そうした観光客にもよいように、壱岐市の発展につながるようにしていただきたいなというふうに思っております。これについては、また後でゆっくりと話したいと、大分時間がかかりますから。

次に、3項の目坂団地の耐震補強工事の対策についてということになりますが、この1項の目坂団地は、昭和45年に1階は店舗で3階、4階は住宅の鉄筋コンクリート、4階建ての建物で、1階の1区画は最初のうちは寿司屋さんでございました。残りはワンフロアで、ショッピングセンターとして壱岐の島の南の玄関口にふさわしい建物でございました。現在は、1階部分は8区画化され、1区画は空いておりますが、7店舗は店舗の種類が違いますが、営業をされております。

今回、耐震補強工事が計画されておりますが、あの建物は1区画ごとに、結局、鉄筋コンクリートの柱が建っておりまして、構造はラーメン構造というふうに思っておりますが、その質問は、（イ）耐震調査、診断結果の調査です。そのときのISの数値について、どのぐらいであったのか。そして（ロ）耐震補強設計は基準値で設計されていると思っておりますけれども、その補強場所について。そして（ハ）耐震補強工事の着工予定と完成について。予算については、言いくければ結構でございますが、それについて。

そして、2項の1階の店舗は8区画であり、店舗の業種はそれぞれ異なっておりますが、工事中、営業に支障はないのか。支障があれば（ロ）補強工事のため店内の一部解体、その耐震工事をするために、店内の一部を解体することもあるかと思いますが、その後またそれは市で復元されると思っておりますけれども、それはどうなっておるのか。そして、工事中は営業ができないと思っておりますが、それぞれ生活がかかっております。これは市の建物ですから、どうということはいえませんが、その期間の休業補償のような話が出てくると思いますが、それについては関係者にその説明はできているのかどうか。

そして、次に（ハ）2階、3階の住宅の補強工事は、いながらの工事ができるというふうに聞いておりましたけれども、私は住宅部分の補強工事場所によっては、なかなかそれはもうやりにくいんじゃないか。夜は仕事をしませんけど、昼は勤めの人もおられますが、あけっぱなしで出られるのかどうか。また、住宅部分は建築、住宅も一緒ですが、この建物は築後47年にもなり

ますが、生活に必要な水回りは調査されているのかどうか。もし浴室とかキッチンの排水工事が、これを修理せないかんというようなことが発生しますと、生活ができなくなります、その間は。そうした場合は、仮移転をしなければなりませんけれども、その準備が必要となるわけですが、そういうことは考えておられるのかどうか。そして、住宅の排水は、1階ごとに横につながっていると縦割かはわかりませんが、縦割になりますと4階まで影響があるわけです。4階までやると、3戸あるいは6戸がセットになって移転しなければいけないような状況になるかもしれませんが、その点について、そうした対応とかそういうことを考慮されておられるのかどうか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山議員の3点目の御質問、目坂団地、石田町でございます。耐震工事と対策についてということでございます。

目坂団地の耐震診断の結果につきましては、I S値の最少が0.46で、基準値の0.6を下回っておりますために、耐震補強が必要となります。耐震補強力所については、1階店舗部分は、現在、各店舗は間仕切り壁で仕切っているだけで、耐力壁、地震に耐え得る壁でございますけれども、これはございません。中央部分の理髪店の両側の間仕切り壁部分に鉄筋コンクリート、耐力壁を増設し、また道路側の玄関口につきましても、柱のみで耐力壁がないために、各店舗の柱へRCの袖壁補強を行うことといたしております。

2階、3階の住宅部分には、部分的に通路側の浴室側の柱へRC、コンクリートの袖壁補強が必要となります。

また今回、耐震補強工事とあわせまして、御指摘のように、建物も老朽化していることから、外壁、屋上防水及び給排水設備等の改修工事を行う予定であります。

工事の着工予定は、補助事業の関係で、具体的にはっきりした着工の期日は言えませんが、平成29年、来年度の夏ぐらいから年度末までの工期になるのではないかと考えておるところであります。

それに、2階から4階の入居者の方に関しましては、工事期間中に水回りは使用できない期間が発生いたしますので、いながら施工はできません。このために、他の市営住宅の空き部屋を仮住まいとして仮に転居していただいて、使用いただく予定で調整したいと思っております。

この住宅は、平成29年度予算で提出いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、休業補償等でございますけれども、先ほど申し上げましたように、店舗中心部は鉄筋の

耐力壁を増設いたしますけれども、その他の店舗は入り口の両端を袖壁補強いたしますので、営業ができなくなる店舗も生じてまいります。現在、入店している7店舗と協議をいたしました結果、6店舗は休業または一時移転を予定しております。1店舗につきましては、全部の1メートルの範囲を除いたスペースで営業を続けたいとの要望があつておるところであります。そのお店につきましては、裏から入るということで対応するというところのようでございます。

また、休業補償につきましても、これはやはり確定申告の資料というものを参考にさせていただきたいと思っておりますが、確定申告には、御存じのように月々の収支明細書もついております。したがって、やっぱり年間を通じて多い期間、少ない期間もございますから、その工事期間において、その月々の収支明細書を活用させて御相談したいと思っておりますし、やはり単年度で見るとなかなか難しゅうございますから、やっぱり3年ぐらい、複数年の確定申告書を見せていただいて、その営業者の方々に御理解をいただける、そういった補償のことを御相談してまいりたいと。

いずれにいたしましても、このような事業でございます。お互いが十分理解をし合った上で、工事を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

それから1つ忘れまして、耐震補強につきましては、上の住宅については4階までございますけれども、耐震補強は3階まででいいわけでございます。しかし、水回りについては、縦樋でございますから、4階の方も影響するというのを申し上げておきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それは、先ほど申しましたように、排水関係は4階も影響しますから、それだけを準備しておくかということです。

それから、補償については、どこでも補償は3年平均を出しますから、このときこそが、納税が生きてくるわけです。そのところはやっぱり理解してもらって、そして半年間工事がかかっても、半年間じゃなくて、いろいろテントでもシートでも張ったあそこもありますし、そうしたことで、出入りも2階の騒音があるかどうかわかりませんが、営業される店もありますから、その点もいろいろ考慮してやって、そのために廃業するということがないように、ひとつ対応をよろしく願いいたします。

もうあとはよろございますから、これで終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時ちょうどといたします。

午前10時49分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番、小金丸益明議員の登壇をお願いします。

〔小金丸益明議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5番 小金丸益明君） 久しぶりの登壇で、非常に緊張いたしておりますので、よろしく
お願いします。

12月になりまして、年の瀬を迎えまして、気ぜわしくなっておりますし、1年を振り返る時期でもあります。白川市長におかれましては選挙の年でございますし、大変激動の年でなかったろうかと、心からおねぎらいを申し上げます。

些少で申しわけございませんが、お歳暮がわりに一般質問を送りますので、どうぞ御笑納いただければと思います。できますならば、満額回答をいただきまして、越年に弾みをつけたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

まず、市営住宅の建設計画について、お尋ねいたします。

住宅公営法では、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを、住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸し、また転貸することにより、国民生活の安全と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。壱岐市も、この法にのっとり市営住宅が運営されているものと考えます。市内には現在、簡易平屋建て住宅から古城・新瀬戸住宅のような大型団地まで、大小41カ所、784戸の住宅が供給されております。

しかし、耐用年数、経年劣化の観点から、41カ所中16カ所、228戸の約3割が政策空き家に指定され、退去者が出て、新たな入居者の募集は行われていないのが現状であります。よって現在、46戸が空き室状態にあり、総数784戸中738戸が入居中ということになります。しかし、この738戸の中には、政策空き家が16カ所含まれておりますので、公営法の言う健康で文化的な生活を営むに足る住宅に入居しておられるのは約500戸程度じゃなかろうかと考えております。

住宅の経年劣化とともに住人の高齢化も進み、ついの住みかとして現状での安寧を希望しておられる世帯も多々見受けられ、現地での住宅の建てかえが容易でないことは、十分理解できることと
ころであります。

私の地元を目をやりますと、校区内に4カ所、57戸の住宅が現存しておりますが、その全てが40年から50年以上経過しており、全棟全室に政策空き家の指定がなされ、5戸の空き室がありますものの、近年は、入居希望者があっても全く入れない状況が続いております。このことが、浦部はもちろんのこと、小学校区の空洞化、人口の減少の一因にもなっており、ひいては、児童数の減少にもつながっていると考えております。

市営住宅長寿命化計画によりますと、平成30年度以降、順次改修に入っていきようになっておりますが、まだ、具体的な計画には至っていない模様であります。恐らく、経年劣化に主眼を置いて進められていくことと思いますが、その地域の実態調査を改めて行い、人口動態、人口構成等も十分考慮した政策的見地からの建設が必要でなかろうかと思っております。

特に、校区内の高齢化が進み、乳幼児、小学生等の減少が著しい地域には、子育てに特段の配慮を施した住居や環境を提供したり、子育て世帯の入居を優先し、産み、育てやすい環境を提供することができないかと考えております。現存する住宅の単なる代替住宅としての考えにとどまらず、市内各地域の再生と新陳代謝を促す上からも、早く政策空き家を解消し、時代に応じた住宅建設への取り組みを急ぐべきであり、マスタープランを即座に見直すべきと考えます。

また、新たな条例を制定してでも、公営法にとられない単身者専用住宅や、移住希望者住宅の建設など、島の外からも人を呼べるような斬新な発想で、定住人口の拡大につながるような住宅整備も検討すべきと考えております。

芦辺地区においては、4カ所、57戸すべてが政策空き家として指定され、市営住宅への入居希望者の夢は長年絶たれ続けております。このような状況から、最近では民間の空き家を求める声も多々耳にしておりますが、管理された空き家が存在せず、やむなく、他地区での生活を余儀なくされている人も多々おられると聞いております。現在地の建てかえでは、入居者に特段の配慮が必要となり、具体的な計画の立案に至るまでに相当な時間を要し、住宅建設の足かせとなっていることも事実だと思えます。

公有地は当然のことながら、空き家化した民間の遊休地の活用も視野に入れて、新地での斬新な住宅建設に取り組み、集落の活性化にもつながるような政策こそ、今、求められているのじゃないかと考えております。私の地元にも、旧芦辺役跡地、隣接する登記所跡地、また、安泊地区には、県の遊休地も存在しております。集落の活性化の面からも、ぜひ検討をお願いできればと思っております。

このような状況は各所に点在すると思えますが、住宅建設の現状での計画と市長の見解をお願いいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 小金丸益明議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 5番、小金丸益明議員の御質問にお答えをいたします。

市営住宅の建設について。老朽化した住宅が散見され、また、政策空き家という指定によって、その住宅の機能が十分果たされていないんじゃないかということでございます。

市営住宅の建設計画につきましては、平成25年度に作成いたしました壱岐市公営住宅等長寿命化計画に基づいた整備を、平成26年度から行ってまいりました。現在、入居者の安全を確保するため、耐震補強工事から優先的に進めておりますが、この工事に並行して、内外装等の改修工事をいたしております。

この耐震補強工事に関連して内外装をする、リニューアルしておるわけでございますけれども、この耐震補強工事の該当する住宅というのは、地上3階以上ということになっておる関係から、芦辺浦地区には、その3階以上の対象物件はない。そういったことで、先ほど小金丸議員が御指摘のように、40年、50年以上たっている。それでは、やはり、芦辺浦地区の住宅については建てかえすべきじゃないかということから、政策空き家として、57戸全てを指定しているという状況でございます。

しかしながら、新しく住宅を建てると、当然のごとく、低所得者対象と申しながら、そこに今入っておられる住宅使用料よりもはるかに高くなる。そういった問題等々もございます。しかしながら、現段階では、今申しますように、芦辺浦地区については、57戸を政策空き家とするというふうにいたしておるところでございます。

壱岐市における住宅政策の支援を定めることを目的とした壱岐市自由生活基本計画につきましては、平成23年3月に策定した壱岐市住宅マスタープランに基づき、壱岐市の住宅政策を推進しているところでございます。この計画期間は、平成23年度から10年間としておりまして、住宅政策の基本方向を示すものとして、平成32年、2020年度を目標年次としております。

このマスタープランでは、公営住宅の、将来必要となる目標管理戸数を推計し、現在、787戸ございますけれども、681戸、106戸減少ということといたしておるところでございます。しかしながら、社会情勢の変化に応じて、5年ごとに見直すこととしております。来年その5年目に当たるわけございまして、平成29年には見直すということになりますけれども、住宅や住環境に関するものにつきましては、行政だけではなく、市民や民間事業者との適切な役割分担のもと、連携、協働により、課題解決に取り組んでいく必要がございます。柔軟な計画の見直しを行ってまいるところでございますが、このことは、この住宅マスタープランの中にも「柔軟に見直す」という文言を書いております。

また、先ほど申されました、この住宅マスタープランに該当しない住宅、例えば、独身者の住宅等々については、また、ちょっと切り離して考えなければいけないと思っておりますけれども、

個人住宅につきましても、世代を超えて長く住み続けられますよう、適切な維持管理やリフォームを推進するためにも、次年度から、壱岐市独自の住宅リフォーム支援事業にも努めてまいりたいと考えておるところでございます。

この平成30年度から順次ということで、今のところ、どういうふうにするということ、このマスタープランに書いていなかったために、芦辺浦では将来的に、極端に言うと、今の数字だけで見ますと住宅なくなるんじゃないかと、そういった計画にもとられかねないような、今数字となっております。

その辺については、今申されました空き地、空き地といいますか、建設が可能な土地もあるようでございます。ぜひ29年度の見直しについて、そのことについて推進できるような見直しをしてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 小金丸議員。

○議員（5番 小金丸益明君） 先ほど申しますように、住宅公営法にのっとれば、やはり、低所得者向けで、本当に住宅に困窮している方を救うのも市の務めだと思います。だからその方は、今言われたように、マスタープランにのっとりながら進めていかれりゃ結構かと思えますけども、実は、失礼な言い方ですけども、低所得じゃない。しかし、住宅に困窮しておると。

ですから、都会のように、不動産業が発展しておれば、民間の住宅に入ることも可能ですけども、壱岐市の場合は、たしか2業者ぐらいしかないんじゃないかと思えますし、公営法によらない、先ほど申しますように、単身者用専用とか、子育て専用とかに特化した住宅の建設をして、今、現状では二、三千円の家賃から1万円前後とかありますけども、もうちょっと上の段階でも入る人はおると思うんですね。その向きでも、ぜひ御検討をお願いしたいと思えますし、今、第一線を退かれた退職者のUターンも、少しずつ、その意向も耳にしております。

しかしながら、一たん出ていった方は大体、次男、三男の方が多いいと思います。その方々が帰ってくる。一戸建てを建てる前の住宅とか、もう年をとったから住宅でいいとかいうような人の受け入れる住宅が今、現に存在していないんじゃないかと。ですから、若干の家賃をとってでも、そういう人たちを受け入れやすいような住宅建設にも、ぜひ目を向けていただきたいと思えます。

私は住宅建設の問題で、各校区の人口動態と住宅の供給状況を調べてみようと思いましたが、それに該当するような資料がないんですね。国の基礎自治体というのが市町村になると思えますけども、市の基礎自治体といいますか、そういうのは、やはり公民館であり、浦であり、触であり、校区になろうかと思えますので、国勢調査ごとぐらいには、その細分化した人口動態を調査して、データとして市が保管して、その動態によって、住宅の建設場所とか諸政策に役立てるべきじゃなかろうかと思えます。

それと、調べていけば、今、市内18校の小学校の中で、7校が複式学級を有しております。7校中2校、芦辺小学校と八幡小学校区には、経年劣化した住宅ながら、市営住宅が存在しますが、筒城小学校区、三島小学校区ですね。沼津、志原、箱崎、この5校区には、恐らく市営住宅はないんじゃないかならうかと。島はちょっとあれですけども。

在部において、もし子育てに特化した住宅とか移住者の希望住宅とかを建てれば、土地も安いですし、移住者専用になれば、耕作地を少しつけたような、付加価値の高い住宅も提供できるんじゃないかと思えますし、何より、今言った5校区に市営住宅を少しでも配置すれば、複式学級の解消にもつながるんじゃないかならうかと、少し期待をするところですが、その2点について、市長の考えがあれば。校区のことについて、教育長、通告はしておりませんが、教育行政でも検討できないかと思えますので、簡単に御答弁をお願いできればと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 公営住宅に限らず、市でいろんなそれぞれのニーズに応じた住宅を提供できないかということでございますが、御存じのように、市としては今、公営住宅法にのっとって、いろんな起債、あるいは補助事業等々を活用して住宅を提供しておられるわけでございます。そこには、公の住宅でございますので、そういった人口をふやすという大きな大義名分がございますけれども、そこに、じゃあ当然のことながら、投下をした資本は回収をしなければいけません。そういった中で、全く純然たる、単独で建てた住宅の費用を耐用年数で回収するとなれば、相当な家賃ということになるかと思っております。そういった中で、しかしながら、今おっしゃるようなことも絶対必要だと思っております。

実は私も、これは非公式でございますけれども、何人かの建設業者の方にお話をいたしまして、いわゆるワンルームマンション的なものが壱岐にはないんだということで、そういったものを、いわゆる建設業者の方につくっていただいて、「そういった住宅を提供していただけませんか」というお話も数件いたしました。

「実は、そういう計画もあるんだ」という業者の方もいらっしゃいます。したがって、私がここでそういった公営住宅以外、公営住宅に該当しない、しかし、そういった住宅が必要だというような方については、やはり、そういったニーズ、需要にこたえる供給ができる、そういったものを、やはり私は、それは民間にできることではなからうかと思っております。

そういったことも含めまして、今後、さらに今、私が話しかけております業者の方々等にもう一度話を持って行って、これは、やはり私は、このことについては、全く守備範囲じゃないとは申しませんが、民間が守備範囲にしたほうが適切ではなからうかという気持ちを、今持っておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 5番、小金丸議員から突然の質問を受けましたので。

これまで、小学校につきましては、やはり、その存在の意味合いを、機会あるごとにお伝えをしておりました。

御指摘のように、現在、7の小学校で複式学級を抱えておりますが、例えば、箱崎小学校の5、6年は16名、芦辺小学校の5、6年も16名、柳田小学校の4、5年が15名、複式学級は17名になると解消されます。つまり、あと1名の転入児童があれば解消できるという学校も、壱岐市内の場合には、御指摘のとおりにもあるわけですね。

そういう意味では、住宅があって、子供と一緒に帰る。次男、三男とか、いろいろな形の状況があると、学校も大いに助かります。現に、瀬戸のほうには8戸の新しい住宅ができたりしました。その中で、やはり子供がおります。壱岐市の人口減の対策にもなるし、また、豊かな島である、教育の島という壱岐をこれからアピールしていく上でも、小学校教育にもかなり力を入れておりますので、できましたら、そういう形の連携ができれば、教育行政を預かる者としても大変ありがたいと考えます。

市長のほうは、民間の力である程度、また、志原のほうには、民間のほうでの個別住宅等もかなりできたりしておるようでございます。市内の中で、そういう形も望まれたらありがたいと思います。ありがとうございました。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 小金丸議員。

○議員（5番 小金丸益明君） 民業圧迫にならん程度で結構ですけども、市としても本腰を入れんと、やっぱり人口が減っていきますので、住宅もその起爆剤になればと思っておりますので、ぜひマスタープランにでも、見直しの際には、御検討をお願いしたいと思います。

不動産屋じゃないんですけども、次には、空き家に移らしていただきたいと思いますが、本市の空き家対策について市長に具申してみたいと思っております。

本市におきましては、管理不全となる空き家を防止し、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的として、平成25年3月に、空き家等の適正管理に関する条例を迅速に制定していただき、住環境の保全に努めていただいているところであります。

時代の趨勢といえはそれまでですが、全国各地でこの空き家の存在が社会問題化していることは言うに及ばない状況であります。壱岐市におきましても、約1万1,000戸余りの世帯の中で1,700戸程度、約15%が空き屋化しているとの推計も出されております。

危険家屋、迷惑家屋、外見はいいが、到底住居として使用できない家屋、また、十分に住宅としての体をなしているにもかかわらず、何らかの事由によって空き家化しているものなど、種々さまざまに空き家が存在しております。少子高齢化、人口の減少、加えて、離島、僻地の過疎化という社会現象の中にあつて、空き家の数は、今後ますます、加速度的に増加していくのじゃないかと思われまふ。

現在、住宅としての家屋が立つ土地には、住宅用特例という制度があり、固定資産税の軽減措置が講じられております。解体して更地にするより、危険家屋であれ、迷惑家屋であれ、住宅として建設したものであれば、そのまま放置していたほうが、その土地に対して優遇されるという税制上のメリットがあり、空き家解消の足かせとなっている大きな原因だとも考えております。

一般的には、土地の実勢価格が算定され、その7割を評価額として、評価額の1.4%が固定資産税として課税されておりますが、住宅用地に限っては、その6分の1とされております。壱岐市にあつては、山林、田畑、雑種地等が島の93%を占めており、残る7%が住宅用地であり、特例に基づく減税措置が講じられております。

また、土地に係る固定資産税の税額2億2,000万円程度の約8割がこの住宅地に課税されたものだそうでございます。この住宅用地特例の適用が、壱岐市にあつては従前のまま放置され、税の不公平徴収をいまだに続けていることが判明いたしました。

住宅街にあつて、近隣、地域社会に迷惑をかけまいとして、危険家屋となる前にみずから家屋を解体し更地にした所有者に対しては、従前の6倍に及ぶ土地に対する固定資産税を課税し、一方では、危険で迷惑な家屋を放置しておきながら、軽減措置を受け続けているという不条理きわまりない現状を身近に、そして目の当たりにしていることから、住居として使用していない空き家には、住宅用地特例として認められておる減税措置を、一様に撤廃して公平な課税をすべきじゃないかと、法論をもって市長に挑もうとしておりましたところ、目からうろこの得策がありましたので、視点を変えて、市長の見解をただしたいと思ひます。

平成27年、昨年の税制大綱の改正によりまして、空き家等の解消の推進に関する特別措置法に基づく、必要な措置の勧告の対象となった家屋の土地については、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置から除外するとされております。要するに、適正な管理をしていない住宅には、軽減措置を講じないでよいことになり、6分の1を撤廃し、現行の6分の課税が可能となっております。

先述いたしましたように、不条理な現実がありながら、壱岐市として制度改正に伴う運用対策が全くなされていないのじゃないかと思ひております。適正管理に関する条例及び住宅用地の国の法律に基づいて、特定空き家の指定を急ぎ、住宅用地に係る固定資産税の不公平きわまりない課税状況を1日も早く解消し、自制すべきであると思ひますが、市長の考えをお聞きいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 小金丸議員の2番目の質問の空き家対策として、現に使用せず空き家状態にある住居、建造物に対して、固定資産税の住宅用地特例を撤廃して、税込増につなげることができないかということでございます。

もちろん、空き家であることのみではございませんでしたけれども、空き家対策として、その敷地に係る固定資産税の住宅用地特例措置を解除できないかということでございますが、議員御指摘のように、壱岐市内におきましても、空き家の増加が顕著であります。適切な管理が行われていない空き家は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地方、都市部を問わず、全国的に深刻な問題となっております。

このことを受けまして、壱岐市におきましては、平成25年3月に、壱岐市空き家等の適正管理に関する条例を制定し、空き家の所有者等に対し、適正な管理を義務づけるとともに、必要な助言、指導及び勧告ができることといたしております。

一方、国においても、空き家等対策の推進に関する特別措置法が、平成27年5月に施行されました。市町村の役割として、空き家等対策計画の策定や、空き家の所在や所有者等の調査を行うこととされております。また、そのまま放置すれば、倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態、または著しく、衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等、いわゆる特定空き家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象から除外することが定められております。今、議員申されたとおりであります。

また、小金丸議員の質問内容と重複いたしますけれども、固定資産税における住宅用取得例は、住居1戸当たり200平方メートルまでの部分を小規模住宅用地として、課税標準価格の6分の1に、200平方メートルを超える部分を一般住宅用地として、課税標準額を3分の1にそれぞれ軽減する措置が講じられておりますが、特定空き家等の敷地については、この措置の対象から除外されることとされたものであります。

土地に係る固定資産税が最大6倍にまではね上がることとなります。このことが、議員御指摘のとおり、税込増にもつながるものと思われ、ある意味で、制裁的な効果が期待されるものであります。

これまで、特定空き家等に係る土地について、特例措置の対象から除外した事例はございませんけれども、今後、国のガイドラインの趣旨にのっとり、実施体制の整備、空き家等の実態把握、データベースの整備、空き家等対策計画の作成等により、空き家に関する施策を実施してまいり

ます。

また、国が定める判断基準に加えて、空き家による危険度の切迫性や周囲への影響度、規制権限の行使の必要性を総合的に考慮した上で、市が特定空き家等と判断した場合は助言、指導、勧告及び住宅用地特例の解除等、必要な措置を講じ、適正に対処してまいる所存であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 小金丸議員。

○議員（5番 小金丸益明君） 市長も御認識と申すけれども、芦辺浦を見てください。町部はもう歯欠け状態で、ほとんどが家屋を解体して、更地になって、駐車場が目立つようになっております。一方で、裏通りに行けば空き家で、迷惑空き家も点在しておりますので、それが税収は違うんですね。

ちゃんと、附近に迷惑をかけまいと更地にさせていただいたところは、市長も言われたように、従前の6倍の固定資産税を課税されておられるわけです。一方では、迷惑をさせながら、6分の1の住宅用地特例の適用を受けておるといふ、非常に不均衡、不条理な状態が今も続いておりますので、今言われましたような対策を早急に進められ、固定資産税の基準日が、毎年1月1日でございますので、来年の1月1日からと言いたいところですが、調査をして、まずは特定空き家の指定をしなければいけませんので、その作業に、29年度には島内全て、力を入れて調査をされますように、そして、不均衡な固定資産税の課税を是正していただきますようお願いするものであります。

ちなみに、山口町の我が家ですけれども、我が家に3,470円の今、固定資産税がかかっております。これを更地にすれば2万840円になるということで、壱岐全島を見回して、そういう市政をしていただければ、市長も言われますように、税収増につながりますし、そうすれば、やっぱり管理不全の住宅がおのずと減っていくんじゃないかと、その辺も期待できますんで、ぜひお願いします。

それと、もういっちょ懸念材料が、浦部については空き家指定が簡単に、特定空き家の指定ができると思うんですけれども、在部にいっては、全く人には迷惑をかけてない。自分の土地で廃屋になっておる。しかも、周りの自然と同化してしまっておると。しかし、地目が宅地であるというところもあるやに思います。ですから、調査を厳密、厳正にされて、早く住宅用地特例の除外するかしないかを厳正に判断されて、来年、再来年の1月1日の基準日にはきれいな形で課税ができますように、ぜひお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。期待して、次の質問に移りたいと思います。

それでは最後に、芦辺港後背地、芝広場の整備についてお尋ねいたします。

当該地は、行政財産として水産課が管理をしておりますが、近年まで、セイタカアワダチソウ

が繁茂する、島の玄関口としては、非常に見苦しい荒地として光景をさらしておりましたが、行政の理解と民間の献身的な管理のもと、多目的に利用できる芝生広場として、見違えるようになっております。使用料は全て無料ですが、経済活動での利用は許可していないとのことであります。

団体での使用は水産課が窓口となり調整に当たっているとありますが、今、団体での利用は、月間10団体にも上り、また、関係者の話によりますと、年間で数千人を集客するイベントも行われているんじゃないだろうかということでもあります。サッカー、フットサル、グランドゴルフ、健康ウオークと、老若男女を問わず、実にさまざまな利用がされていることは衆目の一致するところであり、市長もお認めいただいていることと存じます。

臨港道路をはさんで、既設の公衆便所や十分な駐車スペースがあることも、利便性を高めているものと思われま。行政財産であれ、普通財産であれ、遊休地の活用は行政の命題であると思えます。当該地は、当面の活用策としては非常に功を奏したものじゃないだろうか、喜んでいるところでもあります。後年、市民にとって必要不可欠な用途として政治判断がなされるまでは、市民が憩い集える多目的芝広場として提供をし続けていくべきじゃないだろうかと思っております。

そのような観点から、また、市民の要望として、周囲に樹木を植樹して、木陰を創出し、随所にベンチを配して、憩いの場としての整備ができないかとのことでございます。個人的には、桜の名所づくりも一興かと考えます。現在の多目的利用を阻害することなく、かつ、不特定多数の市民が気軽に憩える場所づくりに、あと一押し行政のお力添えをお願いできればと思っております。

島の玄関口でもありますし、何より、スポーツを通じた青少年の健全育成の場、そして、高齢者の健康づくりの場として広く活用されている現状に深い御理解を賜り、市長の御英断を期待するところでございます。

また、この整備を御決断いただきますならば、名称、愛称を広く市民に公募して、市民の憩いの場として定着させてはいかがかと考えております。

一方では、壱岐の蔵酒造のように、1年で50万円の命名権料を支払って、文化ホールに自社の名刺を冠して、壱岐の島ホールとして宣伝広告に活用されており、税収の一助となっている例もあります。当市におきましても、命名権を付与し、その権利をもって維持管理費に充てるなど、選択肢の1つじゃないだろうかと考えております。市長の御見解を賜ります。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 小金丸議員の3番目の御質問にお答えする前に、2番目の質問に少し申

し上げたいことがございますが、よろしゅうございますか。

今、空き家、29年2月末日を期限といたしまして、28年度事業で、空き家等の対策計画策定支援業務、いわゆる調査を今、行っておるところでございます。

ここで、市内の空き家の情報というものがある程度把握できるとっておるところでございますが、現時点では、住民の方から情報提供を受けた管理不全な状態にある空き家の件数は、71件ございます。そういった中で、平成25年から今年まで、今の空き家の解体支援補助は、いわゆる税ということではなくて危険だということ補助金を出しておるわけでございますけれども、25年から28年までに11件、助成額として485万4,000円、支出をいたしておりますので、そのことを御参考までに申し上げておきたいと思えます。

さて、3番目の御質問の芦辺港後背地、芝広場の整備についてということございまして、木陰の創出とベンチの設置で、より多目的な広場として市民に提供できないか。また、名称を公募してはどうかという御提案でございます。

芦部漁港後背地の大型商業施設横の現在、芝広場として利用していることにつきましては、昭和60年度から62度に、旧芦辺町において、漁業集落環境整備事業により造成したものでございます。漁村再開発施設用地として整備を検討したところでございます。

漁業集落環境整備事業による造成地利用促進検討委員会を設置し、平成19年4月に市の財政状況等も勘案し、将来的な施設の維持管理に多額の費用を要せず、かつ、多くの人が手軽に使用できる施設として、芝生を主としたサッカー練習場等にも利用可能な広場の建設とする答申が出され、当時、緑地広場の計画を県に要望いたしましたけれども、補助事業での採択ができなかったところであります。

そのような中で、平成20年12月会議では、まさに小金丸議員が、鳥取方式芝生の提案をなされたことを、今思い出しておるところであります。その提案に沿って、平成21年度から、年次的に進めることとして、市単独事業で一部芝生化を実施いたしましたけれども、なかなか話のように進まなかったというのが現実でございます。

そういった中で、平成22年度には、壱岐市、壱岐商業開発株式会社、瀬戸浦会の三者による芦辺漁港漁村再開発施設用地芝生化実施管理協定を締結することができまして、壱岐商業開発株式会社による芝生化の施工と維持管理を実施していただき、平成23年度に完了、平成24年度から一部使用を開始をいたしたところであります。

現在の芝生広場の使用状況でございますが、芝生という貴重な広場でもございます。少年サッカー、少年フットサルの大会、グランドゴルフ、あるいは少年野球の練習などのために、月に平均して10日ほどの利用がなされております。

御質問の木陰の創出、樹木の植樹も含めたところでございますけれども、とベンチの設置につ

きましては、少年サッカーの大会等では、2面に分け、全面を使用していることから、スペースが限られることもあるかと思えますけれども、より多目的な広場として市民に提供できるよう、現在の利用の状況や維持管理の状況を調査し、財源等も含めて設置できないか、現地を見て検討したいと思っております。

また、芝生広場の名称につきましては、今日まで、そのほとんどの経費を負担していただいております。壱岐商業開発の意向もお伺いしながら、緑地を大切に利用していただき、多くの市民の方々に接してもらえよう、愛称、または、先ほど御指摘ありましたネーミングライツの対象などを公募するなど、そのことも含めて検討してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 小金丸議員。

○議員（5番 小金丸益明君） 一応、前向きな答弁をいただいたということに判断したいと思えますし、市長が言われますように、本当に貴重な芝生になっております。ぜひ、随所にベンチを配して、やはり、真夏にスポーツしよる人はまあまあ、直射日光を覚悟の上でされておりますけれども、観客とか老人当たりの健康ウオークなどには、やはり木陰が必要という声も多々聞こえておりますので、先ほど申しますように、多目的な利用を阻害しない程度で、木陰とか・・・とか、できる限り、多目的な広場として、そして憩いの場として創出していただきますように、切に切にお願いを申し上げるところでございます。

ネーミングの件は、市長も言われますように、壱岐商業開発が、本当に献身的な管理をしていただいておりますので、ぜひ御相談していただきながら、できれば、その意向を酌みながら、公募とか、商業開発の意に沿うたネーミングでもいいですけども、維持管理費等見合うような費用の捻出も考えていただきながら、来年の4月には、ぴしゃっとした名前ができて、みんなの憩いの広場として定着することを目指して、迅速な対応をお願いしたいと思います。何かあれば。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 実は、あの広場の北側と西側に、ボールとかそういったものが出ないように、あるいは危険防止のために築山をつくっておるわけですね。ですから、北側の木立も結構今、成長しておりますが、あれはもう、フェンスの外でございます。恐らく、木陰をつくるなら、あの築山をとって、そこに、やはりつくるということになると思います。そうなりますと結構、土砂の除去とか、かなりな、ただ植えるだけじゃなくて、その上につくるということもできるかもしれませんが、事業費等もかなりになるかと思っております。財源も含めて、可及的速やかに検討してまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 小金丸議員。

○議員（5番 小金丸益明君） 来年に夢を抱きながら年を越したいと思います。
終わります。

〔小金丸益明議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、小金丸益明議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどといたします。
午前11時47分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、14番、牧永護議員の登壇をお願いします。牧永議員。

〔牧永 護議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 牧永 護君） 市長に2点ほど質問したいと思います。細部について通告しておりませんでしたので、質問とあわせて意見を述べますので、その後、御回答いただきたいと思っています。

市長の考えておられるのはチップボイラーじゃなく、バイオマス発電と思われま。まずバイオマス発電についてお尋ねします。

現在、島内、至るところ、道路は縦横無尽に新設され、自治会等の協力のもと、雑草などの処理が行われておりますが、高齢化、人口減などで十分な処理ができないのが現状です。中でも道路周辺に育つ雑木の生育は予想を上回り成長をしております。その枝葉は道路上まで伸び、車の屋根にも当たり、カーブなどでは先が見えにくい状態になっております。現在は高所作業車などの提供もあり、少しずつ処理されておりますが、間に合いません。交通安全、景観の面でも処理が必要です。

そこで、市長は、働く場所の確保も含め、高枝等の伐採を行い、その雑木によりバイオマス発電を考えておられるようでございます。有言実行の白川市長でございますので、来年度の当初予算には数十億円のバイオマス発電が予算計上されるかもしれません。私の考えを先に述べ、市長の答弁をお聞きしたいと思います。答弁を聞き、さらに調べてみたいと思います。

バイオマス発電について調べてみました。さきの産建委員会でも現地まで行って勉強してみました。現地下で感じたのは、実現性の難しさがわかったのは私だけでなく他の委員も同等だと思っております。施設は当然、木材を一定の水分に乾燥させ、燃やし、蒸気を発生させ、その力で

タービンを回して発電するわけですから、素材の熱効率が大きなウエートを占めております。ほとんどの施設では、植林された杉、ヒノキの間伐材が主で、枝葉は山頂に残し、20センチ程度以上のもの、20センチ以上の材木しか使用、利用していません。ある程度乾燥させるため、一定期間熟成して、10センチ角、厚さ5ミリ程度に粉碎し、燃料源になります。ここでも樹皮は熱効率が悪いので別に使用します。壱岐で言うしくり切り等の資材では熱効率が低く、到底難しいと思っております。

ここで、国内でバイオマス発電されている100社ほどの資料がありますが、ほとんどの企業が欠損値を出しております。さらに、現在島内には個人も含め太陽光発電もかなり設置され、単価も心配です。しかし、雑草、雑木の処理は必要です。そこで、私なりに提案してみたいと思います。

その素材を何に使うかという、おが粉、チップ剤をつくることです。おが粉は畜産農家の敷地を、チップ剤等については1年間堆積し発酵させ、良質な堆肥として生まれ変わります。現在、壱岐の農家の大きな位置を占めている畜産農家には、絶対おが粉が必要です。おが粉の必要は、島外から約1,000立米も入っております。ほかにも島内で2社生産され、チップ、おが粉を含め、これも1,000立米ほどになっております。チップとしては、アスパラ、水稻、イチゴ、野菜、タバコなどが絶対必要です。そのように必要としているおが粉、チップ剤です。バイオを利用してエコの島もよろしいが、経営的全般にも考え直し、産業、農業と連携して、有機の島、壱岐の島を売り込んでみてはどうでしょうか。有機の島は観光にもプラスになると思っております。まずもって市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 牧永護議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 14番、牧永護議員の御質問にお答えをいたします。

バイオマス発電について市長の考えは、今後の取り組みはどうか、牧永議員の御提案としては、おが粉あるいはチップ等々に利用する、そのことが先ではないかという御質問でございます。

実は私も公約としてバイオマス発電ということを掲げております。しかしながら、現実にはまだ一度もそういった視察もいたしておりませんし、また、先ほどおっしゃった100社程度のバイオマス発電、なかなか間伐材等の搬出も厳しいというようなこともあって、かなりほとんどのところが経営が厳しい、あるいは破綻に追い込まれたという情報もいただいております。このことについては相当な研究が要るとみずから思っております。

ところで、木質バイオマス資源を活用した再生可能エネルギーの導入等につきましては、今年度、国の補助事業を利用いたしまして、壱岐市の木質バイオマス資源の利用可能量及び再生可能エネルギー導入の実現可能性について、現在調査を行っているところであります。

木質バイオマス資源の活用に関しましては、長期に持続的に活用を図ることを目的に、利用可能量に応じた規模の再生可能エネルギー設備の導入を検討いたしております。木質バイオマス資源につきましても、民有林の間伐材、製材の残材、市道等の伐採木材や剪定木材などについて利用可能量を測定することとしておりますが、現在、おが粉等々、農業等に利活用されているものにつきましても、従来の用途に利活用できる十分な量を確保した上で、未利用となっている資源を有効に活用したいと考えております。

再生可能エネルギー設備の導入につきましても、その点を勘案し、熱利用を中心に、発電についても、小規模でも高い効率を得られる発電設備の導入を検討してまいります。再生可能エネルギーの導入、活用の促進につきましては、CO₂排出抑制など、地球環境改善の施策でもありますが、市外から購入する形となる化石燃料への依存を減らし、地域の資源を活用することにより、地域での経済循環を促進するという目的もございます。

また、木質バイオマス資源につきましても、チップ化、ペレット化など、資源の確保が必要となる場合もございますが、そこに雇用の場が創出される可能性もございます。

本市の木質バイオマス事業につきましては、まずは今年度、地域資源の利用可能量を十分に見定めた上で、持続的な利用を前提に、最適な規模での設備導入を検討することとあわせて、地域での経済循環や本市の豊かな自然環境の保全にも配慮しながら、設備導入に向けた計画の策定に注力してまいります。

先ほど、壱岐市のおが粉取扱量について少し申されましたが、少し私の手持ち資料とは違うわけでございますけど、25年から27年度、3カ年の壱岐市のおが粉の利用量でございますけど、平成25年度が6,013立米、26年度が5,885立米、27年度が6,552立米となっております。単価がほぼ3,000円程度でございます。平成27年度で申しますと、2,041万円ほどがこのおが粉の金額となっております。その中で、27年度で申しますが、壱岐で2社ございます。2社の合わせた生産量が約900立米であるようでございます。

いずれにしましても、この特に壱岐の場合は、道路に生い茂るその木々の枝葉もそうですけれども、私はやはり、もうすぐのところにあるのは、幹もやっぱり切らせていただきたいという気がしておりますけれども、いずれにしましても、今回の資源量調査を待ちたいと思っておりますし、そのことによって果たして発電ができるのか、おが粉生産にとどまるのかということ、そういうことも含めて研究させていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 数字につきましては、昨日ちょっと農協からいただいたもので、それをそのまま利用しましたので、若干調べてみたいと思います。

ぜひとも、市長の公約でありましたので、もう研究がされて来年でも取りかかれるものと思って心配しておりましたが、今から研究とは公約に反して、少しペナルティーでございますので、早目に十分検討していただいて、私たちも検討しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。現在、全国的に高齢者の事故が多いということで、高齢者の免許証返納運動が起こっております。岐阜でも返納者に対してタクシー会社等の割引制度が創設されたようでございますが、市として今後何らかの措置をお考えですか。運動に対して、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

私は、この運動に対する意見を市民から求められたとき、どう答弁すればいいのか非常に困っております。周りを見回すと高齢者の方々が多数おられ、そのうちかなりの方が運転をされております。運転が停止した場合、老人会等への出席も減り、引きこもりになったり、後の生活状態が心配されます。確かに事故率は高いかもしれませんが、運転することにより生活され、元気を保っておられる方々がたくさんいらっしゃいます。公共の交通機関が少ない島内においては大問題です。子供、孫の学校の送り迎え、買い物、病院への通院、農作業に必要なのが運転でございます。お年寄りが頑張っておられる一方で、一律返納は無理です。しかし、事故が多いのは現実です。加害者、被害者をこれ以上ふやすことはできません。では、どうすればいいんでしょう。

そこでですが、現在、70歳になると免許の更新も3年になり、その更新時には実技運転講習もあり、自分の運転技術を改めて確かめる機会があると聞いております。教習所で教官の指示を受けながら運転し、運転技術を見直すことにより、自主的に判断し、更新、返納の時期を選択することができると思っております。

そこで、提案したいと思います。運転技術、講習、模擬テストなど、老人会、公民館単位などで年1回程度、教習所などを利用し、体験する機会をさらにふやしてはどうでしょうか。その講習には自分の現在利用する車種を使う。現在使用している車を使うということは、現在は小型トラックしか運転していないのに、大型乗用車で講習を受けても無理だということで、非常に講習自体を嫌がっておられるお年寄りもいらっしゃいます。お互いに運転技術を見合うことにより、自分自身の技能、立場がわかり、自主的に返納の時期を考えるのではないのでしょうか。あくまで自主返納です。考える機会をつくるのです。

改めて提言します。自分自身の運転技能を見直す機会を多くつくる必要があります。皆で考えて事故を減らしたいと思います。また、返納者に対するフォローも考えておられるなら、一緒にお答え願ひしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 牧永議員の高齢者の免許返納についてということでございます。全国的

に返納運動が進んでいるけれども、市としてはどう考えているか、また、返納者に対してどんなようなフォローがあるか、考えているのかということでございます。

全国的に高齢者が関連する交通事故が多発しておりまして、壱岐市でも本年10月末現在、交通人身事故発生件数27件のうち65歳以上の高齢者が関係する事故が13件と、約半数を占めております。

65歳以上が高齢者という定義でございますから、私もその高齢者のうちにも入っておるわけでございますけれども、近年このような状況が続いておりまして、長崎県都市交通安全対策連絡協議会等で関係者が集まり、高齢者の運転免許証自主返納促進について協議いたしております。

しかし、公共交通機関が充実しております都市部では返納者が多いものの、交通インフラが十分に整備できていない地方では返納者が少ない状況でございます。特に壱岐市では、現役で農業や漁業を営んでおられる高齢者の方や、昼間は仕事で若手が家にいない家庭が多いため、免許証の自主返納が難しいというのが現実であります。

このような状況でございますけれども、本年9月から壱岐地区タクシー協会において、運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者を対象にタクシー料金を1割引きするサービスが開始され、警察署によりますと、既に40人の自主返納がなされているとのことでございます。このサービスを受けるには、免許証を返納後に警察署等に申請し、交付される運転経歴証明書を提示する必要がありますけれども、この運転経歴証明書は身分証明書としても用いることができることになっております。

さて、最初に述べましたように、全国的に高齢者が関連する交通事故が多発しているため、道路交通法が一部改正され、来年3月12日に施行されます。これらに伴う高齢者講習制度の変更によりまして、壱岐市自動車教習所でも新制度による講習が実施されます。この高齢者講習等の変更につきましては、やはりこれでちょっと見てみますと、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為を18種の基準行為等々に、そういったことが重点として盛り込まれておるようございまして、やはり認知機能をはかられるということが今回の改正の大きな点ではなからうかと思っております。

こうした流れの中に、今後、市といたしましては、これまで行ってきました高齢運転者体験型講習会や交通安全運動時の啓発活動等を継続して実施し、市民皆様の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、今回のタクシー協会の取り組みや福祉業務で行っております市内のバスを高齢者がワンコイン、100円で利用できる市内路線バス乗車カードの普及促進にも力を入れ、高齢者の運転免許証返納を推進していきたいと考えておるところでございます。

議員御提案の集落での模擬テスト、あるいは自動車教習、自家用車での教習、そういったことについては、教官と申しますか指導する方々は警察署等々になるかと思っておりますけれども、その辺

のことも私は興味ある御提案だと思っております。そういったこと等々、さらに御提案がありますならば、ぜひお聞かせ願いたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 先ほどから言いますように、自分が、私はまだ運転は大丈夫だと考えて返納されない方が多いわけです。そのわかるのを、きっかけを、どうかして私は、市で行政ですべきだと思っております。

それから、交通機関はありますけど、バス等の割引はありますけど、バス等に乘れるのはごく一部の人ですね、バス路線に近い人で。ほとんどの人がバスを利用されないお年寄りが多いわけです。この点についても、市として何かタクシー業界等に任せるだけでなく、市として何かの手助けなり、民生委員さんたちによる見回りなり、そこら辺を考えるべきと思っておりますので、ぜひとももう少し前向きに市内で検討していただきたいと思っております。

私の質問は、これで終わります。

〔牧永 護議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、牧永議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、4番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。音嶋議員。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 音嶋 正吾君） 4番、音嶋正吾が市長に対して一般質問を申し上げます。

いよいよ平成28年の12月定例議会一般質問もフィナーレのときを迎えます。私も市長に対してお返しの要らないお歳暮を進呈をしたいと、そして新たな年に飛躍の年になるようにという思いを込めまして一般質問をさせていただきます。どうか簡潔なる御答弁をお願いをいたすところでございます。

さて、まず最初に、平成28年の壱岐市政を振り返ってというタイトルで質問をいたします。

多事多難な平成28年も、間もなくあと20日ほどで新しい年を迎えるという事態にのっております。本年は何といたしても本市にとりましては、市長がリーダーシップ、そして本県と選挙区選出の谷川議員の御尽力によりまして国境離島新法が制定をされたということは高く評価するところであります。市長は離島振興協議会の会長であり、そして全国離島振興センターのセンター長でもいらっしゃいます。やはりいろんな知見から、国会議員並びに各会の皆さん方に陳情をし、そして見分を深めて、全国の離島の振興に寄与すべく努力をされておられるところは高く敬意を表します。この新法を通じて、やはり離島の国境離島の置かれている立場というのを十分に認識をして、離島の島民を恒久的な幸せのために御尽力を賜れたというふうに考えております。

そして、今年度は市長選挙がございました。当初は無投票であろうかと考えておりましたが、三つどもえの選挙戦で見事に白川市長が3選を果たされたところは皆さん御承知のとおりであります。私は、なるべくなら、これだけ御尽力をしていただいておりますので無投票当選になるのかなと思っておりましたが、そうはどっこいいかなかったという、そこら辺も含めて、総合的に今後のあり方を施策を再考して、第3期目のやはり市政を担当していただきたいというふうに、こいねがっております。

そして、3点目には、市長がみずから選挙公約に上げられておりましたウルトラマラソン第1回大会を盛会裏に開催をすることができた。このことは、私は当市の津々浦々で拝見をいたしておりましたが、やはり地元の皆さんがランナーの皆さんと一体となった応援をしておられました。非常に地域のいわゆる意識の汎用に役に立ったなど、大いにこういう企画をして、壱岐は一つなんだよと、行政も住民の一つなんだよと、そういう意識の高揚を図っていく、こういうのはどんどん進めていただきたい、そのように考えております。

そして、4点目は、私も地元におりますが、白砂青松のあの筒城浜にやはりゴムチップ舗装を十八銀行の監督さんの監修を得まして立派に完成をいたしております。夕方のぞいてみますと、夫婦でウォーキングする老若男女の皆さん方が健康づくりに増進をしておられます。そして小学校の駅伝大会、中学校の駅伝大会と、立派にあの環境の中で大会が実施されておるということは、非常に好ましいことであります。

ここで一つ市長に提案ががございます。あそこに、お休み場というところがございます、白沙八幡に。そのところは芝公園から海が見通せます。松林がございます。一部50メートルぐらいは伐採をしております。ほかは全て雑草で覆われております。そして、私は今、自分が造園に興味がありますので、いわゆる松の枝を抜いて風通しがよくすれば虫はつきません。私も今まで30年近く松を育てておりますが、一度も消毒はしたことはございません。冬にいわゆる雑草の中に冬眠をして、それが新芽が出るときに啓蟄を過ぎて、いわゆる樹木に入り込んでマツクイムシが繁殖をし、松が枯れる原因ではなからうかと考えております。あの景観、ロケーション等がすばらしいものがございますので、こうした面もやはり環境を保護する上でどんどん推進をしていただきたい。

やはり議会としては、今、身近な原三信病院で、ああいうところにタクシーが突っ込むというような甚大な事故が発生しております。今の車はノークラが多うございます。アクセルとブレーキを踏み間違えますと大変な事故になります。ですから、私たち議会も、進めるところは進める、アクセルを踏む、そしてブレーキをかけるところはブレーキをかける、これが健全な議会制民主主義の姿であると考えておりますので、耳ざわりの悪いところもあるかもしれませんが御清聴を願いたい、よろしく願いをいたします。

そして、5点目でございますが、芦辺中学校新築候補地をめぐる危機管理、住民意識を無視した紆余曲折の対応がいわゆる建設をおくらせてしまったのではないかとというふうに考えております。これは教育委員会の結果を受けて、市長も那賀中学校で芦辺中学校は建設をするという態度を固められております。

私は、1年前の12月にどんな質問をしたのかなということで通告書を見てみました。そうしますと、芦辺中学校建設予定地の選定についてという通告をいたしております。芦辺中学校建設検討委員会の答申を尊重して、ふれあいグラウンド周辺に建設する予定であるのかと、そして無駄遣い、財政改革に逆行するのではないかと、こういうふうに申し述べております。住民そして芦辺校区の用地等を検討委員会の皆さん方のいわゆる答申を尊重され、ふれあいセンター付近を見直され、那賀中学校にいわゆる芦辺中学校をもう建設するというふうに決定をされております。そして、こうした中、本議会にも、芦辺中学校を那賀中学校に新築で建築するよという請願が出ております。私はそれも一つの考えであろうと思いますが、順序をちゃんと踏んでいただきたいなど。耐震調査の結果もまだ発表はされておられません。こうしたことを手順をきちっと踏んで、やはり皆さんに、住民の皆さんに、こうだからこうなんですよとわかりやすい説明をしていただきたいと、そのように考えております。

次に、小学校・中学校消防用施設改修工事の指名競争入札において、特定の1社から見積もりをとって、その見積もりを設計書にそのまま採用し、そしてかつ最低制限価格を設けて入札をしたと。これは事務手続の不備というような教育委員会の見解を示されましたが、最終的には、私は教育委員会に今回答弁を求めておりません。何かと申しますと、執行の長に対して総合的に御判断をいただきたいと、こういうことが今後あってはならないというふうに考えておりますので、大所高所的に、俯瞰的に市長の見解を求めるものでございます。

そして、小さな8番目、市長選挙、白川市長が当選をされた後に、他の候補者を支援したということで指名を回避されたというこの問題、私は非常にこの問題はあってはならないなど。法的にどうのこうのは私は申し上げたくない。道義的にあってはならないなど。私はラグビーの精神で言いまして、戦いが終わったらノーサイドじゃないかと、お互いに壱岐の振興のために力を合わせてやろうじゃないか、私は本当にこうしたことがあるということは情けないなど、民主主義の時代にこうしたことがあっていいのかなというふうに、道義的に思っております。嫌だなど、あってはならないなど考えるんですが、市長はいかがでしょうか。

私は司法の判断に仰ぎたいというふうに考えを述べておられます。述べておられます。いわゆるこの問題は、行政の裁量権が正当なのか違法なのかという問題に尽きると考えております。いわゆる職権の乱用は認められるのか、職権として認められるのか否かということに尽きるというふうに考えております。

政治といわゆる有権者、国民の関係は、人民の人民による人民のための政治、主権者は人民であるということが、私は民主主義の基本理念であると考えております。こうしたことは、市長もどうしてそんなふうにしたのかなど。本当に私も信頼をしておりますだけに、本当に残念でならない。同じ壱岐島民として、私も過去に支援をした1人として、今後こういうことがあってはならないと。例えばこの次の市長さんがほかの人がなられた場合に、市長と同じことをしているのかというふうになるわけです。冒頭で申し上げましたように、戦いが終わったら、ラグビーの精神じゃないですか。お互いにたたえ合ってノーサイドとあるべきと考えておりますが、市長のお考えをお聞かせを願いたいと、このように考えております。

3点目でございます。壱岐市の雇用情勢は、県下ハローワークで最低の不名誉な記録を更新をいたしております。11月末の有効求人倍率も県下で最低、0.85でありました。昨年の12月にも、私は白川市政2期目の検証総括についてということで、第3項目めに県下ハローワークで最低であるというふうに、どうか改善はできないかということを申しております。ですから、私もすぐにこうなさいということは、喫緊の課題とは考えておりません。ですから、もう次の質問にも関連するんですが、この一番最低なときにこそ、一番人間が考える、幸せになれる、どん底の底から上に立ち上がる、そうした絶好の機会であるので、いわゆる一過性に終わらないように、一時的に景気がよいだけじゃなくて、恒久的に景気が右肩上がり、そしてまた一時期踊り場がある、それが本当の景気です。いつまでも上がるわけではないし、下がるわけではないし、しかし恒久的にここならではの政策を打ち出していきたいなというふうに思っております。

もうここには、やはり学校等にもハローワークを通じて地元の企業の説明会をしたり、いろんな御努力をしておることは重々に承知をしております。しかしながら、やはり極端に申し上げまして、いくらスーパーマンが来て頭に立って打ち出の小づちを振ってもなかなかできない、後からみんなをおうらして、みんなとともに進もうという姿勢がなければ、私はこうした危機的状態を打破するにはいかない。皆さん、ここは辛抱してください、今からやりますから辛抱しましょうということ、私はいみじくも教育すべきではないかと考えるのであります。

そこで、いわゆる通称I k i - B i zと言われておりますが、壱岐市産業支援センターのセンター長募集についてのインターネットに100万円で募集しますよと、ぽーんという記事が掲載をされております。これは壱岐市のホームページ以外のところをダウンロードいたしました。それで、私もこの件に関しましては、昨日同僚議員からのいわゆる再生交付金の面に触れまして、新上五島町のことを市長も若干触れられました。確かに、私も新上五島町の事例を電話をしてお聞きをしました。担当者の方が申されました、全く同じでした。80万円で募集したら、募集は誰もなかったと。そして、条件と100万円を提示したら募集があった。それに新上五島町の場合

合は支援員として3名、18万円で募集をしたと。長崎県内では大村市ももう既に募集を締め切っておるようでございます。ですから、私はここで議員に議案を提出以前に、またこれは予算に関することですね。恐らく3月の予算で上がるのかなと思いますが、議員にある程度の上五島は相談をされたんですかと、提案する前にされましたかと言ったら、はい、議員にはこういう旨、公募をするということは事前に通知をしましたと。私は、壱岐市議会においては、その100万円で募集するというのは、私も耳が遠いかもしれませんが、一部の議員さんには連絡があったかもしれませんが、全員協議会等でこのことは聞いた覚えはございません。

確かに、市長がこれは専権事項であることは私もわかっております。壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則第15条で、これは市長の専権事項として認められております。しかし、やはりこうした、私にすれば高額ですよ。市長の給与は80万ですね。それにボーナス、退職金も入りますので、市長より下です。副市長の給料はたしか60……。副市長、68万円ですか、月給は。（発言する者あり）ああ、そうですか。ですから、これはボーナスをあれしても年俸でいったら1,200万円になりませんね。ですから、かなりの高額です。

費用対効果が上がればいいというような議員さんの話もありました。もう、それもそうですよ。以前に私は市長から相談をして、ある人が病院企業団に入るときに、県とのどうも関係がぎくしゃくしておるから、県から1人副市長を増員してはどうかと、で、前副市長を招聘されました。そのときに私は賛成討論で申し上げました。総合的に判断して壱岐市のためになればいいんじゃないかと。市長はそのときはためらわれましたけど、結果的には御判断をされて提案をされ、可決された経緯がございます。そういうことも、僕も熟知した上で申し上げるのであります。

やはり、議会とこうした面はどうでしょう。議会はチェック機能ばかりじゃなくて、私のようなやかましい人間がおるから言わんがよいかもしれませんが、こういう面は両輪の関係でよいんじゃないですか、両輪の関係で。私はそのように考えております。

そして、今議会におきまして、いわゆる壱岐市の中期財政計画が示されました。そうした中、一般職員、特別職、高級賞与の増額が提案をされております、本議会で。みんなには、住民には辛抱してくれと言っって、これで果たして通るのかなという思いがございます。

私はいみじくも、こういうことでできるのか、平成31年度には歳入を上回る歳出が、歳出超過に陥ると。そうしますと、財政調整基金を取り崩し、減債基金を取り崩し、補填をしなければならない事態に陥ります。白川市長は、1期目のときは、本当に行革をして努力をして、1.2あった実質公債費率を7.8まで下げておられます。それから、今度はまた現在うなぎ登りに上っております。最終的には10%前後に跳ね上がる見通しであります。こうした中にどうしてこういうふうに、いわゆる月給100万円のいわゆるセンター長募集する。しかし、これは義務的経費を圧縮しないことには財政再建はできません。投資的経費を抑えたら、どうしても壱岐

のような場合、産業再生にはつながりません。私はそのように考えております。総合的に申し上げましたが、市長の簡潔明瞭な御答弁を求めたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ただいま、4番、音嶋議員から、私の市政の1年を振り返っての音嶋議員の目から見た壱岐市政を振り返っていただきました。それぞれにいろいろいただいたわけでございますけれども、やはり音嶋議員の「立て板に水」、すばらしい演説といえますか、御質問、立て板に水の流れの中で、私も、いや、そうだったかと、私までもが錯覚するようなことまでも非常に理路整然と申されました。その中で、私は教育委員会の問題、私の指名回避の問題等々につきましては、その案件が上がった議会の折に十分お話もいたしましたし、議会としてもその時点でその問題については決着がついております。ここであえてそのことについてもう一度私の見解をとということでございますけれども、それは申し上げることはございません。ただ、その今までのおっしゃった中で、2点だけ反論をさせていただきと思っております。

まず1点目、小さな項目9項目めでございますけれども、「県下雇用情勢が県下ハローワーク管内で最低の不名誉な記録を更新中である」ということを通告書でいただいております。私は雇用情勢というのは求人倍率だけではないと思っておるわけございまして、また「不名誉な記録の更新中」、これ更新中ということが数字であるのか、最下位を更新中なのかということについても反論を申し上げたいと思っております。

壱岐市の有効求人倍率、確かに9月期、10月期につきましては、0.86倍、0.85倍と、県下のハローワーク管内で最も低い状況でございます。これは事実でございます。本年の有効求人倍率の推移を見てまいりますと、昨年12月期において、0.99倍で県下最低という状況を昨年12月期に脱出いたしました。そして、本年1月期には実に約20年ぶりに1倍を超える求人倍率、1.05でございましたけれども、その後も1倍に近い状況で推移しておりました。7月期には再び1倍を超える1.09倍、8月期も1.11倍と、県下でも4番目に高い順位となっていたところでございます。このときに御質問を受ければ4位だということで胸を張れたわけでございますけれども、残念ながら現在ではまた最下位になっておるところでございます。

ところで、私は先ほど求人倍率だけが雇用情勢ではないよと申し上げました。それはなぜかと申しますと、私はやはり求人倍率というのは、いわゆる求職者とそれに応じる方の比率でございます。ところで、私がやっぱり一番大事に、重要だと思っておるのは、完全失業率がどれだけののか、その地域で、私はそのことが求人倍率よりもはるかにその地域の雇用情勢を反映していると思っておる次第であります。

そういった観点から申し上げますと、私が持っております日本・地域番付という表がございま

す。この中で長崎県の完全失業率ランキングを申し上げます。悪いほうから申し上げます。松浦市、8.061、以下、対馬市、川棚町、佐世保市、平戸、これが悪いほうからの5つであります。いいほう、いわゆる数字としては低いほうです。21位、一番低い、一番いい、もちろん一番完全失業率の少ないところ、小値賀町、これは3.67ですばらしいです。波佐見町、4.9、西海市5.1、長与町、5.2、壱岐市、5.349、壱岐市は完全失業率においては失業していないほうから5番目でございますので、このことも申し上げておきたいと思うわけでございます。

そういったことで、確かに有効求人倍率、それも雇用情勢でございましょう。しかし、完全失業率の多い少ないも雇用情勢に入っているということを、私はそのように思っているということをお知らせしておきたいと思っております。

ちなみに、3カ年間の雇用情勢の変化でございますけれども、この3カ年間で一番悪かったとき、それは平成26年5月でございます、0.47、これが壱岐市の有効求人倍率でございます。御参考までに申し上げます。

そして、次の、最後の「月額100万円を支給する壱岐市産業支援センター（Ikiz Biz）センター長募集に議会軽視も甚だしい限りである」ということの御質問を受けております。

その中で、新上五島のごことは私は余り申し上げておりませんが、（「昨日言ったでしょう」と呼ぶ者あり）大村市のごこと、もちろん、名前はいいです。そこで、議会が説明を受けてないということを書いてあります。私は、そのことについて、議員皆様方にもお尋ねをしたいと思っております。9月8日、議会全員協議会で壱岐市産業支援センター（仮称）の創設についてという御説明をいたしております。ここにその説明、壱岐市の現状、壱岐市の課題、解決策、そこにBiz方式の産業支援機関の設置をしたいんだということ、そして2ページ目にそのスケジュール、そして産業支援センターの機構図を出しております。この説明をいたしておりますということ。次には、ここに左野部長の口述書もございまして。そしてさらには、これはメモでございまして、人件費を含めた3,000万円ということだけだと足るのかという御質問、国境離島新法で赤字補填ができるのかという御質問、この3,000万円ぐらいでは企業支援にならないのかという御質問、選考委員のメンバーはどうなるのかという御質問、こういうことも質問を受けております。ですから、音嶋議員はお忘れになったのかもしれませんが、9月8日、皆さんの前でこのIkiz Biz 100万円あげますと、そして壱岐の産業支援センターをつくりたいと、皆さんの前で御説明をしているということをお知らせしておきたいと思っております。あと残りの議員さんが、いや、それは違うとおっしゃるならば、ぜひお願いしたいと思っております。

その中で、議長から、その場でそのことについては十分説明してくれという、さっきのメモでございまして、この場でこのIkiz Bizについて御説明をさせていただ

きます。

壱岐市では、市民や議員の皆様からの御意見を賜りながら、昨年度、策定した壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、壱岐の豊かな恵みを生かし、活力あふれるまちづくりを基本目標の一つに掲げ、新産業創出、企業誘致プロジェクトを政策の柱としております。その中において、企業支援、地場産業の振興をうたっておりますが、壱岐市産業支援センター事業につきましては、中小企業振興、企業創業支援による地域の活性化や雇用創出を目的とした地域創生の王道ともいえる事業と考えており、本事業に取り組むに当たり市議会9月会議の期間中に全員協議会の場において、議員の皆様にも事業内容並びにセンター長の募集する、搾取することについて御説明をさせていただいたところでございます。

壱岐産業支援センターは、富士市産業支援センター、通称f-Bizをモデルとした事業でございますが、f-Bizは経営相談を主とした産業支援機関ですが、その大きな特徴は相談者である中小企業の強みに着目し、それを売り上げの向上につなげる知恵やアイデアに結びつけて提案し、売上向上という目標達成のための継続的な支援を行うことにあります。

具体例を1つ紹介いたします。機器の老朽化で廃業も考えていたレトルト食品メーカーがf-Bizに相談に来られました。その際、大量生産ができない弱点が強みになると助言し、ITに詳しいスタッフが支援ブログで「100食からレトルト食品をつくります」とPRいたしましたところ、注文が舞い込んだとのことで、コストをかけずに経営改善に導いたとのことです。このf-Bizモデルは国のよろず支援拠点事業の参考にもなっておりまして、現在さまざまな自治体でf-Bizモデルの産業支援の導入が検討、実施されており、全国的な広がりを見せている状況でございます。その要因はやはりf-Bizの実績によるところが大きいと考えております。f-Bizでは、年間4,000件以上の相談を受け支援を行っております。そして売り上げの向上という成功事例を次々と生み出し、そのことがさらなる相談者を呼び込んでおります。f-Bizの直系の支援機関である岡崎市ビジネスサポートセンター、通称OKa-Bizにつきましても同様に、年間約2,500件の相談を受け成功事例を生み出してしております。その後続く天草市においても同様の現象が起こっております。

このように、目に見える形で成果を出しているf-Bizモデルが全国的な注目を集めるのは当然の結果と言えるのではないかと考えます。

また、今回のセンター長募集に当たっては、月収100万円という数字が幾分センセーショナルな形で取り上げておられますけれども、f-Bizモデルの産業支援は、端的に言えばビジネスコンサルティングでございます。それも相談者自身が気づいていないような企業の強みを見出し、明確にして、それを売り上げの向上につなげる知恵やアイデアを提供します。もう一つ大きな要素は、その売り上げの向上に企業の資金をできるだけ使わないという点であります。

このように、センター長にはかなり高度なビジネスコンサルティング能力が要求される場所であり、相応の報酬が支払うことが必要であると考えます。

なお、民間であれば、このレベルのこのような優秀な人材は、年間二、三千万円程度の報酬でヘッドハンティングにより確保するとお聞きをいたしております。

f—B i zモデルの産業支援に携わる人材の要件として、卓越したビジネスセンス、高いコミュニケーション能力、そして相談相手を尊敬し支援を継続する情熱が求められますが、本事業の成否はいかにこの要件を満たす優秀な人材を確保できるかにかかっております。選考するf—B i zモデルの支援機関の成果も人材によっているところが大きいと考えられます。また、応募される方には、現在の職を辞していただく覚悟、壱岐市に居住していただく覚悟、思うような成果が見られなければ失職する覚悟が必要になりますが、壱岐市といたしましても産業支援の本丸である中小企業振興、離島という本土と比べ不利な条件下で雇用確保に取り組む覚悟を示すことも必要と考えました。

さらに、f—B i zモデルを採用した全国の他の産業支援センター長の報酬金額も考慮した上で総合的に検討した結果、100万円という報酬月額で公募を開始したところであり、f—B i zモデルの産業支援御根底にあるのは、地域の経済を支える中小企業者への尊敬の気持ちであり、中小企業者の挑戦と一緒に支援していく情熱であります。センター長の最終選考に当たっては、地域の事業者の方に選考委員として参加していただき、本市の地域振興にふさわしい人材かどうかを判断していただく予定としております。

また、本市中小企業や創業希望者に寄り添いながら支援を行う本事業は、まさしく住民協働のまちづくりの精神を体現する事業になり得ると考えております。そのような事業となるよう本日も取り組んでまいります。

なお、御参考までに申し上げますと、OK a—B i zの秋元センター長によると、f—B i zにつきましても、約7割の相談者が売上げが上がった、OK a—B i zについては、3割が売上げが上がった、4割が売上げが上がる見込みと回答するアンケート結果が出ているとのこととあります。

本事業につきましても、職員の皆様にも、議員の皆様にもより一層の御理解と御協力を賜りませう、切にお願い申し上げます。

私は、今I k i—B i zのことを申し上げました。これはI k i—B i zをする、取り組む、これが目的ではございません。私は今回4月の選挙のときに2期8年の実績と新たな4年への挑戦ということで皆様にお約束してまいりました。その一番最初に新たな挑戦、4年の新たな挑戦について、「まち・ひと・しご創生事業の強力な推進、人口減少対策、雇用対策に全力」と書いております。私はこの公約を実現するために、その方策の一つとしてI k i—B i zの導入を決

めたわけでございます。私は皆さんの公約に応えるためにこういった政策を皆様方に御提案をしているわけでございます。もし、それではつまらんとということであれば、どうぞ・・・・・・を通して異論をしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） 市長、今の答弁、行政報告で述べるべきことじゃないですか。いいですか。きちっと市民の皆さんに I k i — B i z の内容、100万円ということは私たちに言っていないでしょう。産業支援機構、いいですか、それをセンターをつくる、センター長を募集するということは、ちゃんと資料に私もらいました、ここで全協がありましたから。逆に、行政報告で述べることじゃないですか、市民の皆さんに、コミットメントするならば、違いますか。全協のときに100万円ということは聞いてないです。皆さん、聞きましたか。100万円ということ聞きましたか。ですから、（発言する者あり）うん、3,000万円聞いたよ。100万円で募集するって聞きましたか。（発言する者あり）一回とめて。いいです。

○議長（鵜瀬 和博君） いいですよ。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は、今音嶋議員の言語道断、議会軽視だとおっしゃるから、そこにちゃんと9月8日に言っておりますということ、そしてその折に議長から詳しく説明してくれということでありましたから、そのときに御説明したことを音嶋議員が理解していらっしやらなかったから、あえてここで御説明をしたところであります。その中で、行政報告で言うべきだと、今回の行政報告でございます。12ページをどうぞごらんいただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） 今、行政報告で述べたと言っておりますが、何行ですかね、2行か3行、2行か3行ですよ。今のように詳細に述べればいいじゃないですか。だから、マスコミなんか全部騒ぐんじゃないですか。みんながあれするんじゃないですか。情報を正確に伝えれば問題はないんじゃないですか。違いますか。だから、まあいいでしょう、私から言いますから。要するに財政状況が非常に厳しい中でもこれだけ今回も給与を上げる、条例が提案されておる、膨大な金額のいわゆる募集を提案をすると、そのことが果たしてプラスに転じれば私は何も言わない。結果が示すことですから、ここでとやかくは申し上げない。何か反論あれば結構です。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議員を含めた特別職の人事院勧告による率のアップ、それは議案に出しておりますからその議案で審議をしていただきたいと思ひますし、今度今行政報告で申し上げましたI k i—B i zについても当然のごとく議案として出します。そのときに十分な御審議を賜りたいと思つておるわけでございます。そのことは、先ほど来申し上げたところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 私は、政治の最大のテーマは「民信無くば立たず」であるということをお願いして、一般質問を終わります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で一般質問を終わります。これで本日の日程は終了いたしました。

12月13日は各常任委員会を、12月14日は予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。次の本会議は12月16日金曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時08分散会

平成28年 壱岐市議会定例会 12月会議会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成28年12月16日 午前10時00分開議

日程第1	諸般の報告		議長 報告
日程第2	ICT推進特別委員会調査報告		委員長 報告
日程第3	議案第70号	長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第71号	壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第72号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 討論・本会議・可決
日程第6	議案第73号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第74号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第75号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第76号	壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第77号	壱岐市税条例等の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第78号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第79号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市原島診療所)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第80号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐出会いの村)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第81号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市猿岩物産館)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第82号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐風民の郷)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第83号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市宮印通寺共同店舗)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第17	議案第84号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第85号	勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第86号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第87号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第88号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第89号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第90号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第91号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	要望第3号	地球温暖化防止対策のために四庁舎の屋上に太陽光発電設置についての要望	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第26	議案第92号	芦辺小学校校舎改築工事（建築主体）請負契約の変更について	教育次長 議案説明・質疑・委員会付託省略・可決
日程第27	同意第9号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第28	同意第10号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第29	同意第11号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第30	同意第12号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第31	同意第13号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第32	同意第14号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第33	同意第15号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第34	同意第16号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第35	同意第17号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第36	同意第18号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第37	同意第19号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意

日程第38	同意第20号	沓崎市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第39	同意第21号	沓崎市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第40	同意第22号	沓崎市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第41	同意第23号	沓崎市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第42	同意第24号	沓崎市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第43	同意第25号	沓崎市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第44	同意第26号	沓崎市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第45	同意第27号	沓崎市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・同意
日程第46	発議第7号	議会活性化特別委員会の設置に関する決議について	提出議員 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・可決
日程第47	発議第8号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について	提出議員 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・可決
日程第48	委員会の閉会中の継続審査・継続調査の申し出の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 町田 正一君
8番 市山 和幸君	9番 田原 輝男君
10番 豊坂 敏文君	11番 中田 恭一君
12番 久間 進君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 今西 菊乃君
16番 鶴瀬 和博君	

欠席議員 (なし)

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局係長	若宮 廣祐君	事務局書記	坂本 史子君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 諸般の報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日までに白川市長より、追加議案20件を受理しております。

次に、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の各委員会から行政調査の報告書が提出されており、お手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、12月13日の総務文教厚生常任委員会において、今西菊乃総務文教厚生常任副委員長より辞任届が提出され、委員会の許可が下りました。その後、副委員長の互選が行われ、総務文教厚生常任副委員長に土谷勇二議員が選任されました。

次に、議会報告会について。来年2月9日木曜日、石田農村環境改善センター、2月10日金

曜日、壱岐島開発総合センターで、いずれも午後6時30分から開催いたします。地区に関係なく参加できますので、多くの方々の御参加をお待ちしております。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第2. ICT推進特別委員会調査報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第2、ICT推進特別委員会調査報告の件を議題とします。

本件について、ICT推進特別委員長の報告を求めます。中田恭一ICT推進特別委員長。中田委員長。

〔ICT推進特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○ICT推進特別委員長（中田 恭一君） 皆さん、おはようございます。委員会調査報告書を読み上げます。

本委員会の調査事件について、調査の結果を次のとおり、壱岐市議会会議規則第110条の規定により、報告をいたします。

調査事件、ICT導入に関する調査。

2、調査の経過。

第1回委員会を平成27年6月30日に開催をいたしまして、タブレット端末の導入について経過報告。

第2回委員会を平成27年7月13日、開催をいたしまして、タブレット端末機種を選定について協議をいたしております。

第3回委員会、平成27年8月5日に開催をいたしまして、ICT推進特別委員会行政視察について調査報告をしております。

第4回の委員会で、平成27年9月25日に開催をして、タブレット端末導入に係る費用対効果についての協議を行っております。

第5回委員会、平成28年12月2日、開催をいたしまして、ICT導入に関する調査結果について協議をいたしております。

また、28年中に行政視察を受け入れておりますが、おかげさまで1件目、大分県の杵築市議会とか福岡県那珂川町議会、福岡県太宰府市議会、広島県府中市議会がそれぞれ壱岐市のほうへ研修へ来ていただいております。

ICT導入に関する調査結果。

本委員会の前身である議員有志で構成されたICT導入検討委員会において、ICT導入の必要性について調査・研究を重ね、導入効果や利点も多く、議会運営及び審議の効率化につながるため、早急にタブレット端末を導入し、執行部と一体的に運用するべきとの検証結果を議会運営

委員会に対して報告を行いました。

その結果を受けて、議会として平成27年6月会議において議員発議によるICT導入に関する調査を目的とした本特別委員会が設置されました。

まず、初めに委員会の目標として、平成28年6月会議までに議会に係る議案書等行政文書の90%以上のペーパレス化の実現を掲げました。

その後、業者主催のセミナーや説明会への参加、先進地である福岡県嘉麻市議会を視察し、タブレット端末及び通信キャリア、文書共有システムの選定、運用規定の策定やWi-Fi環境整備、導入による費用対効果などを検討し、平成27年11月に文書共有システム及びタブレット端末42台を導入することができました。

導入後の12月会議より、本会議及び委員会においてタブレット端末を議案審議に利用してきましたが、これまで順調に推移してきており、今後は、コスト削減や行政事務の効率化、議案審議の活性化など、さらに期待できるものと考えます。

ICTの議会導入も、全国で12例目、九州で2例目、長崎県内及び離島地域で初めてと比較的早い段階であり、ICT推進の先進自治体議会との評価をいただき、議会向けセミナーのゲスト講演として事例発表もさせていただいた結果、行政視察の受け入れや各自治体からの問い合わせや相談も含め、市議会として一定の成果を出しているところであります。

また、ことし発生した熊本地震及び鳥取県中部地震など未曾有の災害時には、安否確認を初め写真や動画を活用した被災状況の報告、ニュースなど報道関係の確認など情報共有のスピード化が図られる回線つきタブレット端末は、特に、有効活用できるものと考えております。

さらに、これからは福祉・教育関係など新しい分野へもICTを活用した事業の推進を積極的に行うことも今後の課題と捉えております。

最後になりますが、議員諸氏はもちろんのこと、執行部におかれては、行政事務の大幅な改善及び効率化も今以上に期待できることから、タブレット端末を初めICTの積極的な利活用に取り組み、市議会・行政が一体となり、他自治体から注目されるICT推進の島・壱岐を全国に発信し、さらなる本市振興発展に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔ICT推進特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上でICT推進特別委員会の調査報告をおわります。

日程第3. 議案第70号～日程第25. 要望第3号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第3、議案第70号長崎縣市町村総合事務組合理約の変更についてから、日程第25、要望第3号地球温暖化防止対策のため四庁舎の屋上に太陽光発電設置についての要望まで23件を一括議題とします。

本件について、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山和幸総務文教厚生常任委員長。市山委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第70号長崎縣市町村総合事務組合の規約の変更について、原案可決。議案第71号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について、原案可決。議案第72号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第73号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第74号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第75号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第76号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第77号壱岐市税条例等の一部改正について、原案可決。議案第78号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、原案可決。議案第79号公の施設（壱岐市原島診療所）の指定管理者の指定について、原案可決。議案第87号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第88号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第91号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

委員会意見を申し述べます。

再任用制度については、前回、新規採用者が少なく将来的に行政業務に支障を来す恐れもあることと、嘱託職員等との格差是正も懸念されることから否決された。その後、国、県及び労働局からの再任用制度の導入指導も強まったことで、条例の未整備自治体が1,721自治体の14自治体となった。また、新規職員の採用枠に関しても支障を来す恐れもないことから可決とした。

職員及び市長等の給与改定に関しては、人事院勧告を尊重して対応すべきである。

請願第2号壱岐市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願については、さらに慎重

な審査を必要とするため、産業建設常任委員会との連合審査を行うことで継続審査とする。

以上で報告を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） これから総務文教厚生常任委員長報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。久間進産業建設常任委員長。久間委員長。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（久間 進君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第80号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）、原案可決。議案第81号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）、原案可決。議案第82号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）、原案可決。議案第83号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）、原案可決。議案第84号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）、原案可決。議案第85号勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定について、原案可決。議案第89号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第90号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

続きまして、委員会審査報告書、本委員会に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

要望第3号地球温暖化防止対策のために四庁舎の屋上に太陽光発電設置についての要望。審査の結果、不採択。委員会の意見、下記のとおり。

委員会意見。

地球温暖化対策の必要性は委員会としても充分理解するが、現在、市が進める庁舎耐震改修基本計画に基づく耐震改修等工事に及ぼす影響や、各庁舎電気使用料に対する太陽光発電設置に係る費用対効果などを考慮すると、現況の庁舎屋上へ設置することは極めて厳しいと判断したため不採択とする。

なお、地球温暖化対策は壱岐市内においても重要な事項であるため、委員会としても地球温暖化対策への緩和対策を含め多面的に調査・研究をしながら理事者側へ政策提案をする。

○議長（鵜瀬 和博君） これから産業建設常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（久間 進君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。中田恭一予算特別委員長。中田委員長。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○予算特別委員長（中田 恭一君） 委員会調査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案番号、議案第86号、件名、平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）、審査の結果、原案可決といたしております。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） これから予算特別委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で各委員会の報告を終わります。

これから議案第70号長崎縣市町村総合事務組合理約の変更について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第70号長崎縣市町村総合事務組合理約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第71号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

14番、牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 本提案について反対討論を行いたいと思います。

現在、島内には不景気風が吹き荒れています。漁業、農業、商工業など冷え切っております。働く場所も少なく、雇用問題等も大変な事態です。人事院勧告を尊重してとあるが、勧告自体、壱岐の実情が把握されていない、このようなときに議案第72号に賛成することはできません。市民の皆様方もそのように思っておられます。よって、本案に対する反対討論といたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 賛成討論ございませんか。市山議員。

○議員（8番 市山 和幸君） 賛成の立場で討論します。

私は、総務委員会で審査を行いました。少数の反対意見はございましたが、前回の人事院勧告においても、見直しをされないで据え置きでされてあります。また、県下の13市町村においても、今回、条例の制定がなされております。私は、人事院勧告の案で尊重したいと思います、賛成討論を。もちろん、私自身も賛成であります。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第72号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第73号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第74号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第75号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第76号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号壱岐市税条例等の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第77号壱岐市税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第78号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号公の施設（壱岐市原島診療所）の指定管理者の指定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第79号公の施設（壱岐市原島診療所）の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号公の施設（壱岐出合いの村）の指定管理者の指定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第80号公の施設（老岐出会いの村）の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号公の施設（老岐市猿岩物産館）の指定管理者の指定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第81号公の施設（老岐市猿岩物産館）の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号公の施設（老岐風民の郷）の指定管理者の指定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第82号公の施設（老岐風民の郷）の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号公の施設（老岐市営印通寺共同店舗）の指定管理者の指定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第83号公の施設（老岐市営印通寺共同店

舗)の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号公の施設(壱岐市国民宿舎壱岐島荘)の指定管理者の指定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鵜瀬 和博君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(鵜瀬 和博君) 起立多数です。よって、議案第84号公の施設(壱岐市国民宿舎壱岐島荘)の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鵜瀬 和博君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(鵜瀬 和博君) 起立多数です。よって、議案第85号勝本辺地、東可須辺地、布気辺地、立石辺地、本宮辺地、芦辺浦辺地、国分辺地、石田辺地、筒城辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号平成28年度壱岐市一般会計補正予算(第6号)について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鵜瀬 和博君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(鵜瀬 和博君) 起立多数です。よって、議案第86号平成28年度壱岐市一般会計補正予算(第6号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 87 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第 87 号平成 28 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号平成 28 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第 88 号平成 28 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号平成 28 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第 89 号平成 28 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号平成 28 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第90号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第91号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、要望第3号地球温暖化防止対策のため四庁舎の屋上に太陽光発電設置についての要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第3号地球温暖化防止対策のため四庁舎の屋上に太陽光発電設置についての要望を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立少数です。よって、要望第3号地球温暖化防止対策のため四庁舎の屋上に太陽光発電設置についての要望は、不採択とすることに決定しました。

日程第26. 議案第92号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第26、議案第92号芦辺小学校校舎改築工事（建築主体）請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案の説明につきましては、教育次長にいたさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 議案第92号芦辺小学校校舎改築工事（建築主体）請負契約の変更について、御説明いたします。

芦辺小学校校舎改築工事（建築主体）請負契約を下記のとおり変更するために、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

1、契約の目的、芦辺小学校校舎改築工事（建築主体）。2、契約の方法、随意契約、現契約は制限つき一般競争入札。3、変更後契約金額、5億3,654万8,320円、現契約金額は5億2,704万円。4、契約の相手方、壱岐市芦辺町芦辺浦692、株式会社吉川建設、代表取締役、吉川治輝。

提案理由でございますが、校舎のフローリング下地について、床の不陸調整のためモルタル塗りに変更する。また、あわせて敷地北側の法面工事に伴う側溝の延長変更等、所要の変更契約を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

敷地北側の法面工事に伴う排水経路と外構工事の変更図面を2部添付いたしております。

以上で議案第92号の説明を終わります。

なお、今日までの工事の進捗状況についてでございますが、一昨日12月14日に、第7回の工程会議が開催されました。工事管理者から関係業者の昼夜の頑張りによりまして、おおむね計画どおりに進んでいることの報告を受けております。御審議のほどをよろしく願いいたします。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 本工事を受注された吉川建設さんは、非常に、私も現地に何回か赴きましたが、鋭意努力をされております。くれぐれも短期間の工期であります。クラッシュ状態が非常に要求されます。そして、要するにスラブの主要工の外すのに約1カ月かかる。それに2階までというのはかなり厳しい工程の中、工事をされております。くれぐれもけががないように、安全管理を優先していただきたい。そして不測の事態で、仮に工期内に終わらないと判断した場合には、早急にやはり議会の皆さん方に報告をすることをためらわないでいただきたい。そのことを強く要望するものであります。

○議長（鶴瀬 和博君） 音嶋議員、答弁要らんですね。音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 特に答弁は求めません。

○議長（鶴瀬 和博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第92号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第92号芦辺小学校校舎改築工事（建築主体）請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第27. 同意第9号～日程第45. 同意第27号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第27、同意第9号壱岐市農業委員会委員の任命についてから日程第45、同意第27号壱岐市農業委員会委員の任命についてまでの19件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第9号から同意第27号まで、壱岐市農業委員会委員の任命について御説明をいたします。

本件は、現壱岐市農業委員会の委員が、平成29年2月28日をもって任期満了を迎えることから、次期3年間の委員の任命を行うに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

今回の壱岐市農業委員会の委員候補者の選考につきましては、壱岐市ホームページ、地域自治会及び実行組合等を通じまして約1カ月間の周知を行いましたところ、地域自治会及び実行組合等により推薦がありました。このような経過を経て、今般19名の委員候補を選出いたしております。

まず、同意第9号農業委員の任命について御説明をいたします。

住所、壱岐市郷ノ浦町片原触2632番地、氏名、横山博之氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第10号農業委員の任命について。

住所、壱岐市郷ノ浦町渡良浦346番地、氏名、谷島栄一氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めます。

次に、同意第11号農業委員の任命について。

住所、壱岐市郷ノ浦町木田触171番地、氏名、平田泰彦氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めます。

次に、同意第12号、農業委員の任命について。

住所、壱岐市郷ノ浦町新田触1450番地1、氏名、伊藤芳和氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めます。

次に、同意第13号農業委員の任命について。

住所、壱岐市郷ノ浦町志原南触1374番地、氏名、野元芳枝氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めます。

次に、同意第14号農業委員の任命について。

住所、壱岐市郷ノ浦町若松触2177番地。氏名、成石範明氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めます。

次に、同意第15号農業委員の任命について。

住所、壱岐市勝本町東触1401番地。氏名、竹田雅美氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めます。

次に、同意第16号農業委員の任命について。

住所、壱岐市勝本町新城東触921番地。氏名、松川秀義氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めます。

次に、同意第17号農業委員の任命について。

住所、壱岐市勝本町布気触592番地。氏名、吉野秀磨氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めます。

次に、同意第18号農業委員の任命について。

住所、壱岐市勝本町本宮西触1570番地2。氏名、松永政秋氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めます。

次に、同意第19号農業委員の任命について。

住所、壱岐市芦辺町深江南触247番地。氏名、中尾徳幸氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めます。

次に、同意第20号農業委員の任命について。

住所、壱岐市芦辺町諸吉二亦触1074番地。氏名、山口繁子氏を農業委員として任命したい

ので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第21号農業委員の任命について。

住所、壱岐市芦辺町中野郷仲触911番地。氏名、植村千秋氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第22号農業委員の任命について。

住所、壱岐市芦辺町住吉後触595番地。氏名、久原茂氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第23号農業委員の任命について。

住所、壱岐市芦辺町箱崎谷江触1064番地。氏名、重田豊次氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第24号農業委員の任命について。

住所、壱岐市芦辺町箱崎江角触1656番地。氏名、藤本光義氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第25号農業委員の任命について。

住所、壱岐市石田町本村触343番地。氏名、松尾好夫氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第26号農業委員の任命について。

住所、壱岐市石田町山崎触671番地。氏名、赤木英機氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第27号農業委員の任命について。

住所、壱岐市石田町湯岳興触198番地。氏名、幡鉾賢氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

以上、同意第9号から同第27号までの説明を終わります。御審議賜りまして、御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第9号から同意第27号までについては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、同意第9号から同意第27号までについて

ては委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第9号から同意第27号まで19件について、一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第9号から同意第27号まで19件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これを同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、同意第9号から同意第27号までの老岐市農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第46. 発議第7号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第46、発議第7号議会活性化特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。15番、今西菊乃議員。

〔提出議員（今西 菊乃君） 登壇〕

○提出議員（15番 今西 菊乃君） 発議7号、平成28年12月16日、老岐市議会議長鵜瀬和博様、提出者、老岐市議会議員今西菊乃、賛成者、老岐市議会議員小金丸益明、町田正一。

議会活性化特別委員会の設置に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり老岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

議会活性化特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、議会活性化特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、議会活性化特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。3、目的、老岐市議会の活性化に関する調査。4、委員の定数、7名。5、委員の氏名、赤木貴尚、土谷勇二、音嶋正吾、田原輝男、市山繁、牧永護、今西菊乃。6、期限、閉会中も継続して調査終了までといたします。

以上です。

〔提出議員（今西 菊乃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し

たいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、発議第7号議会活性化特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時59分休憩

.....
午前11時07分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活性化特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

議会活性化特別委員会の委員長に15番、今西菊乃議員、副委員長に9番、田原輝男議員に決定いたしました。

日程第47. 発議第8号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第47、発議第8号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。15番、今西菊乃議員。

〔提出議員（今西 菊乃君） 登壇〕

○提出議員（15番 今西 菊乃君） 発議第8号、平成28年12月16日、壱岐市議会議長鵜瀬和博様、提出者、壱岐市議会議員今西菊乃、賛成者、壱岐市議会議員市山和幸、久間進。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出内容、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有す

る地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日。長崎県壱岐市議会。

提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上です。

〔提出議員（今西 菊乃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、発議第8号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第48. 委員会の閉会中の継続審査・継続調査の申し出の件

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第48、委員会の閉会中の継続審査・継続調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、委員会の調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査・継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査、継続調査をすることに決定しました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。12月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、彦根市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、市長から挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 彦根市議会定例会12月会議の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

12月2日から本日まで、15日間にわたり本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議を賜り、また、さまざまな御意見や御助言を賜りまして、まことにありがとうございました。賜りました御意見等につきましては十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、御報告が1件ございます。このたび、国へ申請しておりました構造改革特別区域計画、いわゆる構造改革特区申請でございますが、11月29日付をもって認定された旨、連絡がございました。名称は実りの島彦根どぶろく特区でございます。この特区認定は、農業者がみずからの生産物、農産物等を活用し、どぶろくを製造することが可能となるものでございまして、まさしく農業の6次産業化を推進するものでございます。この特区認定による農産物及び加工商品の

高付加価値化は、農家所得の向上、後継者育成や雇用の場の創出など、地域経済の活性化に寄与するものと考えております。

本市は、麦焼酎発祥の地でございますが、今や世界的なブランドとなった壱岐焼酎は、大陸から伝わった蒸留法と、島民が自家製醸造していたどぶろくが結びついてできたと言われております。このようなことから、壱岐焼酎の起源ともいえるどぶろくを農業者が製造することで、壱岐焼酎の歴史的なストーリーが再認識され、壱岐焼酎ブランド力のさらなる向上とともに、焼酎とその起源たるどぶろくの島壱岐のブランドの確立に期待を寄せております。

さて、早いもので本年も残りわずかとなりました。4月の市長選挙において3期目の市政を担当させていただき、新規新たに取り組んでまいりましたが、この1年を顧みますとき、最大の出来事は、何と申しましても4月20日の国境離島新法の成立でございます。御承知のとおり、この法律は自由民主党離島振興特別委員長谷川弥一衆議院議員の筆舌に尽くせぬ御尽力のたまものではありますが、私も壱岐市長として、そして全国離島振興協議会長として与野党の国会議員の先生方や、関係省庁に新法の必要性を訴え続けてまいりました。

新法の制定を受け、本市におきましては壱岐市国境離島新法協議会を設立し、市発展の大きな後ろ盾となるこの法律を最大限活用すべく、目下民間と市議会、そして市が一体となり、まさに全島挙げて取り組んでいるところであります。

次に、12月会議初日の行政報告でも申し上げましたが、今年1日、こころ医療福祉専門学校壱岐校が開校いたしました。このことは、不足する介護人材育成に資することはもちろん、人口減少対策、地域活性化に大きな期待を寄せているところでございます。

また、ことしは例年の行事、イベントに加え、多くの新たな取り組みをいたしました。特に、初開催の壱岐ウルトラマラソン2016は、鉄人ランナーと沿道の応援、子供たちを含むボランティアなど、島を挙げてのすばらしい大会となりました。

そのほかにもねりんピック長崎ウオークラリー交流大会、姉妹都市諏訪市との友好のきずなを深めた壱岐市御柱祭り、壱岐市消防団の健闘が光った消防操法大会、そして壱岐っ子たちの全国大会や九州大会での大活躍など、ことしもさまざまな出来事がございました。今後も壱岐市の未来のために、そして将来を担う子供たちのため、議員皆様とともに、さらなる熱意を持って誠心誠意、市民皆様の目線に立った市政運営に取り組んでまいります。

これから年末年始にかけ、大変多忙な時期でございます。市民皆様並びに議員皆様におかれましては、健康に十分留意なされ、健やかに輝かしい新年を迎えられますことを心から祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 私からも、閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

市民の皆様におかれましては、ことし1年壱岐市議会に対しまして御理解、御協力をいただき、まことにありがとうございました。

先ほど市長も言われました全国の離島の悲願でありました国境離島新法が平成28年の4月20日に成立し、同月27日に公布をされました。内閣府は、8月30日に国境離島新法に関して、施行初年度となる来年の平成29年度関連予算の概算要求を公表、離島と本土を結ぶ航路、航空路の運賃の引き下げなどに充てる地域社会維持推進交付金、仮称ですが、の創設に50億円を計上しております。交付率は2分の1の予定で、地方自治体の負担分を加えた事業費ベースでは100億円となりました。また、各府、省の計上の離島向け予算も国費ベースで7億円増加をしております。

本市では、市内の経済団体代表らでつくります壱岐市国境離島新法協議会を8月31日に設立し、新法への取り組みを本格化させております。

今回の国境離島新法成立に御尽力くださいました谷川代議士、金子先生を初め、関係皆様に深い敬意を表し、お礼を申し上げます。

私ども議会といたしましても、今後とも国境離島新法活用に向け、関係機関と一丸となって壱岐市発展のために取り組んでまいりますので、市民皆様の御理解と御協力をお願いします。

本年も残りわずかとなり、これから寒さも厳しくなります。議員皆様初め、市民皆様にはくれぐれも健康に御留意され、御健勝にて明るい新年を迎えられますよう心から祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、平成28年壱岐市議会定例会12月会議を終了いたします。

ここでお諮りします。会議規則第7条の規定により、本日をもって平成28年壱岐市議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本日をもって平成28年壱岐市議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午前11時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鶴瀬 和博

署名議員 市山 繁

署名議員 牧永 護

閉会中継続審査 申出書

委員会名	事 件
総務文教厚生 常任委員会 産業建設 常任委員会	事件 請願第2号 沓崎市立芦辺中学校校舎新築工事の早期着工に関する請願 理由 更に慎重な審査を必要とするため

閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	事件 ・本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項 期限 ・次期定例会招集日前日まで
総務文教厚生 常任委員会	事件 ・総務部、市民部、消防本部、教育委員会、健康保健課、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する調査
産業建設 常任委員会	事件 ・企画振興部、農業水産部、建設部、環境衛生課及び農業委員会の所管に関する調査